

2009 年度 修 士 論 文

史跡整備における集落生態系の復原  
Reconstruction of village ecosystem  
by environmental designs on historical sites

酒 井 宏 美  
Sakai, Hiromi

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
社会文化環境学専攻

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| はじめに .....               | 1  |
| 第1章 研究の背景 .....          | 2  |
| 第2章 研究の目的と方法.....        | 4  |
| 第3章 史跡の保護と整備.....        | 5  |
| 3.1 史跡の保護.....           | 5  |
| 3.1.1 史跡とは.....          | 5  |
| 3.1.2 文化財保護制度の変遷 .....   | 9  |
| 3.2 史跡の整備.....           | 18 |
| 3.2.1 史跡整備とは .....       | 18 |
| 3.2.2 史跡整備の変遷.....       | 20 |
| 3.2.3 整備体制.....          | 27 |
| 3.2.4 整備の流れ.....         | 29 |
| 第4章 史跡整備における植生復原の理念..... | 32 |
| 4.1 史跡整備における植生復原.....    | 32 |
| 4.2 整備の動向.....           | 33 |
| 4.2.1 御所野遺跡 .....        | 33 |
| 4.2.2 宮畑遺跡.....          | 40 |
| 4.2.3 平出遺跡.....          | 46 |
| 4.2.4 問題点の整理 .....       | 53 |
| 4.3 集落生態系復原の基本理念.....    | 55 |
| 4.3.1 復原の目的 .....        | 55 |
| 4.3.2 基本理念の提示.....       | 56 |
| 第5章 集落生態系の復原方法 .....     | 60 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 5.1 復原の材料と分析方法.....         | 60  |
| 5.2 遺構保護造成.....             | 62  |
| 5.3 復原の試み－平出遺跡を事例として－.....  | 64  |
| 5.3.1 平出遺跡整備事業の概要.....      | 64  |
| 5.3.2 復原の視点.....            | 68  |
| 5.3.3 縄文の村整備計画.....         | 69  |
| 5.3.4 古代の農村・古墳時代地区整備計画..... | 75  |
| 5.3.5 古代の農村・平安時代地区整備計画..... | 82  |
| 第6章 考察.....                 | 95  |
| 6.1 史跡整備の方向性.....           | 95  |
| 6.2 復原の視点.....              | 96  |
| 6.3 整備内容の修正と更新.....         | 100 |
| 第7章 展望.....                 | 101 |
| 謝辞.....                     | 103 |
| 引用・参考文献.....                | 104 |

図版

はじめに

これまでの考古学は、現代社会とは無縁の浮世離れした世界を連想させてきた。その一因は過去の解明だけに執着してきたことにあるだろう。それに対し、史跡公園は一般に対する研究成果の公開の場であると同時に、「単に学問的な研究対象としてよりも、地域社会の人間生活と密接に関連した生きた現実」（田辺，2005）である。近年、ある種の閉塞感が社会を覆いつつあるが、史跡公園は未来を切り開いていくための歴史意識形成を手助けする存在となり得るものとする。

史跡整備には考古学の研究者以外にも多様な分野の専門家がかかわる。建築物の復原は建築学、建築史学の領域であるし、公園要素の整備は造園学や生態学、植物学の範疇となる。また都市計画や土木などとも関係が深い。すなわち史跡整備は学融合の実践の場であり、複合領域としての環境史学の構築を探るうえでも大きな可能性を秘めている。

## 第1章 研究の背景

日本の史跡整備では、ふつう、その歴史的・学術的な価値を目に見える形にするために建造物や地形、植生などの復原が行われる。これは日本の遺跡の特殊性に起因する。日本では、合成樹脂の登場以前、原始から近代まであらゆる分野の生活用具が木材からつくられていた。木材と並ぶ天然素材である石材と比べると、木材は軽く、加工が容易で衝撃に強い。しかし火に弱く、腐りやすく、壊れやすい。そのため泥炭など湿気の多いところや水辺・水中で堆積した場合など特殊な条件下を除いては、遺物が遺ることはほとんどない。つまり石材などで作られた構築物が遺る諸外国の遺跡と異なり、日本の遺跡ではそこが史跡指定地といわれても歴史を体感することが難しい状況にある。復原はかつて繰り返されていた生活を具体的に捉えられるようにするための手段として非常に効果的といえる。実際の整備にあたっては、発掘後に遺構を埋め戻して保存し、その上に新しい材料で遺跡を表現するという方法が採られている。

史跡整備における植生復原に関して、学問としては非常に未熟な段階にあるといわざるを得ない。これまでの整備事業では関心の大部分が建造物の復原に向けられてきたため、植生復原が研究対象として扱われることはほとんどなかった。また、整備の多くが公共事業として実施されてきたという背景から、その議論も事業担当者が各々の遺跡の整備内容や特徴、問題点について報告するにとどまっている。ゆえに現在の整備をみると、整備目的も復原根拠も曖昧なままとりあえず植栽されているという状態である。

日本では古来より風土の特性を活かして生活が営まれてきたことに鑑みれば、史跡を取り巻いていた環境を知ることは当時の人々の生活や自然観、精神文化を理解することに繋がる。さらに現代社会における生活のあり方の見直しや持続可能な社会構築の一步ともなるだろう。

なお、「ふくげん」という用語について、「広辞苑」（岩波書店・第5版）には「復元・復原」と記載されており、「もとにかえすこと。もとの位置・形態にもどすこと。」とある。

漢字表記の違いによる意味の差異は認められない。ただし文化財を扱う分野ではしばしば「復元」と「復原」の使い分けがなされている。目下（1991）は「土器や家屋のような単独のものを、元通りに戻すのではなくて、過去のさまざまな時代の合成景観（原景観）を再構築するという自分の研究内容には、「元」より「原」のほうがふさわしいと考える」としている。本稿ではこれに倣い「復原」に統一することとした。

## 第2章 研究の目的と方法

本研究の目的は、史跡整備における植生復原を「集落生態系の復原」として具体化し理念の提示を行うとともに、その理念の有効性について実践的な検証を行い、今後の整備の方向性を示すことである。

史跡が法律によって指定されるものである以上、史跡整備も法の基本的な思想や全体構成の枠組みに制約される。そこで第3章では、まず近代以降の文化財保護制度及びその社会背景についてまとめた。次に史跡整備事業の歴史的変遷と現状について検討するとともに、史跡整備を特徴づける整備体制、整備の流れについて整理した。第4章では、これらの枠の中で史跡整備における植生復原がどのような理念の下に、どのような方法で実施されているのかを探ることを目的として、現在整備が進められている3遺跡を事例として取り上げ問題点を抽出した。それを踏まえ、「集落生態系」の定義づけを行うとともに、その基本理念を提示した。第5章では、理念の有効性を検証するために、平出遺跡を事例として集落生態系の復原を試みた。

研究は主に文献調査と現地調査に拠った。事例分析では、分析対象とした御所野遺跡・宮畑遺跡・平出遺跡それぞれの整備委員会資料及び会議録のほか、発掘調査報告書・環境整備事業報告書などの報告書類、その他関係資料を用いた。あわせて整備担当者からの情報収集も行った。また、平出遺跡における平安時代の植生復原を行うにあたっては、木材組織解剖学的手法を用いて炭化材の樹種同定を行った。

## 第3章 史跡の保護と整備

### 3.1 史跡の保護

#### 3.1.1 史跡とは

史跡とは「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号。以下、「法」という。）に規定される記念物の一つである。貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち、重要なものについて文部科学大臣が史跡の指定を行う（法第2条第1項第4号、第109条第1項）。史跡のうち特に重要なものについては特別史跡に指定される（法第109条第2項）。具体的な指定基準は「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）に定められている。内容は以下のとおりである。

#### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

平成 22 年 1 月 1 日現在の指定件数は、特別史跡を含めて 1650 件となっている（表 1・2）。

表 1 種類別・時代別史跡指定件数

（文化庁「記念物」<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/kinenbutsu.html>）

| 分類                   | 原始  |      | 古代  |      | 中世  |      | 近世  |      | 近代 |      | 計     |      |
|----------------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|------|-------|------|
|                      |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |    | 特別史跡 |       | 特別史跡 |
| 貝塚・集落跡・古墳等           | 640 | 14   | 14  |      | 3   |      |     |      |    |      | 657   | 14   |
| 都城跡・国郡庁跡・城跡・官公庁・戦跡等  | 1   |      | 89  | 9    | 172 | 1    | 93  | 9    | 3  |      | 358   | 19   |
| 社寺跡・旧境内等             |     |      | 207 | 14   | 52  |      | 10  |      |    |      | 269   | 14   |
| 学校その他教育・学術・文化に関する遺跡  |     |      | 1   |      | 1   |      | 20  | 3    | 3  |      | 25    | 3    |
| 医療施設その他社会・生活に関する遺跡   |     |      |     |      | 3   |      | 3   |      |    |      | 6     | 0    |
| 交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡 | 11  |      | 39  |      | 25  |      | 80  | 2    | 15 |      | 170   | 2    |
| 墳墓・碑等                |     |      | 10  | 3    | 11  |      | 54  |      | 1  |      | 76    | 3    |
| 旧宅・園池等               |     |      | 6   |      | 19  | 2    | 57  | 4    |    |      | 82    | 6    |
| 外国及び外国人に関する遺跡        |     |      |     |      |     |      | 6   |      | 1  |      | 7     | 0    |
| 合計                   | 652 | 14   | 366 | 26   | 286 | 3    | 323 | 18   | 23 | 0    | 1,650 | 61   |

表2 都道府県別史跡指定件数

(文化庁「文化財指定等の件数」<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/shitei.html>)

|     | 史跡    |      | 史・名 |      | 史・天 |      | 名・史 |      | 天・史 |      | 計     |      |
|-----|-------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-------|------|
|     |       | 特別史跡 |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |     | 特別史跡 |       | 特別史跡 |
| 北海道 | 50    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 50    | 1    |
| 青森  | 19    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 19    | 1    |
| 岩手  | 28    | 3    |     |      |     |      |     |      |     |      | 28    | 3    |
| 宮城  | 33    | 1    | 1   |      |     |      |     |      |     |      | 34    | 1    |
| 秋田  | 11    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 11    | 1    |
| 山形  | 23    |      |     |      |     |      | 1   |      |     |      | 24    | 0    |
| 福島  | 42    |      | 2   |      |     |      |     |      |     |      | 44    | 0    |
| 茨城  | 26    | 3    | 1   |      |     |      |     |      |     |      | 27    | 3    |
| 栃木  | 35    | 1    |     |      | 1   | 1    |     |      |     |      | 36    | 2    |
| 群馬  | 45    | 3    |     |      |     |      |     |      |     |      | 45    | 3    |
| 埼玉  | 18    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 18    | 0    |
| 千葉  | 26    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 26    | 0    |
| 東京  | 42    | 1    | 1   | 1    |     |      | 2   | 1    | 1   |      | 46    | 3    |
| 神奈川 | 52    |      |     |      |     |      | 2   |      |     |      | 54    | 0    |
| 新潟  | 28    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 28    | 0    |
| 富山  | 18    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 18    | 0    |
| 石川  | 22    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 22    | 0    |
| 福井  | 23    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 23    | 1    |
| 山梨  | 12    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 12    | 0    |
| 長野  | 33    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 33    | 1    |
| 岐阜  | 21    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 21    | 0    |
| 静岡  | 40    | 3    |     |      |     |      | 1   |      |     |      | 41    | 3    |
| 愛知  | 35    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 35    | 1    |
| 三重  | 34    | 1    |     |      |     |      | 1   |      |     |      | 35    | 1    |
| 滋賀  | 40    | 2    |     |      |     |      | 4   |      |     |      | 44    | 2    |
| 京都  | 66    |      | 15  | 3    |     |      | 8   |      |     |      | 89    | 3    |
| 大阪  | 67    | 2    |     |      |     |      |     |      |     |      | 67    | 2    |
| 兵庫  | 44    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 44    | 1    |
| 奈良  | 110   | 9    | 3   | 1    |     |      | 2   |      |     |      | 115   | 10   |
| 和歌山 | 22    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 22    | 1    |
| 鳥取  | 30    | 1    |     |      |     |      | 1   |      |     |      | 31    | 1    |
| 島根  | 48    |      | 3   |      |     |      |     |      |     |      | 51    | 0    |
| 岡山  | 46    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 46    | 1    |
| 広島  | 23    | 1    | 1   | 1    |     |      |     |      |     |      | 24    | 2    |
| 山口  | 37    |      | 1   |      | 1   |      |     |      |     |      | 39    | 0    |
| 徳島  | 8     |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 8     | 0    |
| 香川  | 17    | 1    |     |      | 1   |      |     |      |     |      | 18    | 1    |
| 愛媛  | 11    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 11    | 0    |
| 高知  | 9     |      |     |      |     |      |     |      | 1   |      | 10    | 0    |
| 福岡  | 80    | 4    |     |      |     |      |     |      |     |      | 80    | 4    |
| 佐賀  | 21    | 2    |     |      |     |      |     |      |     |      | 21    | 2    |
| 長崎  | 28    | 2    |     |      |     |      |     |      |     |      | 28    | 2    |
| 熊本  | 35    | 1    |     |      |     |      | 1   |      |     |      | 36    | 1    |
| 大分  | 38    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 38    | 1    |
| 宮崎  | 22    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 22    | 1    |
| 鹿児島 | 24    |      |     |      |     |      |     |      | 1   |      | 25    | 0    |
| 沖縄  | 33    |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 33    | 0    |
| 二府県 | 18    | 1    |     |      |     |      |     |      |     |      | 18    | 1    |
| 合計  | 1,593 | 53   | 28  | 6    | 3   | 1    | 23  | 1    | 3   | 0    | 1,650 | 61   |

(注)「史・名」は史跡と名勝の重複指定、「史・天」は史跡と天然記念物の重複指定、「名・史」は名勝と史跡の重複指定、「天・史」は天然記念物と史跡の重複指定を意味する。

史跡に指定されるまでの流れは図1の通りである。まず、指定を受けようとする遺跡の所在する地方公共団体から文部科学省あてに国史跡指定申請書が提出される。次に法第153条第1項第7号に基づき文部科学大臣から文化審議会へ諮問され、審議にかけられる。文化審議会とは文部科学省設置法第29条及び文化審議会令に基づき、文部科学大臣によって任命された学識経験者で構成される組織である。史跡の指定に関しては文化財分科会が担当している。審議が終了すると文化審議会から文部科学大臣へ指定の当否について答申がなされる。史跡指定が決定した場合は、法第109条第3項に基づいて対象の遺跡名と所在地、指定範囲が官報に告示されるとともに当該史跡の所有者及び権原に基づく占有者への通知が行われる。以上が一連の流れである。なお、法律上、土地所有者及びその他の権利者の同意や関係行政との調整に関する規定はないが、指定後の保護措置の円滑な推進などの観点から実態上は指定を行う際の必要要件とされている。

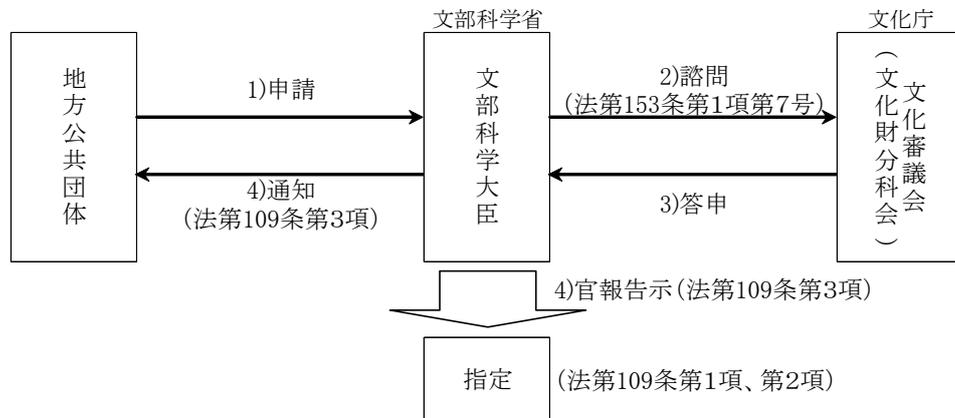


図1 史跡指定の流れ

史跡以外の遺跡については埋蔵文化財制度の対象となる。埋蔵文化財行政は遺跡の保存を目的として行われるものではあるが、制度自体には保存に関する規定はない。発掘調査後に破壊される遺跡は開発申請件数の99%に及んでおり（坪井，2003）、保存される遺跡はきわめて限られているのが現状である。

### 3.1.2 文化財保護制度の変遷

#### (1) 明治期から終戦まで

明治維新は国の政治、社会、文化すべてにわたり急激な変革をもたらした。欧米の近代の技術・経済制度・風俗習慣の輸入によって個人の衣食住や生活規範も大きな影響を受けた。これは同時に、新しい文化の受容のためには旧習を避け日本古来の純風美俗や伝存する美術品、建造物など歴史的・伝統的なものを破壊しなければならないとする旧物破壊的な行為を招いた。さらに明治元年（1868）に出された神仏分離令<sup>1</sup>をきっかけに仏寺・仏像・仏具の破壊といった廃仏毀釈運動が活発化したこと、その3年後に出された太政官布告によって社寺領の国への返納<sup>2</sup>を命ぜられたことが直接的な打撃となり、寺院の経済力は極度に窮迫した。このような状況は古器宝物類の保存が急務であることを識者に認識させるとともに、保護の動きを芽生えさせることとなった。一方、欧米では万国博覧会をきっかけにジャポニスムとよばれる日本ブームが起こっており<sup>3</sup>、富国強兵・殖産興業政策を推し進める政府にとって美術工芸品・伝統工芸品は重要な産業資本となっていた。政府は輸出貿易拡大及び海外販路のさらなる開拓を求め、日本に博物館をつくり博覧会を開催することを目指した。明治4年（1871）4月には大学<sup>4</sup>から太政官弁官あてに「集古館の建設等に関する献言」が提出され、集古館を建設すべきこと、集古館の建設が直ちにできない場合は各地方へ古器旧物の保護を布告すべきことを求めた。これを受けて同年5月、「古器旧物保存方」が布告された。宝物類をはじめとした古器旧物を保全すべきことを全国に通達する

---

<sup>1</sup> 明治元年3月から10月にかけて出された神道国教化推進のための宗教政策。まず3月17日に諸神社の別当・社僧に還俗が命じられ、同月28日に神社から仏具・仏像等を除去するよう布告された（神仏判然令）。以後、鎮守神の独立、習合神の菩薩・権現号の剥奪などが行われ、神仏習合の伝統は破壊された。

<sup>2</sup> 明治4年（1871）太政官布告により、社寺に対し「必要な境内地等を除くほかの社寺領」の土地が命ぜられた。

<sup>3</sup> 日本の万博への正式参加は、慶応3年（1867）のパリ万博において徳川幕府・薩摩藩・佐賀藩が出展したのが最初である。明治政府としての初参加は明治6年（1873）のウィーン万博である。

<sup>4</sup> 明治初期の最高教育機関であり中央教育行政機関を兼ねた。明治4年（1871）7月、文部省の設置に伴い廃止された。

とともに、各地方官庁で品目、所蔵人を調査のうえ政府に報告するよう指示したものである。日本における最初の文化財保護制度であるものの、その目的は古器旧物の収集保存と目録作成にあり、純粋に文化財の保護を目指したものではなかった。

古器旧物保存方の布告によって文化財保護の気運は確実に高まり、明治 30 年（1897）には「古社寺保存法」が制定された。この制定には、明治 27 年（1894）から 28 年（1895）にかけて起こった日清戦争に伴う民族的自覚の高揚も影響している。制度の特徴は宝物類とともに建造物が保護の対象に加えられたことにある。社寺所有の建造物と宝物類のうち歴史の證徴又は美術の模範となるべきものを内務大臣が「特別保護建造物」「国宝」として指定し、処分の禁止などの保護措置を規定した。この指定制度は日本における文化財保護制度の特徴のひとつとして現在まで引き継がれている。また、社寺がその所有する建造物及び宝物類の維持修理が不可能な場合には保存金の下付を出願できるともされた。なお、第 19 条には名所旧蹟に対する準用規定が設けられていたが、実効性を伴ったものではなかった。

遺跡の保護は古器旧物ほどには注目されることがなかった。保存への動きがみられるようになったのは明治から大正にかけてのことである。この時期、文明開化の潮流の中で土地の開拓や道路・鉄道の新設、工場の設置が相次ぎ、多くの史蹟名勝天然記念物<sup>5</sup>が破壊の危機にさらされていた。最初に声を上げたのは植物学者の三好学であった。三好は欧米諸国の天然記念物保護に関する制度を見聞し、日本においても取り入れる必要があると主張した。保存運動の広がりとともに国内世論も高まりをみせ、明治 44 年（1911）3 月には帝国議会貴族院に「史蹟及び天然記念物保存に関する建議案」「名所旧蹟古墳墓保護ニ関スル建議案」「名勝地維持保存ニ関スル建議案」が提出・可決されるに至った。これらを受けて史跡保護に関する規定を含んだ最初の法律である「史蹟名勝天然記念物保存法」が公布されたのは大正 8 年（1919）4 月 10 日のことである。その内容は、内務大臣が指定した史蹟・

---

<sup>5</sup> 文化財保護法の制定以前は、史跡は「史蹟」、記念物は「紀念物」と表記されるのが一般的であった。本稿もそれに従った表記とする。

名勝・天然記念物を保護の対象とすること、原状変更及び保存に影響を及ぼす行為については地方長官の許可が必要であること、地方公共団体による指定物件の管理など、現行の史跡保護制度の原型といえるものである。また、開発から護ることを目的として制定されたという経緯から、指定物件の保存を第一義とした内容となっている。すなわち「現状凍結保存」と称される遺跡保護の考え方もこのときに誕生したとみることができる。

## (2) 文化財保護法の制定

太平洋戦争終結後、国の政治体制と社会の基本構造の変革による混乱の中で文化財の保存は憂慮すべき事態に陥った。戦災による国土の破壊、大量の罹災者・外地からの引き揚げ者の帰国による住宅の絶対的な不足に起因する国宝建造物の不法占拠、財産税その他の高率課税による国宝の闇流出などである。しかし財政の窮迫に加えて戦災復興が急務とされたことから、政府は十分な措置をとることができないでいた。このような状況の中、法隆寺金堂で火災が発生し壁画が焼失するという事故が起こった。昭和 24 年（1949）1 月 26 日である。これをきっかけに文化財保護に関する社会的な関心が急激に高まり、参議院議員山本有三らを中心として法整備に向けた動きが本格化することとなった。その制定過程では、初期段階においては参議院文部委員会、参議院文部委員会それぞれで独自に検討が行われていた。これが参議院文部委員会に一本化されたのは、昭和 24 年 9 月 26 日に衆議院文部委員会が「重要文化財保護法案要綱」を、同年 10 月 13 日に参議院文部委員会が「文化財保護法案修正要綱」を作成して以降のことである。この後、参議院文部委員会において両要綱に基づいた審議が進められ、昭和 25 年（1950）4 月 25 日、通算第 10 次案となる「文化財保護法案」が可決され、同年 5 月 30 日「文化財保護法」として公布されるに至った。その内容は、従来の「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然記念物保存法」を統合しその制度を引き継ぐとともに、無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度を新しく加えたものであった。

文化財保護法の主な特徴は次の2点である。第1に、性格を異にする広範な文化財を統一的に保護の対象としている点である。文化的と考えられるものすべてを文化財という概念に包括し、同一の保護法の下に置いた<sup>6</sup>。なお、史跡名勝天然記念物は当初、保護の対象に含まれていなかった。「史蹟名勝天然記念物保存法」をそのまま存続させることとされていたのである。検討段階の後期に至ってもなお、モノではない史跡名勝天然記念物を文化財の範疇に含めるかどうかについては議論が分かれていた。しかし「最終的には、その物件について学術上の価値を発見し又は他の自然物の中から特に学術上価値のあるものとして選定されたことにおいて人類による無形の価値付与が加えられているのであるから、仮に人工的な価値の創造や付加が行われていないものであっても文化財と称することができる」との考え方によりこれを文化財の一類型として包摂することとされた<sup>7</sup>（文化庁，2001）。特徴の第2は、従来の法律がすべて「保存」法であったのに対し「保護」法とした点である。文化財保護法第1条は、その目的について「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と謳っている。すなわち「保護」とは保存と活用から成る概念と理解することができる。この点に関し文化財保護委員会編（1960）は、「このような伝統と創造活動の所産は、人間社会の向上と発展の基礎を築くために貴重な財産となるのであって、これは単に倉庫の中に空しくしまいこまれる、骨董的な過去の死物と同一視さるべきものではなく、やがて将来の文化をも産み出すための生ける財産として価値あるものでなければならない」との考えを示している。

なお、文化財保護法が成立した昭和25年は日本がまだ連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers：GHQ）の間接統治を受けていた時代である。GHQは政治経済政策と文化政策を占領政策の対軸とし、前者は民政局（Government Section：GS）が、後者は民間情報教育局（Civil Information

---

<sup>6</sup> 「文化財」という用語が広く用いられるようになったのも文化財保護法の公布以後のことである（伊藤，1999）。

and Education Section : CIE) が管轄した。CIE の任務のひとつには「芸術作品や古美術品、文化的遺産、宗教的な遺物、図書館、美術館、古文書の貯蔵庫、宗教的建築物、そして歴史的建造物といったものの保護、維持、補修その他の処置に関して最高司令官に勧告をおこなう」ことがあり、GHQ が文化財行政にも関与していたことを示している（谷川，2002）。文部省は昭和 20 年 11 月という戦後きわめて早い段階に国宝や記念物などすべての保存対象物の被災状況に関し全国的な把握調査を行っているが、これは文部省自らの発案ではなく GHQ の命令によるものであったという（文部省編，1972）。この事実から、文化財行政に対する GHQ の関心が高かったことが推定される。文化財保護法の制定と GHQ の関係については、金井（2008）は「公刊された資料をみる限り文化財保護法の成立に GHQ が強く関与した形跡は認められない」が、「文化財保護法の審議過程において CIE では法案の対訳を逐次作成しており、また必要に応じて意見書を出すなど法案の作成に間接的ながらも密接に関与していた」としている。以上から、文化財保護法成立に至る戦後の文化財行政は GHQ によって牽引された面が多少なりともあったものと考えられる。

### (3) 文化財保護法の改正

文化財保護法制定後、時代の要請に基づいて順次保護対象範囲の拡大とともに保護手法の強化が行われてきた。現在、保護対象とされているのは有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 類型である（図 2）。

大きな制度改正が行われた昭和 29 年、昭和 50 年、平成 8 年、平成 7 年の内容について、以下にその概要を述べる。昭和 29 年（1954）改正は法制定後の社会の発展・変化に対応したものであり、それまでの行政運営の経験に照らして制度の整備強化が目的とされた。無形文化財の指定制度の新設、民俗資料の保護対象範囲の拡大などが行われた。昭和 50 年（1975）改正は、昭和 30 年代後半から 40 年代における高度経済成長期の下、文化財を支える社会基盤、生活基盤の変化が広汎に進行したことに対応して実施された。伝統的建造

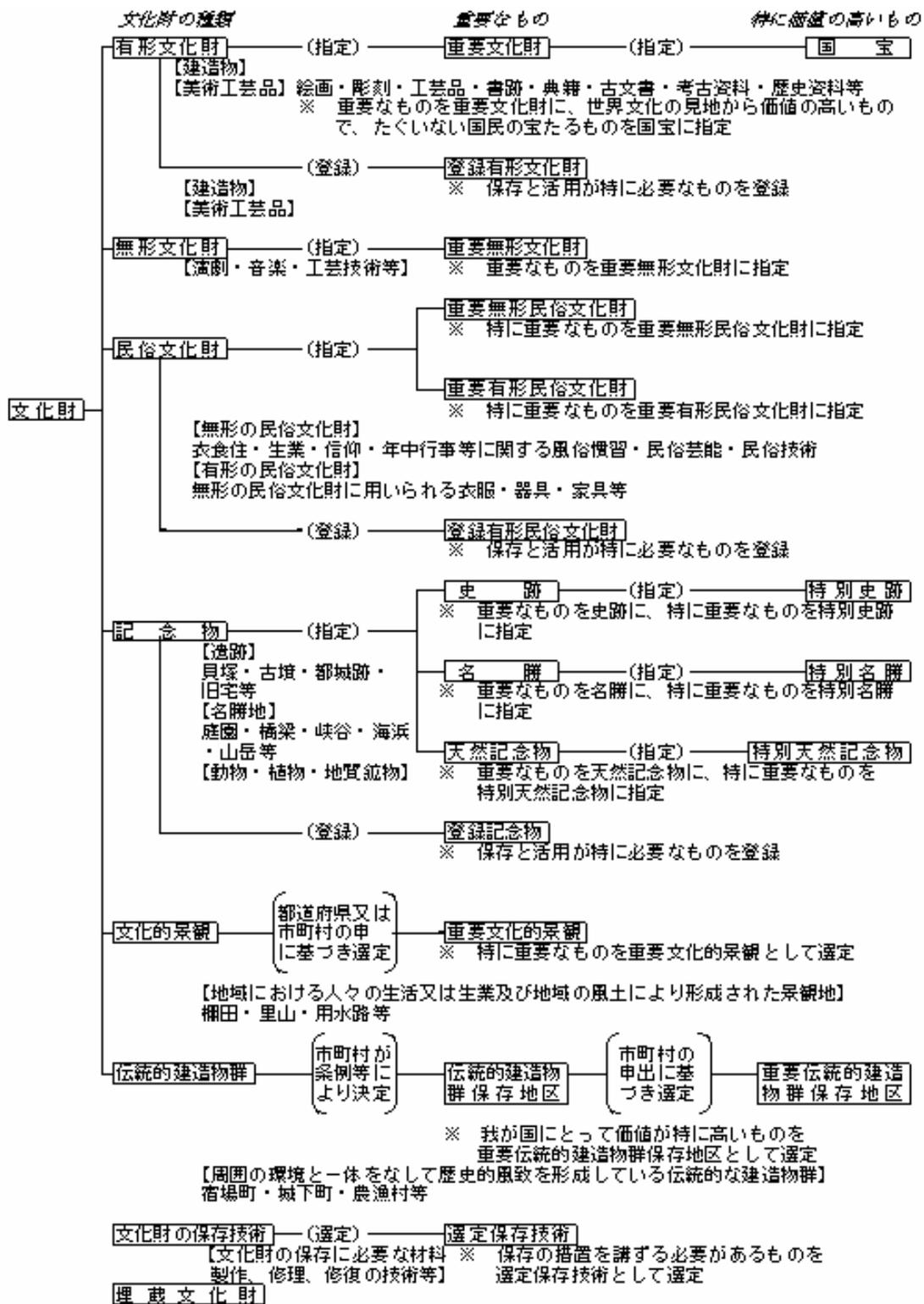


図2 文化財保護の体系

(文化庁「文化財の体系図」 <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/gaiyou.html>)

物群保存地区選定制度が新設されたほか、民俗資料の呼称を民俗文化財に改めるとともに無形の民俗文化財についての指定制度が創設された。平成8年（1996）改正では、より緩やかな規制の下で幅広い保護を行うことを目的として登録文化財制度が新設された。具体的には、建造物のうち国及び地方公共団体が指定した文化財以外のもので保存及び活用の措置が特に必要とされるものについて、届出制と指導・助言・勧告を基本とする保護措置を講じるとするものである。これにより多種多様かつ大量に存在する近代の文化財建造物を後世に幅広く継承していくことが可能となった。平成16年（2004）改正では文化的景観選定制度が新設された。文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」をいう（法第2条第1項第5号）。文化的景観のうち特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき重要文化的景観に選定することとした。また同年の改正では登録制度の適用範囲の拡大も行われ、建造物以外の有形文化財もその対象に加えられることとなった。

#### (4) まとめ

表3は明治以降から現在までの文化財保護制度について年表に整理したものである。日本における文化財保護は基本的に破壊の危機に対応して行われてきた（中村，1999）。明治維新期の旧物破壊主義と廃仏毀釈の風潮に伴う文化財破壊の危機を背景として「古器旧物保存方」「古社寺保存法」が制定され、明治末から大正にかけての近代化に伴う国土開発や工業化の進展による記念物破壊の危機に対応するために「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定された。「文化財保護法」は太平洋戦争終結後の混乱の中、法隆寺金堂壁画が焼損したことを直接的なきっかけとする。どれもが緊急の課題の解決のみを目的としたものだった。文化財保護法の改正も社会的要請への対応にとどまるもので、保護制度の本質的な見直しは現在まで行われたことがない。文化財保護法が国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関ス

ル法律、史蹟名勝天然紀念物保存法の各制度を踏襲したものであることを考えれば、現行の保護制度の基礎は戦前にまで遡ることになる。

以上から、文化財保護制度は時代に即した明確な理念を有していたとはいえ、とりあえず現状を維持しておくとする姿勢がみられる。文化財の保護は不要不急であるとして、行政事務のうちでも後回しにされやすい傾向にあったと思われる。

表3 文化財保護制度年表

|              | 文化財保護関係  | 関連事項                       |
|--------------|--|----------------------------|
| 明治元年 (1868)  |  | 3.28 神仏判然令布告               |
| 明治4年 (1871)  | 4.26 大学、集古館の建設等に関する建議<br>5.23 古器旧物保存方布告. 祭器、古書画等31品目の古器旧物の保存について布告<br>7.18 大学を廃し文部省を設置 | 1.5 社寺領上知令布告               |
| 明治27年 (1894) |  | 8.1 日清戦争<br>(~明治28年)       |
| 明治28年 (1895) | 3.4 古社寺保存に関する建議  |                            |
| 明治30年 (1897) | 6.5 古社寺保存法公布. 古社寺所有の建造物、宝物類をそれぞれ特別保護建造物・国宝として保存  |                            |
| 明治37年 (1904) |  | 2.10 日露戦争<br>(~明治38年)      |
| 明治44年 (1911) | 3.15 三好学ら、史蹟及び天然紀念物保存に関する建議<br>12.10 史蹟名勝天然紀念物保存協会設立                                   |                            |
| 大正8年 (1919)  | 4.10 史蹟名勝天然紀念物保存法公布  |                            |
| 大正9年 (1920)  | 1.28 史蹟名勝天然紀念物保存要目公布   |                            |
| 昭和4年 (1929)  | 3.28 国宝保存法公布. 宝物その他の物件を国宝として保存   |                            |
| 昭和8年 (1933)  | 4.1 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律公布. 国宝以外の文化財の保存   |                            |
| 昭和16年 (1941) |  | 12.8 太平洋戦争<br>(~昭和20.8.15) |
| 昭和24年 (1949) |  | 1.26 国宝法隆寺金堂火災             |
| 昭和25年 (1950) | 5.30 文化財保護法公布(昭和25.8.29施行)   |                            |
| 昭和26年 (1951) | 5.10 国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然紀念物及び史跡名勝天然紀念物指定基準の告示                                       |                            |
| 昭和29年 (1954) | 5.29 文化財保護法の一部を改正する法律公布(昭和29.7.1施行). 無形文化財・民俗資料に関する制度の整備                               |                            |
| 昭和43年 (1968) | 6.15 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律公布(同日施行). 文化庁及び文化財保護審議会発足                           |                            |
| 昭和50年 (1975) | 7.1 文化財保護法の一部を改正する法律(昭和50.10.1施行). 伝統的建造物群保存地区選定制度の新設. 民俗文化財指定制度の整備                    |                            |
| 平成8年 (1996)  | 6.12 文化財保護法の一部を改正する法律公布(平成8.10.1施行). 登録有形文化財制度の新設                                      |                            |
| 平成16年 (2004) | 5.28 文化財保護法の一部を改正する法律公布(平成17.4.1施行). 文化的景観選定制度の新設. 登録制度の拡大                             |                            |

## 3.2 史跡の整備

### 3.2.1 史跡整備とは

文化財保護法には史跡整備に関する規定は設けられていない。文化庁は「史跡の適切な保存・管理を行うための施設の設置及び復旧等をはじめ、来訪者に向けて適切に公開・活用する上で必要となる遺跡の表現、修景、便益等の諸施設の設置をも含めた総合的な行為」と定義している（文化庁文化財部記念物課，2005）。キーワードとなっているのは「保存」「管理」「復旧」「公開・活用」である。そこで、これらが法的にどのように規定されているか確認しておきたい。

#### (1) 保存

保存については、史跡の現状変更に関し規制を加えることにより達成されたとする。法第 125 条第 1 項には、史跡の「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。現状変更行為とは史跡の現状に物理的行為による変更を加える行為をいい、保存に影響を及ぼす行為とは物理的に現状に変更を及ぼすものではないが史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為と解されている<sup>7</sup>。保存に影響を及ぼす行為には指定地域内のみならず指定地域外における行為も含まれる（法第 128 条第 1 項）。また、許可を受けないで行われた現状変更については、文化庁長官は原状回復を命ずることができる（法第 125 条第 7 項）。

現状変更等の許可を得られなかったり許可に条件を付されたりしたことによって損失を受けた者に対しては、国はその不許可等によって通常生ずる損失を補償することとされている（法第 125 条第 5 項、第 184 条第 4 項）。ただし実際にはこの規定によらず、地方公共

---

<sup>7</sup> 奈良地裁判決昭和 48 年 6 月 4 日、大阪高裁判決昭和 49 年 9 月 11 日による。

団体による土地の買い上げ（法第 129 条第 1 項）が実質的な補償措置となっている。買い取った区域については整備を行うことが可能となるため、活用面においても有益な施策といえる。

## (2) 管理・復旧

管理及び復旧は、人為的・積極的な破壊以外の経年的な劣化、破損等を防止するための経常的な維持管理や修理など、史跡の現状保存を目的として行われるものである。管理の具体的内容については、法第 115 条第 1 項に標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置が定められているのみであるが、このほか日常的な清掃・除草等の維持管理をはじめ、防火・消火装置、避雷設備等の防災施設の設置等の措置も含むものと解されている（文化庁，2001）。復旧については明確な規定はないが、重要文化財における「修理」と同義とされ、毀損や衰亡の状態から元の状態に復する措置を指すものとされている。「復旧」という用語が用いられているのは、史跡名勝天然記念物は動植物も含むことから「修理」の語は馴染まないとされたためである（文化庁，2001）。管理・復旧を担うのは通常、文化庁長官によって管理団体に指定された地方公共団体である。史跡の多くは複数の所有者に分有された民有地にあり、かつ、所有者は遺跡保護とは無関係の目的でその土地を利用しているため、管理・復旧までを所有者に期待することは困難と考えられるためである（和田，2004a）。

## (3) 公開・活用

文化財保護法には史跡の公開・活用に関する具体的な規定は存在しない。活用について第 1 条で総括的に言及されているのみである。現状を概観すると、活用とは地域住民を含めた来訪者の史跡への理解を助けるための施策をはじめ、史跡を学習し、憩い、その他の効用を発揮させるための各種の施策ということができる。公開はこのような活用の前提を

成す措置として理解できる。

### 3.2.2 史跡整備の変遷

法的に活用という概念が示された文化財保護法の制定以降、史跡整備は文化庁の国庫補助事業として行われることが一般的となった。そこで、各時代の史跡整備をめぐる状況と整備内容の変遷について、国庫補助事業の変遷と併せて検討する（図3）。

#### (1) 昭和20年代～30年代：保存のための整備

文化財保護法制定後しばらくの間は、それまでと同様に保存のみを目的とした整備が行われた。補助事業として用意されたのは「防災施設」「修理」「保存施設」の3種類である。これによって自動火災報知器及び消火栓・貯水槽・避雷施設の設置、台風及び豪雨等の自然災害に対する排水施設・護岸施設の整備を含めた防災施設の設置などが実施された。このうち、とくに重視されたのが防災面の整備である。これは文化財保護法が法隆寺金堂壁画の焼失をきっかけに制定されたものであることの反映と捉えられる。

#### (2) 昭和40年代～60年代：環境整備の誕生と導入

昭和40年代に入ると、産業基盤の確立を目指して策定された「経済自立五ヵ年計画」（昭和30年）、「新長期経済計画」（昭和32年）、「国民所得倍増計画」（昭和35年）など各経済計画に沿って大規模な国土開発プロジェクトが次々に企画されていった。数多くの遺跡が

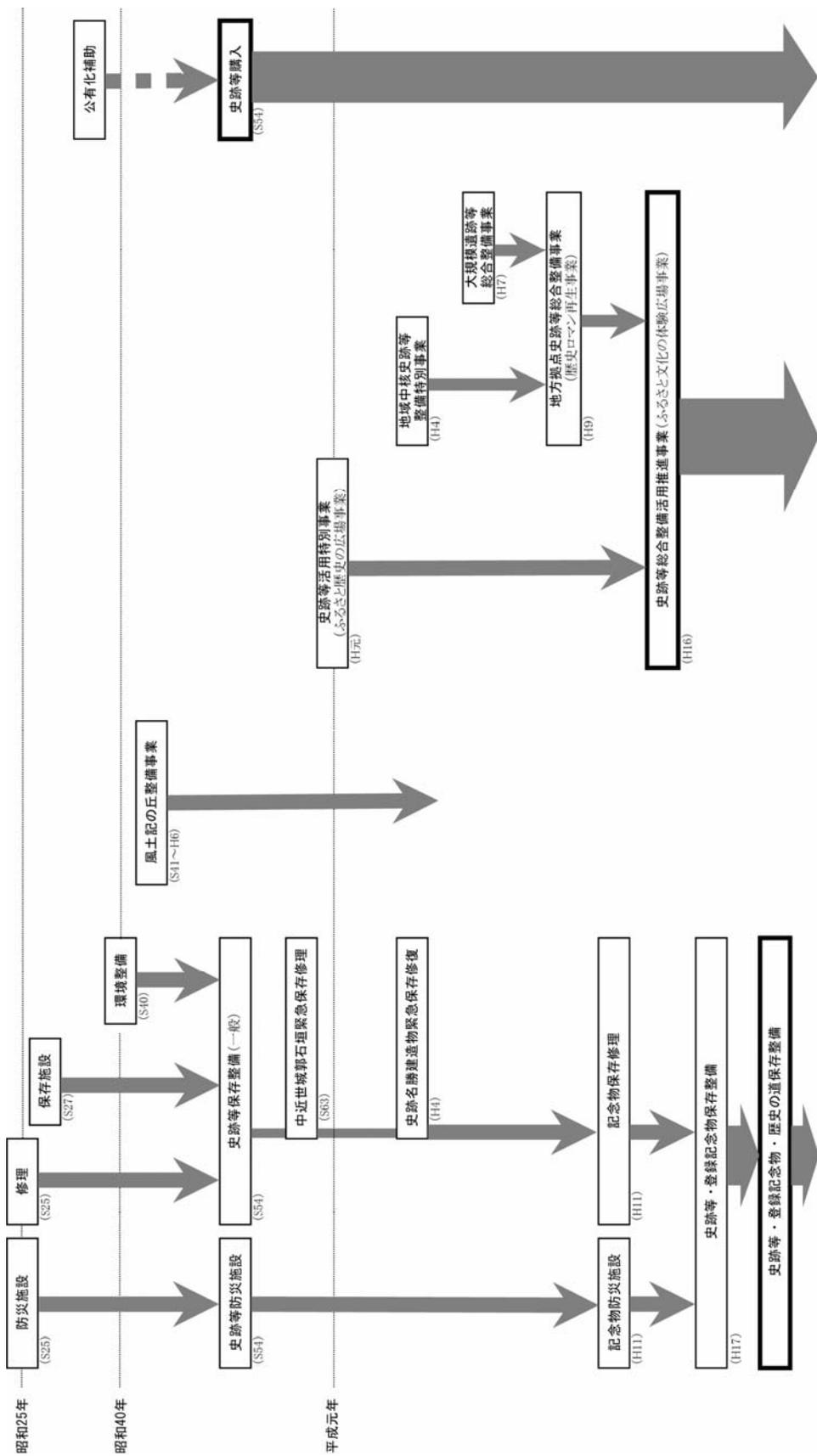


図3 国庫補助事業の変遷

破壊され続けたことで、全国各地では研究者と市民による遺跡保存運動の活発化がみられるようになった。また、高度経済成長の下、国民の間では物質的充足とともに精神的な豊かさが強く求められるようになっていた。これらを背景として、自国あるいは地域の歴史に対する世間の興味・関心が高まり、史跡の公開・活用を求める声が増加した。これを受けて、昭和 40 年、文化庁は補助事業に「環境整備」を追加した。環境整備は従来の保存を目的とした整備とは異なり、公開・活用を目的とした新しい概念である。具体的には、来訪者が快適に史跡を見学できるようにするための整備を指す。

環境整備が初めて取り入れられたのは平城宮跡（奈良県奈良市）である。昭和 45 年度の日本万国博覧会の開催に向けて、文化財保護委員会<sup>8</sup>が事業主体となって試験的に実施された。まず、遺構の露出展示を目的として遺構覆屋が 3 棟建設された。その後も内裏地区におけるツゲの柱状刈り込み植栽による遺構表示や、内裏回廊における基壇の復元的整備、宮内省南殿建物の復元的整備などが継続的に行われた（図 4）。

昭和 41 年度からは風土記の丘整備事業が実施された。これは史跡の広域にわたる面的保存と周辺の自然をも含めた環境整備を目的としたもので、主に面積 100ha 以上に及ぶ大規模な古墳群が整備対象とされた。古墳の墳丘だけでなく古代の王権が墓域と定めた空間全体を保存・整備することによって、各種の古墳の規模、形態、構造やそれらの変遷、さらに周辺の自然をも含めた古墳群の立地環境の全体像について学べる空間とすることが目指された。また、出土遺物及び関連資料の収蔵を兼ねた施設も併せて建設された。このような周辺環境をも含めた広域整備の考え方やガイダンス施設の併設は、今日の史跡整備のあり方の先駆といえる（文化庁文化財部記念物課，2005）。これまでに全国 13 ヶ所で整備が完了している<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 文化財保護法の制定に伴い昭和 25 年に文部省の外局として設置された組織である。文化財の保護・活用・調査・研究を行った。昭和 43 年（1968）6 月 15 日、文部省内部部局の文化局と統合して文化庁となった。

<sup>9</sup> 西都原風土記の丘（宮崎県西都市）、さきたま風土記の丘（埼玉県行田市）、紀伊風土記の丘（和歌山県和歌山市）、近江風土記の丘（滋賀県安土町）、立山風土記の丘（富山県立山市）、八雲立つ風土記の丘（島根県松江市）、吉備路風土記の丘（岡山県総社市、高松町、山手村）、房総風土記の丘（千葉県栄町）、みよし風土記の丘（広島県三次市）、宇佐風土記の丘（大分県宇佐市）、近つ飛鳥風土記の丘（大阪府河南町、太子町）、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園（山梨県）、肥後古代の森・風土記の丘（熊本県）。

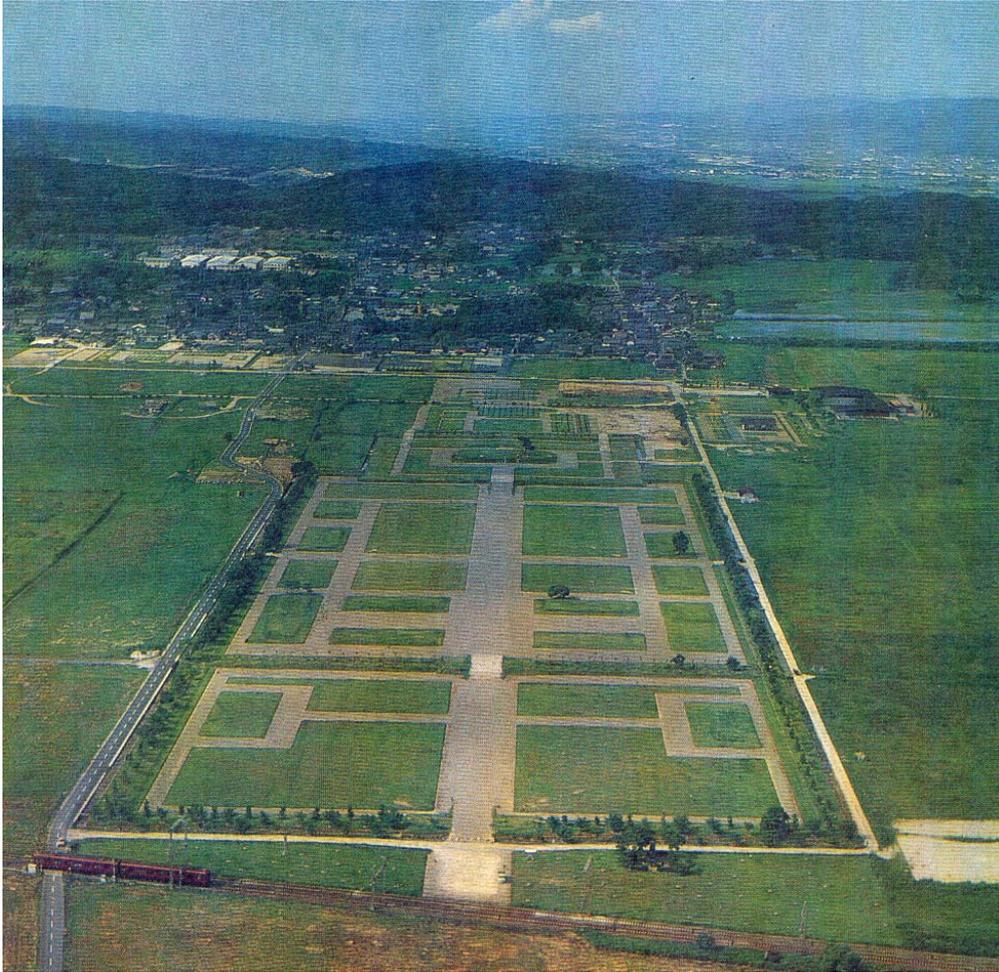


図4 昭和50年当時の平城宮跡東半部（坪井編，1975）

（右手後方に覆屋、復原建物がみられる）

### (3) 平成以降：保存から活用重視へ

史跡の活用への期待は環境整備の導入という形で明確に示された。しかし全体的な意識としては、開発ラッシュによって増え続ける事前発掘調査に追われ、保存問題に傾斜していた。結果的に、開発が一段落する昭和60年代頃までは、活用を目的とした整備事業を積極的に行う自治体はほとんどなかった。保存から活用重視へと切り替わった直接的なきっかけはバブル経済の崩壊である。経済不況の中で費用対効果の考え方が行政的にも強く意識されるようになり、史跡保護行政においても積極的な活用を行うべきとする考えが強ま

った。以降、活用を目的とする整備事業の制度化が急速かつ多様な形で進展した。

平成元年度には「史跡等活用特別事業（通称「ふるさと歴史の広場事業」）」が創設された。昭和の末から平成にかけてはふるさと創生をテーマに地域文化の振興が注目されるようになった時期であり、これを受けたものである。遺構の保存修理・環境整備、遺構保護露出展示施設の建設のほか、歴史的建造物の復原、地形模型・遺構模型の設置、ガイダンス施設の建設、屋内展示用のAV機器等の購入などが補助事業の対象とされた。従来の整備事業とは性格も規模も異なる新しいスタイルの整備の始まりであり、一つの画期と捉えられる。平成4年度には「地域中核史跡等整備特別事業」が創設され、歴史的建造物等の復原と史跡の管理運営施設の建設に重点を置いた整備が進められた。また、原始・古代の大規模な集落遺跡の発見が相次いだことを受け、平成7年度には広範囲にわたる面的保存・整備を対象として「大規模遺跡等総合整備事業」が創設された。平成9年度には「地域中核史跡等整備特別事業」と「大規模遺跡等総合整備事業」を統合して「地方拠点史跡等総合整備事業（通称「歴史ロマン再生事業」）」が創設された。これは予算の拡大を図った措置であり、内容的には両事業の性格を継承したものであった。さらに平成16年度には「史跡等活用特別事業」と「地方拠点史跡等総合整備事業」を統合し、「史跡等総合整備活用推進事業（通称「ふるさと文化の体験広場事業」）」が創設された。ハード面の整備に加えソフト面の充実も図ったところに特徴があり、補助対象事業には遺構及び生態系の復原的整備、歴史的建造物等の復原、保存展示施設の設置のほか、史跡のオリエンテーション、ガイダンス及び体験・活用等のために必要な施設の設置、映像設備の設置や地形模型の製作、パンフレット作成など多様な内容が含まれる。

#### (4) 現状

##### ①文化庁による国庫補助事業

現行の文化庁による国庫補助事業には「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備」「史跡等総合整備活用推進事業」「史跡等購入」の3種があり、それぞれの補助要綱に基づいて運用されている。「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備」は史跡の保存・活用全般に係る整備を一体的に取り扱うものである。補助金の額は補助対象経費の2分の1である。補助対象事業には①復旧（保存修理）、②環境整備、③保存施設（標識・説明板・境界線標・囲い・覆屋等）の設置、④防災施設の設置、⑤災害復旧、⑥整備のための発掘調査・設計監理など、の6項目がある。「史跡等総合整備活用推進事業」は多様な整備と積極的な活用を図ることを目的として創設されたものである。補助金の額は補助対象経費の2分の1である。補助対象事業の内容は前述の通りである。「史跡等購入」は史跡保存に伴う土地公有化に対する補助であり、整備事業を推進するための基礎となるものである。補助金の額は補助対象経費の5分の4である。他に比べて補助の割合が高く設定されているのは、土地所有者に対する補償措置としての機能を有するためである。

## ②他省庁との連携

近年では他省庁所管事業との連携の下に史跡整備を進める事例も増加している。代表的なものとして国土交通省の都市公園整備事業が挙げられる。史跡の指定地と周辺環境との一体的な整備を進めていくうえで有効といえる。昭和45年に開始された国営飛鳥歴史公園（奈良県明日香村）の整備では、文化庁が特別史跡高松塚古墳の保存施設の建設や特別史跡石舞台古墳の整備事業を行い、その周辺の地域を国土交通省が国営公園事業として整備した。また、吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼市・神埼郡吉野ヶ里町）では平成4年度から国土交通省と佐賀県が共同で都市公園としての整備を進めている。このほか、総務省の「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」や農林水産省の「田園空間整備事業」などもある。前者は国指定文化財又は地方指定文化財の公有化や修復・復原事業を実施する上で当該文化財の保全に必要な不可欠な周辺の土地の公有化と整備事業を対象としたもの

であり、後者は史跡の周辺地域の整備や複数の史跡のつながりを視野に入れた周回路の整備を対象としたものである。法制度面でも平成 16 年の景観法の制定や平成 17 年の文化財保護法改正における文化的景観選定制度の新設など、史跡の整備・活用に間接的に関係する制度が充実してきていることから、今後、整備内容の総合化・多角化はさらに進展するものと考えられる。関係機関との連携を密にして情報を共有していくことが不可欠となるだろう。ただし他省庁の事業は史跡の保護を第一義としているわけではないため、慎重に進めていく姿勢も必要である。

#### (5) まとめ

史跡は従来、社会的に特殊なものとして捉えられることが多かった。それは史跡の保護が保存を第一義とする文化財行政の下に行われ、長い間、現状凍結保存が理想的であるとされてきたためである。平成に入って以降、整備事業が急激に増加・進展する中で、史跡をいかに活用するかが模索されるようになった。坪井（1983）は、活用とは「一旦は廃棄され無用物になった遺跡だが、これに現代的な機能を付加して再利用する」と表現している。すなわち学術的・歴史的価値とは別に、時代の要請に基づいた社会的な価値づけが必要とされたのである。近年では史跡整備を地域活性化や都市計画と連動させることにより地域計画の一部に組み込む自治体が目立つ。その結果、史跡は孤立した存在から地域の一要素になり得たといえる。史跡を地域社会・日常生活の一部に位置付けることは、保存の確実性という点でも重要な意味を持つ。人々に利用される限り荒地地となることはなく、後世に受け継がれていくことも可能となる。

一方で、それに伴う問題もある。復原における歴史性・真実性の無視である。合田（2004）は「史跡の保護は地域にとって「不経済」であることを前提に様々な妥協的調整が行われ、結果的に、保護が史跡の観光資源としての価値に依存せざるを得なくなる状況が生まれることも少なくない」と述べている。現実には、史跡を観光資源として活用することを目的と

して見栄えを第一とする整備は少なくない。地域のシンボルとなりやすく、また外国人を含めた多くの観光客を見込める近世城郭の復原整備などは特に深刻である。史料的根拠が曖昧なものをはじめ、基礎構造にコンクリート杭を使用するなど地下遺構の保存に多大な影響を及ぼすような整備さえみられる（文化庁文化財部記念物課，2005）。史跡の経済的・実面的側面が現代社会との調和を考える上で重要な意味を持つことは否定できないが、それ自体を整備の目的とするのは不適切であると考ええる。

### 3.2.3 整備体制

史跡の整備事業は多くの分野を総合してはじめて可能となる。考古学や歴史学などの学術的見地をベースとした上で、一般的な土木・造園・建築技術だけでなく、伝統的技術や最新の科学技術等も必要とされる（史跡等整備の在り方に関する調査研究会，2001）。そのため史跡整備事業にかかわる機関・組織は極めて多様となっている。図5は一般的な整備体制を示したものである。多くの場合、地元市町村の教育委員会が整備主体となって事業を推進する。ただし、特に大規模な史跡や複数市町村にまたがる広域な史跡の整備の場合には都道府県教育委員会が整備主体を担うこともある。また、平城宮跡のように国の直営事業として実施される事例もあるが、ごくわずかである。ここでは市町村教育委員会が事業主体である場合を想定して各機関・組織の役割について整理した。

事業主体である市町村教育委員会は史跡の整備・活用に対する基本的な方針を明確に示すとともに、事業全般を適切に運営・統括していくことが求められる。地域住民に対し整備状況を逐次公開したり、意見や要望を取りまとめて整備に反映したりしていくことも事業主体の役割である。また、教育や都市計画、観光などを担当する市の関係部局との連携・調整も必要である。

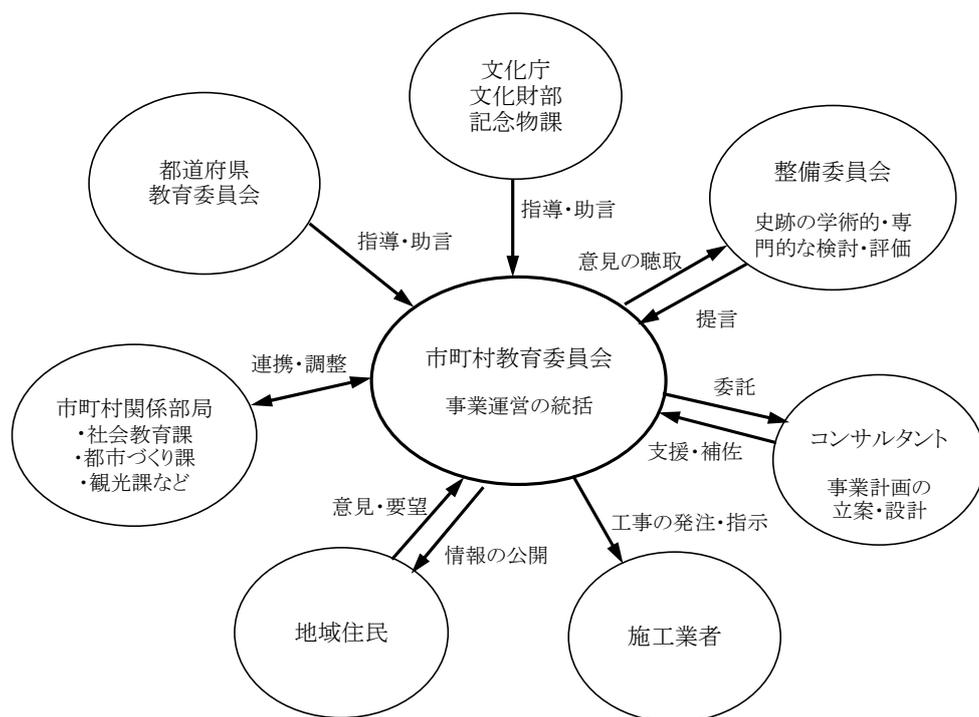


図5 整備体制

文化庁文化財部記念物課及び都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対して監督的立場から指導・助言を行う。文化庁は全国的な視野から史跡の整備事業に関する各種の情報収集を行い、全体的な事業の方向性を示し、総合的な観点から助言や財政的支援を行っていく。都道府県教育委員会は各市町村に対し行政的・技術的な助言や支援を行う。

整備委員会は関連分野の専門家を中心に構成される組織であり、整備計画の策定において必要不可欠となる史跡の学術的・専門的な評価・検討を行う。計画・実施主体が独善的になることへの抑止力であると同時に、広く情報を公開し、意見を聴取することにより、内部的にも対外的にも計画・事業への理解を深め、さらには文化財との関係を考える材料を提供する場としての役割も期待される(史跡等整備の在り方に関する調査研究会, 2001)。構成分野は考古、歴史、都市計画、景観、デザイン、土木、都市工学、植物学、地質学、民俗学など多岐にわたる。ただし文化財や整備の専門家でなければ参加できないものではなく、事業の要請主体や整備の考え方によってその構成は様々に異なる。地元住民や民間

の保存団体・研究団体、観光・商業関係機関、首長・地元議員などが加わる例は多い。

コンサルタントは事業計画の立案・設計を行う。本来は事業主体である地方公共団体の組織内に整備に関する高い専門的・技術的能力を有する専任職員を配置することが望ましいが、定員などの関係で不可能である場合も多い。そのため、技術的な作業を建設コンサルタントや文化財コンサルタントに委託する例が増えている。この分野におけるコンサルタントは昭和 60 年代以降から成長がみられるようになり、その役割はさらに拡大しつつある。

施工業者は実施設計に示された整備内容の施工を行う。高い専門的技術とともに事業の理念に対する十分な理解が求められる。特殊な工種については文化財の専門的な施工業者に依頼することが望ましいが、地元の一般土木建築業者に発注される場合も多い。当該地域において史跡の保存と活用に関わる施工技術を向上させていく点では重要なことであるが、施工業者が史跡における整備工事に不慣れである場合、工事の特殊性について事業主体と施工業者との間で十分な意思疎通を図るとともに、事業主体は施工内容に問題はないか、設計意図に忠実な工事が行われているかなど、十分点検することが必要である。

以上のように整備には多くの組織がかかわるとはいえ、その中で事業主体の果たす役割はきわめて大きい。事業を効果的に推進していくためには関係機関・組織の連携が不可欠であるから、基本方針や蓄積した知識・経験などの情報を共有できるよう、相互の意思疎通や調整に十分努めることが求められる。同時に、公平性、効率性、透明性、説明責任など、行政として取り組むべき基本的な原則を整理しておくことも重要である。

### 3.2.4 整備の流れ

整備事業は遺跡の発見を経て史跡指定を受けた後に開始される（図 6）。並行して土地の公有化も行われる。事業の契機は史跡を取り巻く諸条件により異なるが、地域住民からの

強い要望を受けて行われる場合、史跡が毀損・衰亡し緊急に事業を開始する必要がある場合、公園行政や観光行政からの要請を踏まえて行われる場合などが考えられる。

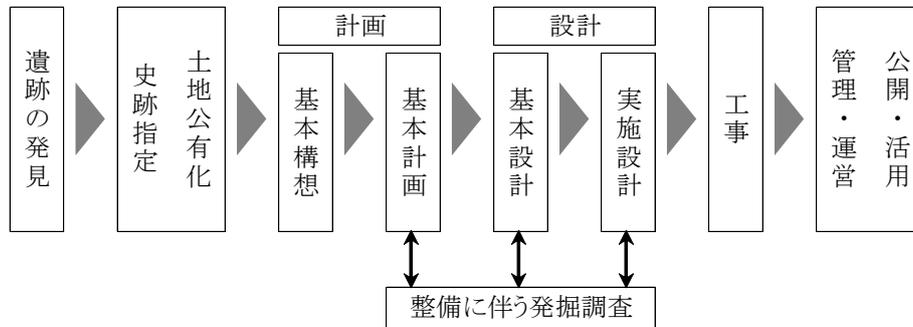


図6 整備の流れ

基本構想は整備事業の出発点であり、事業の主題や方向性、目標を明確にする作業となる。史跡の適切な保存・管理のあり方を踏まえ、積極的な公開・活用を図っていく上で必要とされる整備の基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題などについて、事業主体が中心となってまとめる。続く基本計画では、基本構想実現のための具体的な手法と行程を明示する。史跡とそれを取り巻く諸条件について分析を行い、その成果に基づき整備活用事業の内容と方法、課題について検討する。文化庁や都道府県教育委員会との協議を基に、整備委員会やコンサルタントと協同で進めていくことになる。基本設計では、基本計画の内容を具体化させる方法を提示する。地形造成、遺構の表現、公開・活用の施設などについて、遺構の保存との整合性を図りつつ、技術と経費の両面における諸条件を踏まえて材料・工法を図面として示す。さらに、この基本設計に基づいて工事の実施に必要な材料及び工法、経費、工期などの詳細について記載した実施設計を作成する。実施設計が作成されると、その整備内容に沿って工事が行われる。整備工事完了後には公開・活用に供されることになる。

一連の流れのうち、基本構想の策定から基本計画の立案、基本設計、実施設計に至る過程を広義の整備計画と呼ぶことができる。工事内容だけでなく整備後の管理・運営及び公

開・活用のあり方をも決定付けるものである。また、これと並行して発掘調査も行われる。  
全般的な遺構の保存状況・分布状況の把握を目的とする通常が発掘調査とは異なり、整備  
内容や整備手法を決定するための情報収集を目的とした限定的な調査となる。

## 第4章 史跡整備における植生復原の理念

### 4.1 史跡整備における植生復原

建造物の復原が中心に行われてきた史跡整備において、植生復原が取り入れられ始めたのは平成に入って以降のことである。この背景には、低地や谷底での発掘調査の進展に伴い、大量の植物遺体が保存の良い状態で出土する事例が増加したことがある。次第に従来の土器や石器を中心とした分析だけではなく、植物遺体から過去を探る方法も積極的に試みられるようになった。本格的な植生復原の最初は吉野ヶ里遺跡における整備だろう。平成6年度の「国営吉野ヶ里歴史公園植栽計画調査報告書」によれば、農学・植物学の研究者を中心とした植栽計画研究会と日本造園修景協会の協同のもとに、「弥生の風景再現」を基本理念として植生復原が実施された。植生復原のための体制作りから始められたことから、復原建造物のおまけとしての植栽ではなく、学術的な検討に基づく本格的な植生復原が目指されたことがわかる。

現在では多くの整備事業で建造物の復原とともに植生の復原が取り入れられるようになった。次項では御所野遺跡、宮畑遺跡、平出遺跡の3遺跡を取り上げて植生復原整備の実態を把握するとともに、その比較検討を通じて現在の整備の特徴や問題点について探りたい。分析対象の選定は、①国史跡の指定を受け、公的な保存・活用を目的とした整備が行われていること、②市町村教育委員会が整備主体であること、③集落遺跡であること、の3条件に当てはまる事例のうち、整備方針の異なるものを抽出した。集落遺跡を対象としたのは、集落では植生が人間の日常生活の一要素となっており、人と環境のかかわりを考えることができるためである。

## 4.2 整備の動向

### 4.2.1 御所野遺跡

御所野遺跡は岩手県北西部の内陸山間部、二戸郡一戸町岩館字御所野に所在する縄文時代中期後葉を中心とした遺跡である（図7）。縄文時代の遺構のほか、奈良時代から平安時

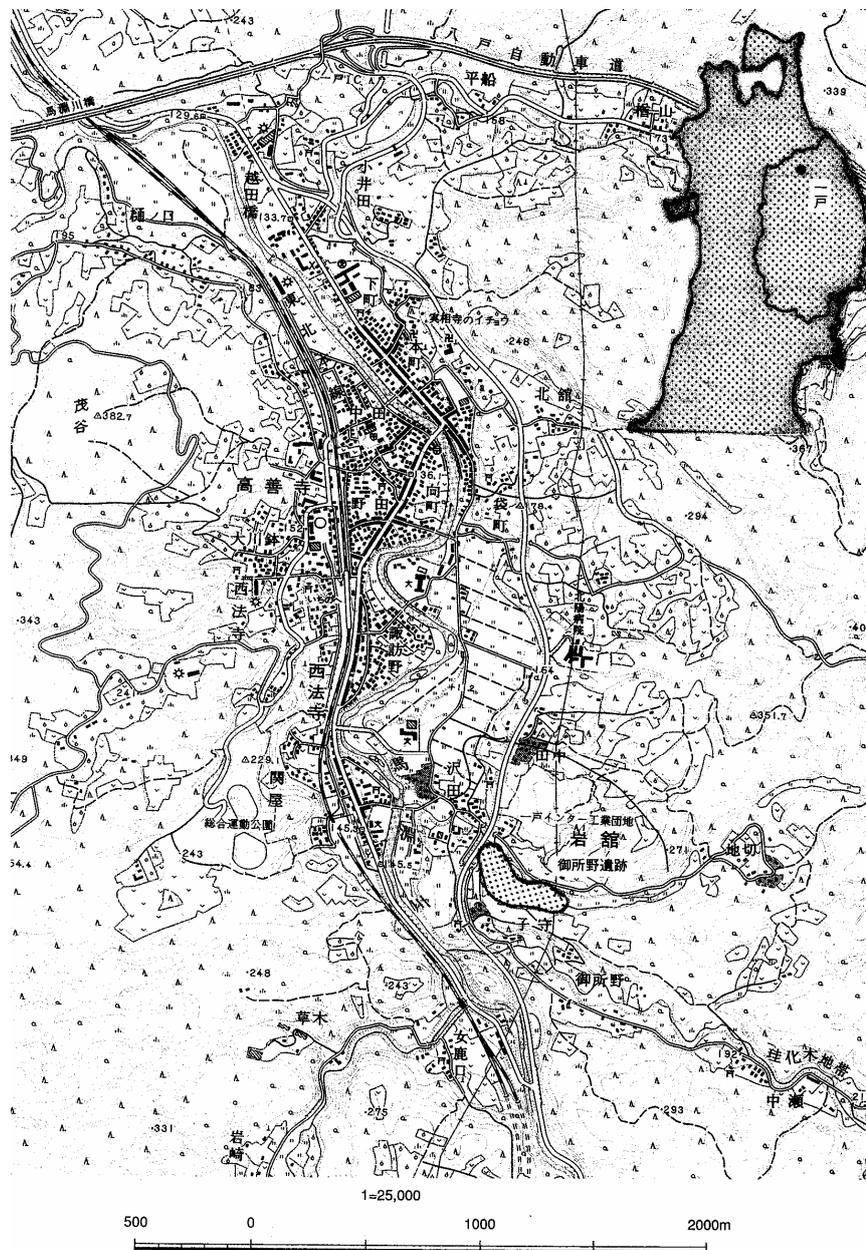


図7 御所野遺跡位置図（一戸町教育委員会，2004）

代初頭と推定される終末期古墳や平安時代後期の集落跡、中世の城館跡なども検出されている。遺跡はこの地域をぬうように北に流れる馬淵川東岸の中位段丘上に立地し、標高は約 190～200m である。広い所で幅 120m ほどの平坦な台地が、東から北へ弧状に 500m ほど続く。また、遺跡周辺にはケヤキやブナなどの落葉広葉樹林が広がる。

発掘調査は平成元年度に一戸町の農工団地造成計画に伴って行われ、縄文時代の配石遺構や 100 棟以上の竪穴住居跡が検出された。遺跡の保存については、平成 2 年 11 月、御所野工業団地の地権者会に出席した町長が遺跡の保存・活用と工業団地の建設地変更の希望を表明したことによって事実上確定し、翌年 6 月に開かれた一户町議会で正式に決定された。平成 4 年度までに遺跡の範囲と内容確認を目的とした発掘調査が実施され、台地中央部の幅の広い平坦地には環状配石遺構が構築され、それを取り巻くように掘立柱建物跡や盛土遺構が分布すること、その外環には竪穴住居跡があり、さらにその東側と西側に集落が広がることなど、当時の姿が確認された。これらの内容に基づき、平成 5 年 12 月 21 日史跡の指定を受けるに至った。史跡指定と前後して御所野遺跡整備指導委員会（表 4）が設置され、整備事業も開始された。

表 4 御所野遺跡整備指導委員会

| 区分  | 氏名    | 所属機関       | 専門分野 |
|-----|-------|------------|------|
| 委員長 | 沢藤 雅也 | 元岩手大学農学部   | 造園   |
| 委員  | 林 謙作  | 北海道大学文学部   | 考古学  |
| 委員  | 浅川 滋男 | 奈良国立文化財研究所 | 建築史  |
| 委員  | 小林 敬一 | 東北芸術工科大学   | 都市計画 |
| 委員  | 定岡 明良 | 宇都宮市教育委員会  | 遺跡整備 |
| 委員  | 高橋 信雄 | 岩手県立博物館    | 考古学  |
| 委員  | 大矢 邦宣 | 岩手県立博物館    | 歴史   |
| 委員  | 山田 昌久 | 東京都立大学     | 考古学  |

事業主体は一户町教育委員会である。史跡指定地 54,675 m<sup>2</sup>と周辺地域を併せた 129,585.52 m<sup>2</sup>を対象に整備計画が策定され、平成 9 年度から 13 年度まで整備工事が行われ

た。平成 14 年 4 月には「御所野縄文公園」としてオープンを迎えている。その後、平成 18 年 7 月 28 日に西側丘陵面の通称「縄文の森」21,167 m<sup>2</sup>が史跡に追加指定されたことを受けて、新たに御所野遺跡植生整備指導委員会（表 5）が設置されることとなった。現在はその整備計画について検討が進められているところである。なお、「縄文の森」の整備計画は現状では情報が限られるため、ここでは整備が完了している御所野縄文公園内について中心にみていくこととした。

表 5 御所野遺跡植生整備指導委員会

| 区分  | 氏名    | 所属機関           | 専門分野  |
|-----|-------|----------------|-------|
| 委員長 | 辻 誠一郎 | 東京大学大学院教授      | 環境文化史 |
| 委員  | 山田 昌久 | 首都大学東京都市環境学部教授 | 考古学   |
| 委員  | 湯本 貴和 | 総合地球環境学研究所教授   | 植物生態学 |

整備の基本方針は「歴史・自然環境と地域文化の共生」であり、遺跡と景観の保存を最優先し、一戸町の気候風土を生かした整備を行うとされている（図 8）。これに基づいて①史跡と周辺の景観を保全すること、②学習と体験の場とすること、③町内の文化財の中核施設とすること、④観光と憩いの場とすること、という 4 つのより細かな方針が設定された。

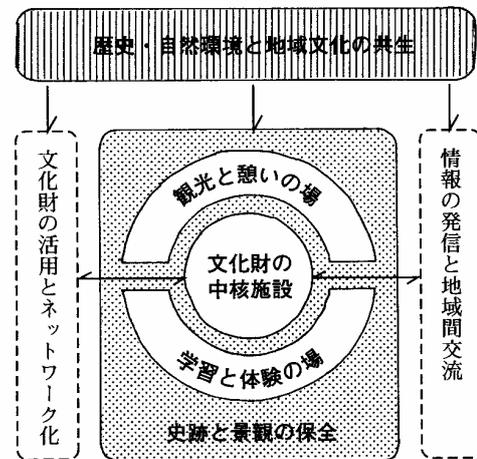


図 8 御所野遺跡整備方針概念図（一戸町教育委員会，2004）

復原対象年代は縄文時代中期後葉であり、中央部の祭祀空間とその中の施設を中心に東、中央、西の 3 ヲ所にそれぞれのむらが整備された（図 9）。中央むらには環状配石遺構と盛土遺構の実物展示のほか掘立柱建物 3 棟と竪穴住居 4 棟、東むらには竪穴住居 4 棟、西む

らには竪穴住居4棟と掘立柱建物1棟がそれぞれ復原されている。また、史跡に隣接して縄文博物館も建設された。遺跡見学者へのガイダンス機能を担うほか、地域文化財の調査・研究のためのセンター的機能も有する。



図9 御所野縄文公園全体図（一戸町教育委員会，2004）

植生復原にあたっては、まず遺跡周辺の現況の植物相調査が行われた。基本方針にのっとり、現況の植物をできる限り整備に生かすためである。次に、植栽計画の策定のために花粉分析・炭化材同定・種実遺体同定・植物珪酸体分析・土壤理化学分析及び放射性炭素年代測定が行われた。台地の上という立地条件から花粉分析については良好な資料を得ることができず、焼失住居出土の炭化材の樹種同定から得られたデータや周辺の同時代遺跡の分析結果が主に参考にされ、全域に落葉広葉樹林が広がっていたという想定の下に樹種選定が行われた。図10は史跡公園全体の植栽図である。遺跡東側の広場北側園路の両側にはヤマモミジ、イタヤカエデ、オニグルミ、トチノキなどのほか低木のガマズミ、同じ東側の南側園路にはコナラ、イヌブナ、ケヤキなど、縄文体験施設の周辺にはナナカマド、カスミザクラ、低木のアキグミやガマズミなどが植えられた。また、中央部の小ガイダン

ス1の周りや遺跡北西側斜面にはオニグルミやトチノキ、コナラ、ケヤキ、ナナカマド、ニワトコ、ガマズミ、ズミ、ヤマボウシ、アズキナシなど実のなる木が意識的に植えられた。中央部の盛土遺構東側のクリ林は現況を生かしたものである。整備地区の周縁には春から秋までの山野草も植えられた。

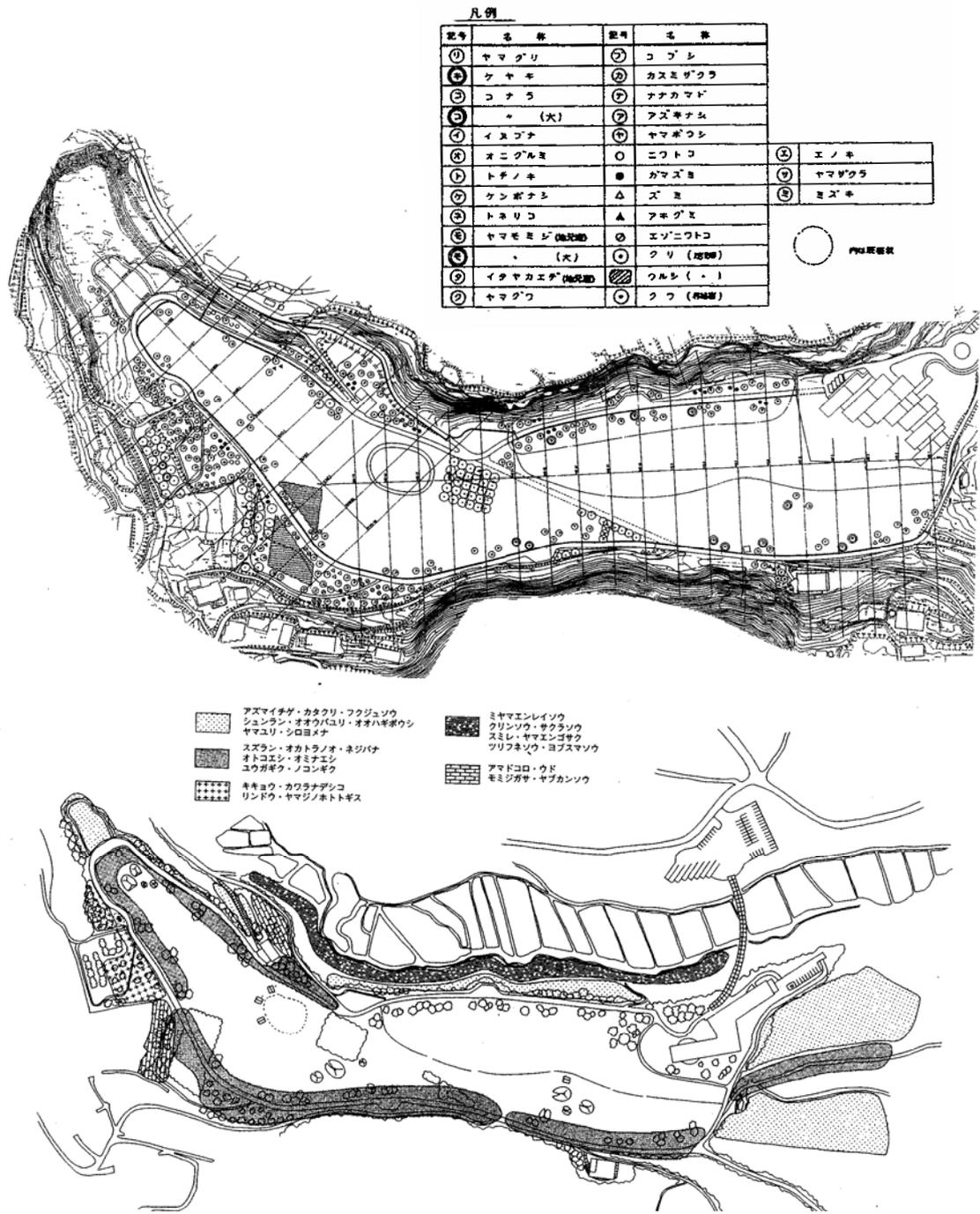


図10 御所野遺跡植栽図 (一戸町教育委員会, 2004)



図 11 御所野遺跡（1） 2009.12.25 撮影  
（上 東地区。左手にセンター施設、奥に縄文の森がみえる）  
（下 中央地区）



図 12 御所野遺跡（2） 2009.12.25 撮影

（上 中央地区のクリ林）

（下 西地区）

#### 4.2.2 宮畑遺跡

宮畑遺跡は福島県福島市岡島字宮畑・宮田・天神平に所在する縄文時代中期から晩期までの約 2000 年間にわたる集落遺跡である（図 13）。福島盆地の北東部に位置し、阿武隈川の氾濫によって形成された下位砂礫段丘面上に立地する。標高は約 60m である。遺跡西端には比高差約 3 m の段丘崖が形成され、段丘崖西側の低地部には胡桃川が北流している。遺跡東側には阿武隈山地の西縁に位置する低い山地が連なり、コナラが優占したクリ・クヌギ・トネリコ・ハウノキ・カエデなどの落葉広葉樹林がみられる。

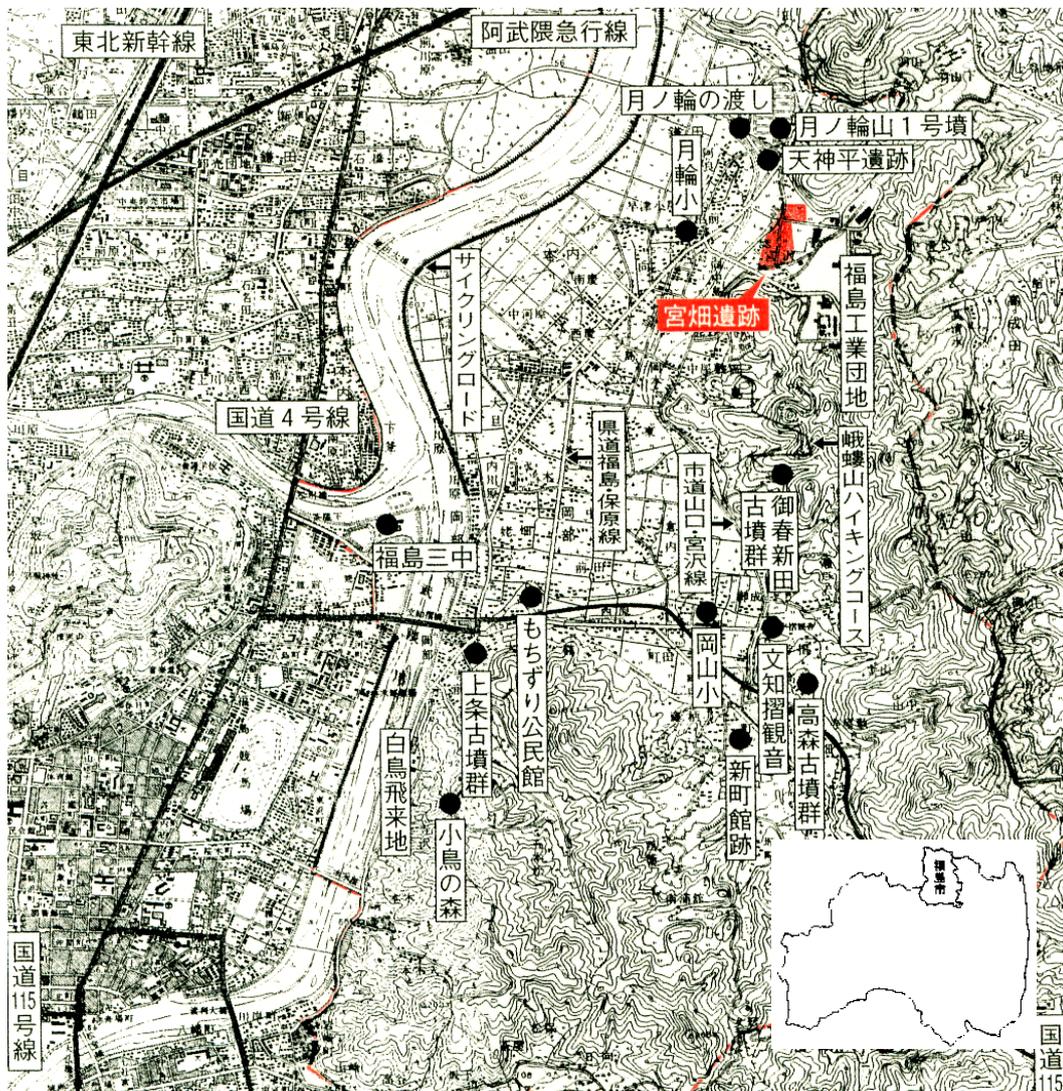


図 13 宮畑遺跡位置図（福島市教育委員会，2005）

平成6年に福島工業団地第6期造成工事計画に伴う試掘調査が実施され、縄文時代・古墳時代・平安時代・近世の複合遺跡であることが判明した。平成9年の発掘調査では晩期の大型柱穴が検出され、マスコミに大きく取り上げられたこともあって世間の注目を集めることとなった。平成10年2月には福島工業団地第6期造成工事の中断が決定され、遺跡の範囲と内容確認を目的とした調査を経て平成15年8月27日に史跡指定を受けた。指定理由には、「縄文時代晩期では集落構造や出土遺物から東北南部を代表する拠点集落と考えられ、縄文時代の社会を考える上で極めて重要な遺跡である」こと、「晩期の集落については集落構造全体が判明したものとしては当該地域における初めての事例である」ことなどが挙げられている<sup>10</sup>。平成16年5月には宮畑遺跡整備指導委員会（表6）が設置され、現在整備工事が行われているところである。事業主体は福島市教育委員会、整備面積は史跡指定地41,719.30㎡に福島地方土地開発公社所有地14,299.41㎡を併せた56,018.71㎡である。公園のオープンは平成22年を予定しており、公募により「じょーもびあ宮畑」との愛称が決定している。

表6 宮畑遺跡整備指導委員会

| 区分   | 氏名    | 所属機関                       | 専門分野  |
|------|-------|----------------------------|-------|
| 委員長  | 田中 哲雄 | 東北芸術工科大学教授                 | 遺跡整備  |
| 副委員長 | 岡村 道雄 | 奈良文化財研究所<br>平城宮跡発掘調査部長     | 考古学   |
| 委員   | 鈴鹿 良一 | 福島県文化財センター白河館<br>教育普及課長    | 考古学   |
| 委員   | 辻 誠一郎 | 東京大学大学院教授                  | 環境史   |
| 委員   | 高妻 洋成 | 奈良文化財研究所<br>埋蔵文化財センター主任研究官 | 文化財科学 |

整備の基本方針は「市民とともに作り、そして成長する宮畑遺跡」である（図14）。具体的な保存・活用方針は、①史跡の保全を図ること、②郷土の歴史・文化・伝統の発信の

<sup>10</sup> 国指定文化財データベース「宮畑遺跡」<http://www.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp>

場とすること、③まちづくり・地域づくり・生きる力の育成の場としての活用を図ること、④文化的活動及び憩いの場とすること、という4点である。これらの実現を通し、さらに宮畑遺跡を地域の特性や他の観光資源・自然及び歴史資源と結びつけていくことで、福島市の新たな魅力を創出し、福島市のよさの再発見、まちづくりへの発展を目指すとしている。

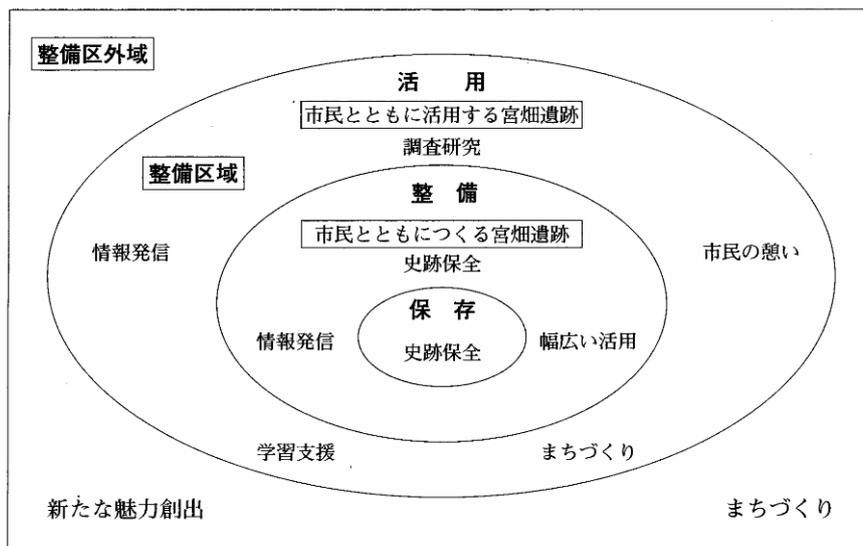


図 14 宮畑遺跡整備方針概念図（福島市教育委員会，2005）

整備地区は大きく4つに分けられる（図15）。集落復元地区では縄文晩期の集落を表現することとし、掘立柱建物4棟の復原のほか埋甕群の展示を行う。環境修景地区では中期の竪穴住居と後期の敷石住居をそれぞれ1棟復原する。これは、宮畑遺跡では晩期だけでなく中期、後期にも集落が営まれていたことを伝えるためとしている。この地区はまちづくり事業での活用や文化的活動、癒しの場としての活用が想定されている。環境復元地区では晩期の河川と水場、集落周辺の植生を復原する。多目的活用地区はキャンプやアスレチックなどアウトドア的な利用を見込み、野草の植栽を行うなど広場としての整備を行う。また、史跡指定地外にはガイダンス機能、史跡管理・運営・調査研究の拠点機能を併せたガイダンス施設地区を設置し、史跡の効果的な管理・運営を図る。

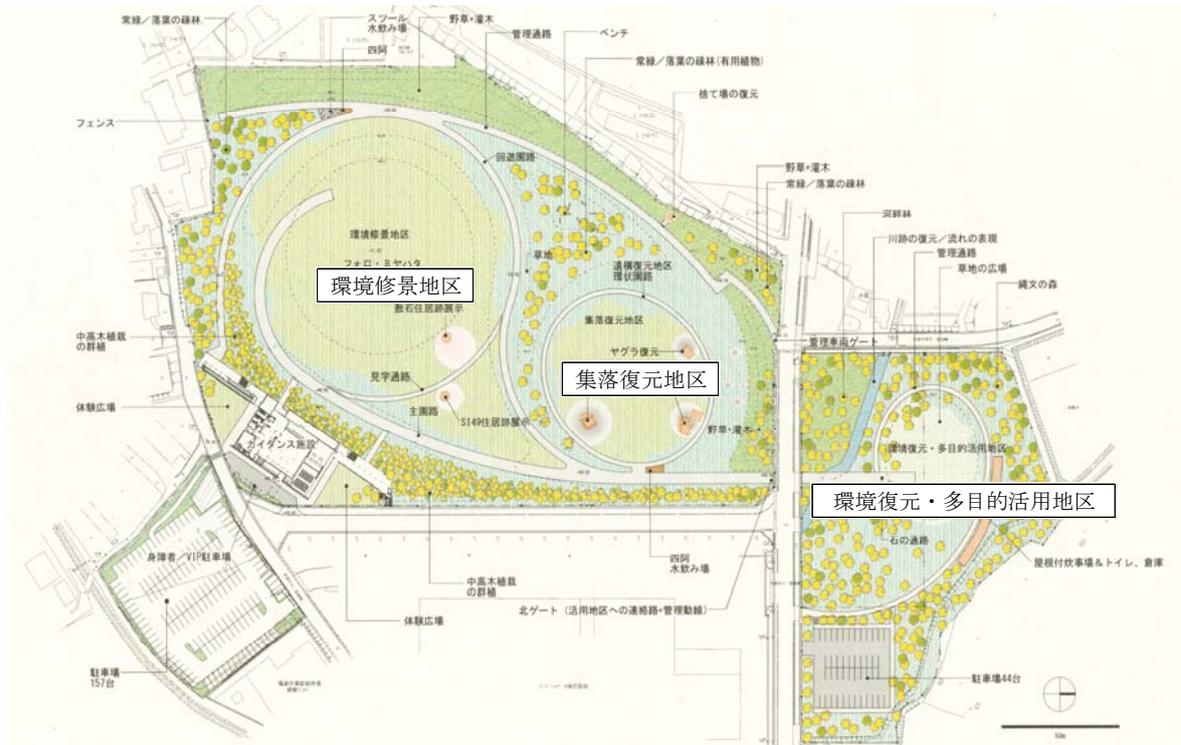


図 15 宮畑遺跡整備全体図（福島市教育委員会，2006/03）

植生復原計画は地区ごとの性格に沿って策定された（図 16）。集落復元地区は縄文時代の景観創出を基本とし、自然科学分析結果に基づいた復原を行うとされた。史跡北側の河川跡堆積土中の花粉分析からコナラとクリを主要な森林構成要素とする落葉広葉樹林が想定されたことから、コナラ、クリを主体として落葉高木のケヤキ、エノキ、ムクノキ、アサダ、サワシバ、イタヤカエデ、キハダ、ハリギリ、ミズキ、クマノミズキ、中低木のタラノキ、エゴノキ、針葉樹のカヤ、つる植物のフジ属やサルナシなどが植栽された。環境復元地区の河川沿いではトチノキやオニグルミ、クリの種実が出土したことから、これらを中心に配置するとともに、シラカシ、コナラ、カシワ、イタヤカエデなどもあわせて植栽することで縄文の森の創出が試みられた。多目的活用地区はノシバ、シロツメグサ、オオバコ、キキョウ、ヨモギ、ヒガンバナなどからなる草地の広場とし、憩い・癒しの要素を取り入れた整備が行われている。





図 17 宮畑遺跡 2009.10.5 撮影

(上 整備予定地)

(下 トチノキ並木)

#### 4.2.3 平出遺跡

平出遺跡は長野県塩尻市大字宗賀平出に所在する縄文時代から平安時代にわたる複合遺跡である（図 18）。遺跡西方を流れる奈良井川扇状地上に立地し、標高は約 730mである。北方には桔梗ヶ原の平坦地が開け、南方には木曾山脈北縁の山地がめぐる。遺跡周辺には、遺跡成立の主要因と考えられている平出の泉や古代の信仰の対象とされたであろう比叡ノ山、古代平出の権力者の墳墓とみられる平出古墳群、市史跡に指定されている中山道の一里塚など、歴史的環境が豊かに残る。また、遺跡と隣接して近世から現代まで続く平出集落が広がっており、本棟造りとよばれる独特の形式をもつ屋敷が多数みられる。



図 18 平出遺跡位置図（塩尻市，1999/01）

最初の発掘調査は昭和 25 年という戦後間もない時期に 2 年間にわたって行われ、縄文・古墳・平安の各時代の住居址や掘立柱建物址が検出された。それに伴い史跡指定を受けたのは昭和 27 年 3 月 29 日であり、指定面積は 154,958.23 m<sup>2</sup>である。その翌年には平出遺跡考古学博物館建設に国庫補助金 80 万円の交付が決定し、昭和 29 年、平出遺跡考古博物館

が開館した<sup>11</sup>。また、昭和 26 年の 3 号竪穴住居の復原や昭和 58 年の 62 号竪穴住居の復原など、実験的な整備も行われてきた。古代竪穴住居の復原は本遺跡が全国初の事例である。植生復原を含めた総合的な整備事業が開始されたのは平成 11 年である。平出遺跡整備委員会の構成は表 7 のとおりである。整備対象は史跡指定地に周辺地域を併せた 56,450.56 m<sup>2</sup> であり、現在、整備が完了した一部についてはすでに公開されている。すべての工事が完了するのは平成 23 年であり、正式なオープンは平成 24 年の予定である。

表 7 平出遺跡整備指導委員会

| 区分   | 氏名     | 所属機関          | 専門分野      |
|------|--------|---------------|-----------|
| 委員長  | 戸沢 充則  | 明治大学名誉教授      | 考古学       |
| 副委員長 | 桐原 健   | 長野県文化財保護審議会委員 | 考古学       |
| 委員   | 小林 達雄  | 国学院大学教授       | 考古学       |
| 委員   | 宮本 長二郎 | 元東北芸術工科大学教授   | 建築学       |
| 委員   | 辻 誠一郎  | 東京大学大学院教授     | 植物学（古生態学） |
| 委員   | 佐々木 邦博 | 信州大学教授        | 造園学       |

整備の基本方針は「五千年におよぶ平出の地」であり、縄文時代から現代までの時代の流れを実感できる場として整備するとしている。複合遺跡としての特徴を踏まえ縄文時代・古墳時代・平安時代のそれぞれの生活・自然環境の特徴を考慮した整備を行うとともに、指定地外の平出の泉、その水が流れる集落、その

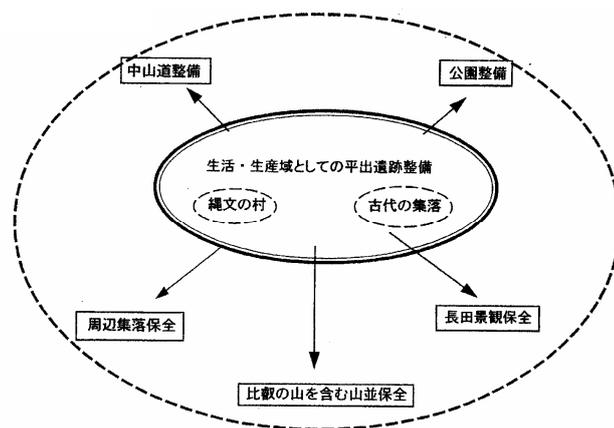


図 19 平出遺跡整備方針概念図  
(塩尻市, 2002/03)

<sup>11</sup> 市内各地の遺跡からの出土品や民俗資料などの増加に伴って、昭和 54 年に「歴史民俗資料館」が、平成 4 年に「瓦塔館」が増築され、現在はそれらを含めて「平出博物館」と呼称されている。

水を日々の生活の中で利用する人々、比叡の山を含む山並み、さらに一里塚や中山道なども重要な要素として捉え、史跡と周辺環境との調和を図っていく（図 19）。

指定地内の地区区分は図 20 のとおりである。縄文の村、古代の農村古墳時代地区、古代の農村平安時代地区に分けられ、それぞれ地形の復原、住居の復原、植生の復原を行うことにより各時代の「生活感の復原」を目指すとする。縄文の村は集落復原地区と廃村地区に分けられ、集落復原地区では縄文中期を対象として竪穴住居 7 棟が復原された。廃村地区については遺構表示を行うとしている。また、古代の農村の古墳時代地区では竪穴住居 2 棟と高床倉庫 1 棟、平安時代地区では住居 4 棟と納屋 1 棟の復原を行う。これらに隣接してガイダンス棟も建設されており、現在、平出遺跡整備にかかわる情報提供を行っている。

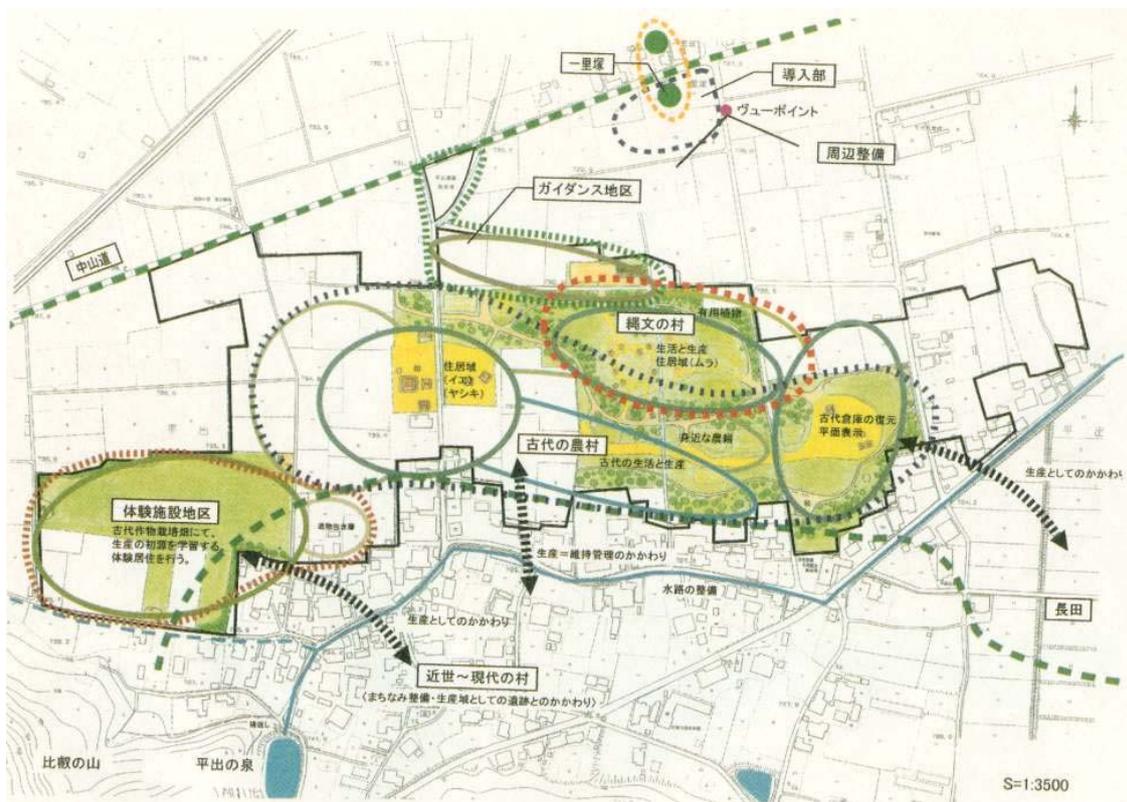


図 20 平出遺跡整備全体図（小林，2004）

植生復原に関しては3時代の植生の違いや特徴をいかに表現するかという視点から検討されている。調査・分析については、これまでに花粉分析・植物珪酸体分析・樹種同定・種実遺体同定・放射性炭素年代測定・胎土分析が実施されたが、植物遺体の保存状態が悪く十分な復原データは得られていない。そのため、その時代らしい樹種を選定することを基本としている。現在までに縄文の村集落復原地区と古代の農村古墳時代地区について植栽工事が行われており、縄文の村集落復原地区にはケヤキ、クリ、コナラ、クヌギなど、古墳時代地区にはクヌギ、モモ、クリ、サンショウ、ムラサキシキブが植えられている(図21)。古墳時代地区ではこのほかソバとアズキの畑を作ることが予定されている。平安時代地区については検討が進められているところであるが、これまでに平安時代の遺構から出土した植物遺体の分析は行われていないことから、建物復原時期の11世紀前半から後半における代表的文学作品である「枕草子」「源氏物語」「更級日記」および平安時代中期(967年)に施行された「延喜式」に登場する植物をもとに樹種を選定を行っていくとしている。

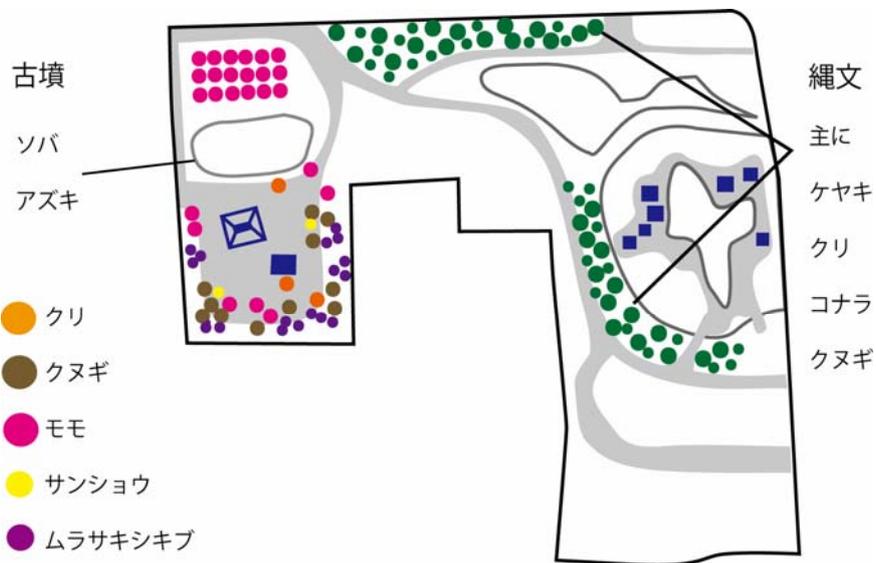


図 21 平出遺跡植栽図



図 22 平出遺跡（1） 2009.7.27 撮影

（上 縄文の村）

（下 縄文の村の植栽）



図 23 平出遺跡（2） 2009.7.27 撮影

（上 古代の農村古墳時代地区）

（下 古代の農村古墳時代地区及び縄文の村全景）



図 24 平出遺跡（3） 2009.7.27 撮影

（上 平出の泉）

（下 中山道一里塚のマツ）

#### 4.2.4 問題点の整理

表8は各整備の基本情報について整理したものである。分析の結果、以下の3点を主な問題点として抽出した。

表8 史跡整備事例（御所野遺跡・宮畑遺跡・平出遺跡）の基本情報の比較

|       | 御所野  | 宮畑   | 平出  |
|-------|--|--|---|
| 概要    |  |  |   |
| 遺跡所在地 | 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野  | 福島県福島市岡島字宮畑・宮田・天神平   | 長野県塩尻市大字宗賀平出  |
| 整備主体  | 一戸町教育委員会   | 福島市教育委員会   | 塩尻市教育委員会平出博物館   |
| 整備面積  | 129,585.52㎡<br>(うち史跡指定地54,675.00㎡)   | 56,018.71㎡<br>(うち史跡指定地41,719.30㎡)  | 56,450.56㎡<br>(うち史跡指定地15,465.71㎡)                                     |
| 整備理念  | 「歴史・自然環境と地域文化の共生」<br>周辺の自然が豊富であるという遺跡の特徴を生かした整備を行う。  | 「市民とともに作り、そして成長する宮畑遺跡」<br>福島市・地域の新たな魅力の創出し、まちづくりへ発展させる。  | 「五千年におよぶ平出の地」<br>縄文時代から現代までの時代の流れを実感できる場とする。                          |
| 基本方針  | ①史跡と周辺の景観の保全<br>②学習と体験の場<br>③町内の文化財の中核施設<br>④観光と憩いの場   | ①史跡の保全<br>②郷土の歴史・文化・伝統の発信<br>③まちづくり・地域づくり・生きる力の育成<br>④文化的活動及び憩いの場                              | ①複合遺跡という特質を活かした整備<br>②周辺地域の歴史・文化遺産の活用<br>③歴史情報の発信基地<br>④参加・体験         |
| 復原年代  | 縄文中期後葉   | 縄文晩期   | 縄文中期・古墳・平安  |
| 植生復原  |  |  |   |
| 調査・分析 | ○現況の植物相調査(平成6年)<br>○自然科学分析<br>・花粉分析<br>・炭化材同定<br>・種実同定<br>・植物珪酸体分析<br>・土壌理化学分析<br>・放射性炭素年代測定 | ○自然科学分析<br>・花粉分析<br>・珪藻分析<br>・植物珪酸体分析<br>・重軽鉱物分析<br>・土壌理化学分析<br>・テフラ分析<br>・微細物分析<br>・放射性炭素年代測定 | ○自然科学分析<br>・花粉分析<br>・植物珪酸体分析<br>・樹種同定<br>・種実同定<br>・放射性炭素年代測定<br>・胎土分析 |
| 整備の特徴 | 一戸町の気候風土・植生を生かす。   | 市民公園的な活用を想定し、憩い・癒しを取り入れた整備を行う。   | 縄文・古墳・平安の植生の違いや特徴を表現し、その時代らしさを創出を目指す。                                 |

第1に、一般の公園との区別が不明確である点である。とくに宮畑遺跡の整備内容には憩いや癒しといった公園的な要素が強く認められ、市民公園的な場を志向して整備が行われている印象を受ける。地域住民による日常的な利用を想定すれば憩いの場としての機能も必要であるが、現代的な機能を重視しすぎると史跡公園としての意味が失われかねない。史跡としての要素と公園としての要素のバランスをいかにとるかが問題といえる。

第2に、集落の復原を目指しているにもかかわらず人の生活が感じられない点である。御所野遺跡、宮畑遺跡、平出遺跡とも、その整備内容をみると、植生復原を自然環境の再現と同義に解していると思われる。しかしこれでは当時の自然環境の展示にすぎず、人の息吹や活気を感じることは不可能だろう。なにをもって植生復原とするのか、その定義は明確に示されていないが、集落は人の存在・活動があってこそ成り立つものである。史跡整備における植生復原も人間活動を含めた復原でなければならないと考える。また、それぞれの遺跡では生活体験も企画されているが、その内容は当時の生活を意図したものとはいい難い。例えば御所野遺跡では勾玉づくり、樹皮編み、つる編み、土器づくりといった体験学習が用意されている（表9）。宮畑遺跡や平出遺跡で予定されている体験学習をみても、また全国各地の史跡公園で行われている体験学習をみても、その内容は似たり寄ったりである。そのどれもが、現代人が楽しめることを基準に考えられたものであると思われる。

表9 御所野遺跡における体験学習（御所野縄文公園「体験学習」

<http://www.town.ichinohe.iwate.jp/goshono/experience/index.htm>)

| 体験名                 | 制作時間    | 費用                      | 対象       |
|---------------------|---------|-------------------------|----------|
| アクセサリーづくり(色粘土)      | 1時間～    | 300円                    | 小学校低学年以上 |
| 勾玉づくり               | 1時間～    | 350円                    | 小学校中学年以上 |
| とんぼづくり              | 30分     | 200円                    | 小学校中学年以上 |
| 組みひもづくり             | 20分     | 200円                    | 小学校中学年以上 |
| お守りづくり              | 1時間30分  | 300円                    | 小学校中学年以上 |
| 縄文編み<br>麻糸コース       | 1時間30分～ | 200円                    | 小学校高学年以上 |
| 縄文編み<br>マダ・カラムシのコース | 1時間30分～ | 600円                    | 小学校高学年以上 |
| 樹皮編み                | 30分～    | 600円                    | 小学校高学年以上 |
| つる編み                | 1時間30分  | 800円                    | 小学校高学年以上 |
| 土器づくり<br>野焼きコース     | 1時間30分  | 500g 250円<br>1kg 500円   | 小学校中学年以上 |
| 土器づくり<br>窯焼きコース     | 1時間30分  | 500g 750円<br>1kg 1,000円 | 小学校中学年以上 |
| 土笛づくり               | 1時間～    | 250円                    | 小学校中学年以上 |
| ミニオカリナに絵を書く         | 30分     | 350円                    | 小学校低学年以上 |
| 竹で腕輪づくり             | 1時間～    | 150円                    | 小学校中学年以上 |

第3に、復原の根拠が薄い点である。平出遺跡の整備はその時代らしさ、つまりイメージに基づいたものである。また、御所野遺跡の整備は現代の植生を基準にしたものである。歴史的事実に基づかない整備を復原ということはできない。基礎となる調査・分析が十分に行われる必要がある。

以上を踏まえ、次項では植生復原の定義と基本理念について提示したい。

### 4.3 集落生態系復原の基本理念

#### 4.3.1 復原の目的

整備の理念は復原の目的によって異なる。そのため、基本理念を提示する前に復原の目的を明確にしておく必要がある。以下、(1)誰のために、(2)何のために、という2つの視点から整理した。

##### (1) 誰のために

文化財保護法第1条には「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とある。すなわち法律上は、文化財は国民の遺産であると同時に人類共通の遺産であるとしている。しかし活用の実際を考えたときはどうだろうか。この点について、黒崎（1987）はアンケート調査結果から平城宮跡や多賀城跡など全国的に知名度が高い大規模な遺跡であっても全国からの来訪者は利用者全体の1割程度であり、6割以上が地元住民であること、また遺跡近隣に住む住民ほど繰り返して利用していることを指摘している。すなわち、よほど著名な史跡や特別な要素がある史跡でない限り、主に地域住民による利用を想定した整備が必要であると考えられる。

## (2) 何のために

黒崎（2004）は、「遺跡がはたすべき現代的な役割」として、①歴史的な背景に培われたゆとりある空間として、訪れる人たちに何かしらの感動と活力と「癒し」を与える休養と再生の場としての役割、②個性あるまちづくりや地域づくりの拠りどころとして、文化的観光資源や文化的活動の場としての役割、③過去を顧み明日を創造する糧として、歴史を追体験できる歴史学習の場としての役割、④環境との関わりの中ではぐくまれた遺跡として、景観や環境保護の大切さを実感できる場としての役割、⑤歴史の生の証人として、歴史学・考古学など学術的調査・研究の場としての役割、の5点を挙げている。このうち植生復原に期待されるべきは、復原という手法によらなければ達成することが難しい③と④だろう。しかし前述の事例では、この2点に関して整備の方針のひとつに掲げながらも、整備計画段階で具体化できている例はみられなかった。これらを実現することができれば、史跡を取り巻いていたかつての環境、さらには人々の自然観や世界観、精神文化についての理解をより深く促すことが可能となり、現代社会における生活のあり方の見直しや持続可能な社会構築の一步にも繋がるだろう。

### 4.3.2 基本理念の提示

#### (1) 史跡整備における植生復原の定義

これまでの議論を踏まえ、史跡整備における植生復原を以下のように定義した。

史跡整備における植生復原とは、「植生の歴史的な実像と、その空間における人と植物のかわりを具体化するための手法」である。

人と植物のかかわりとは、具体的には衣食住にかかわる資源利用、その中での工夫・技術を指す。なお、これまでの史跡整備における植生復原は展示的要素が強く、静的なものであった。これに対し、かかわりとは互いが影響を及ぼしあうこと、つまり相互作用であり、動的なものを意味する。そこで、史跡整備における植生復原を「集落生態系」の復原と言い替えることとしたい。生態系とは人と植物を結びつける概念であり、その動的な作用を包括するものである。生態系という視点から捉えることで、人と植物のかかわりをより具体的に理解することが可能になると考える。

## (2) 集落生態系復原の基本理念

### ①活用型の整備

島田（2007）は「現在は復原したそのものの神聖化が進み、復原することが目的化し、施設として十分に活用されていないこともある」と指摘している。すなわち、これまでの整備では復原の正確さや精度ばかりが注目され、どう活用するかという視点は含まれていなかった。しかし復原の最大の特徴はその臨場感にある。歴史への理解を深める手段として、多大な学習的効果も期待できる。そこで、史跡公園の価値は活用による効果をいかに上げられるかにあるかと考え、現在の展示型整備から活用型整備への転換を提案したい。植生復原は建造物の復原と比較して活用に供されやすく、その幅も広い。現在みられる体験学習の枠にはめられない多様な活用の可能性を有している。積極的な活用は当時の生活をより身近に感じることを可能とするだろう。そのためには整備計画の検討に際し、史跡をどのように活かすかという視点からスタートする必要がある。現在はハード面の検討が先にあり、それに基づいたソフト事業が用意されることが多いが、活用の目的に合わせて整備内容を検討していくという手順とすべきである。

## ②学術的根拠に基づく復原

史跡指定の第一義的意義はその学術的価値にあるため、復原の内容は学術的な研究成果をベースにしたものであることが前提となる。時代を遡るほど遺跡の解釈に伴う不確定要素は多くなるが、正しいもの以外は認めないという立場をとれば何もできなくなってしまう。むやみな復原は避けるべきだが、真実性・信頼性が最も高い内容を現時点での歴史的事実と判断し、それを基に復原を行うのが妥当であると考え。ただし復原という手法は見る人に対してその姿が唯一の真実であるかのような印象を与えやすい。そのため復原の検討経過や根拠を公表することが必要不可欠となる。

## ③現代の生態系との調和

過去と現代では気候や立地条件など植物の生育環境が異なるため、分析データに忠実な復原を行おうとしても上手く育たずに枯死してしまうことがある。宮畑遺跡でも植栽されたトチノキのなかにすでに枯死個体が発生している（図 25）。また、2 万年前の植生を復原の対象とした富沢遺跡（宮城県仙台市）においても毎年一定数の個体が枯死していることが報告されており、植栽植物の生存率は「芝生広場」が最も高く、「古環境のイメージを保ちつつ外部との緩衝地帯となるような植栽を行った範囲」「より忠実な復原を行った範囲」の順に低くなるという（平塚・長田，2007）。正常に成育させるためには、地域の生態系の中に位置付けながら樹種の選定を行い、適切に管理していくことが求められる。なお、現況の植生であれば成育に関する不安はないことから、分析データをもとに策定した植栽計画と合致する現在の植生については出来る限り生かしていくとする姿勢も大切である。



図 25 宮畑遺跡の枯死トチノキ（右手前） 2009.10.5 撮影

## 第5章 集落生態系の復原方法

### 5.1 復原の材料と分析方法

植生の復原は植物の存在を具体的に裏付ける資料、すなわち植物遺体に基づいて行う。

図 26 は植物遺体の種類とその分析方法について整理されたものである。

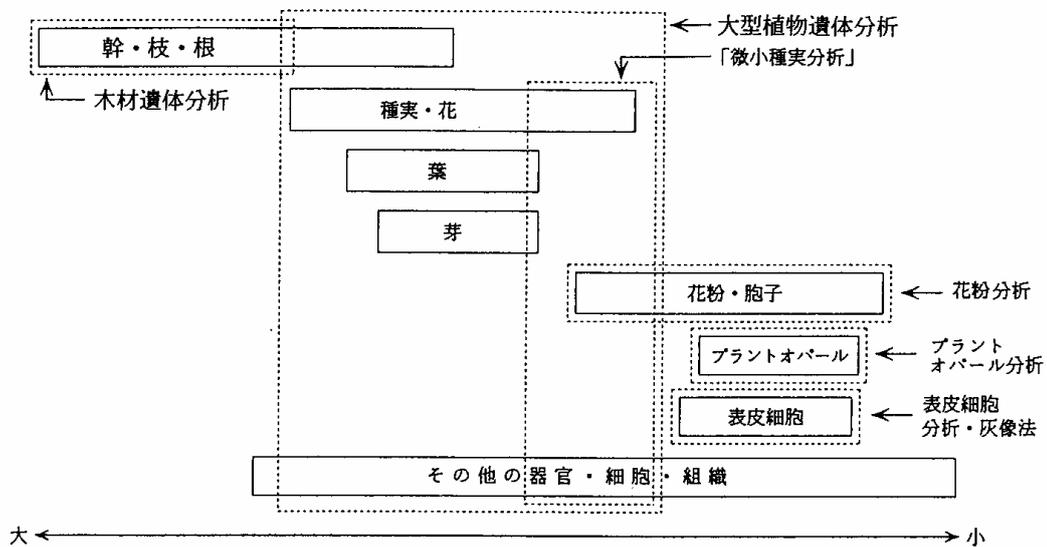


図 26 陸上植物に由来する植物遺体の部分と分析法 (辻編, 2000)

植生復原に用いられるものには、主に①花粉・孢子、②植物珪酸体、③木材、④種実類がある。人為のかかわったものから自然堆積物に含まれるものまで幅広く、それぞれに固有の特徴があるため、分析によって明らかにできる内容も異なる。そのため、これらを組み合わせて総合的に検討したうえで復原を行っていくことが望ましい。以下、辻編 (2000) 及び松井編 (2003) を参考に各植物遺体の特徴とその分析方法について概観する。

花粉・孢子は強靱な細胞壁をもち、風媒・虫媒・水媒による違いはあれ生産量が大量であることから、泥炭層や沼沢地など酸素の供給が少ない地層中では化石として残存するの

がふつうである。地層の土壌試料から花粉・孢子化石を取り出し、その属・種別の組成を調べることで地層形成時の植生や気候あるいはその年代を推定することができる。また、特定の属や種の植物の盛衰によって人間活動が環境に及ぼした影響を知ることができる場合も多い。

植物珪酸体とは、植物の細胞内にガラスの主成分である珪酸が蓄積したものをいう。植物が枯死し、分解された後も植物珪酸体は微化石（プラント・オパール）となって土壌中に半永久的に残留する。その形や大きさは由来する植物や細胞によって違いがあるため、遺跡土壌などから検出されたプラント・オパールを調べることで給源植物を同定することができる。植物珪酸体を生成する植物にはイネ科、カヤツリグサ科などの草本やクスノキ科、ブナ科などがある。なかでもイネ科植物は葉身中の機動細胞に由来する植物珪酸体（機動細胞珪酸体）から同定できるものが多数あるため、農耕の伝播や波及の歴史の解明に植物珪酸体分析が利用されることは多い。また、イネ科植物は多量の珪酸を含むゆえに灰像法の好適な材料ともされ、栽培植物の起源や存否の証明に用いられる。

木材は自然の堆積物に含まれるほか、人によって利用される機会がきわめて多く、木製品や加工木として産出することが多い。さまざまな道具類、杭・板・柱など土木・建築用材として、また薪炭材のように燃料材としても幅広く利用されていたことが知られている。出土木質遺物の樹種を知ることによってそれぞれの時代にどんな木がどのように使われてきたのかを明らかにすることができ、また、それらを遺跡周辺からの由来物と推定すれば森林植生復原のひとつの手がかりとすることもできる。分析方法は基本的に植物形態学や植物組織解剖学によるが、年輪年代学を利用した木材の伐採年や建築物の建立年の解明、年輪生態学を応用した過去の気候環境の解析や生理・生態的な性質の解明なども試みられている。

種実をはじめとする大型植物遺体からは、当時の食生活や農耕などを解明することができる。発掘調査では雑多な種類の雑多な部位が混在して検出されるのがふつうである。このうち大型植物遺体として扱われる試料の範囲は種子、果実、葉のほとんどと、顕著な特

徴をもつ小枝、芽などの一部である。分析は植物形態学あるいは分類学を用いて行われる。

## 5.2 遺構保護造成

遺構保存の観点から、植栽は盛土をした上に行われるのが基本である（図 27）。盛土には遺構保存の観点から遺構を被覆するという役割と、根茎が地下遺構に与える悪影響を回避するという役割がある。盛土の厚さは、根茎が地下深くまで及ぶ性質を持ついわゆる「深根性」の樹木の場合には約 80cm、根茎が比較的浅い「浅根性」の場合には約 60cm を目安とするが、気候・土質・地下水等により根茎の状況は異なるため、個別の事例に応じた判断が必要となる（文化庁文化財部記念物課，2005）。

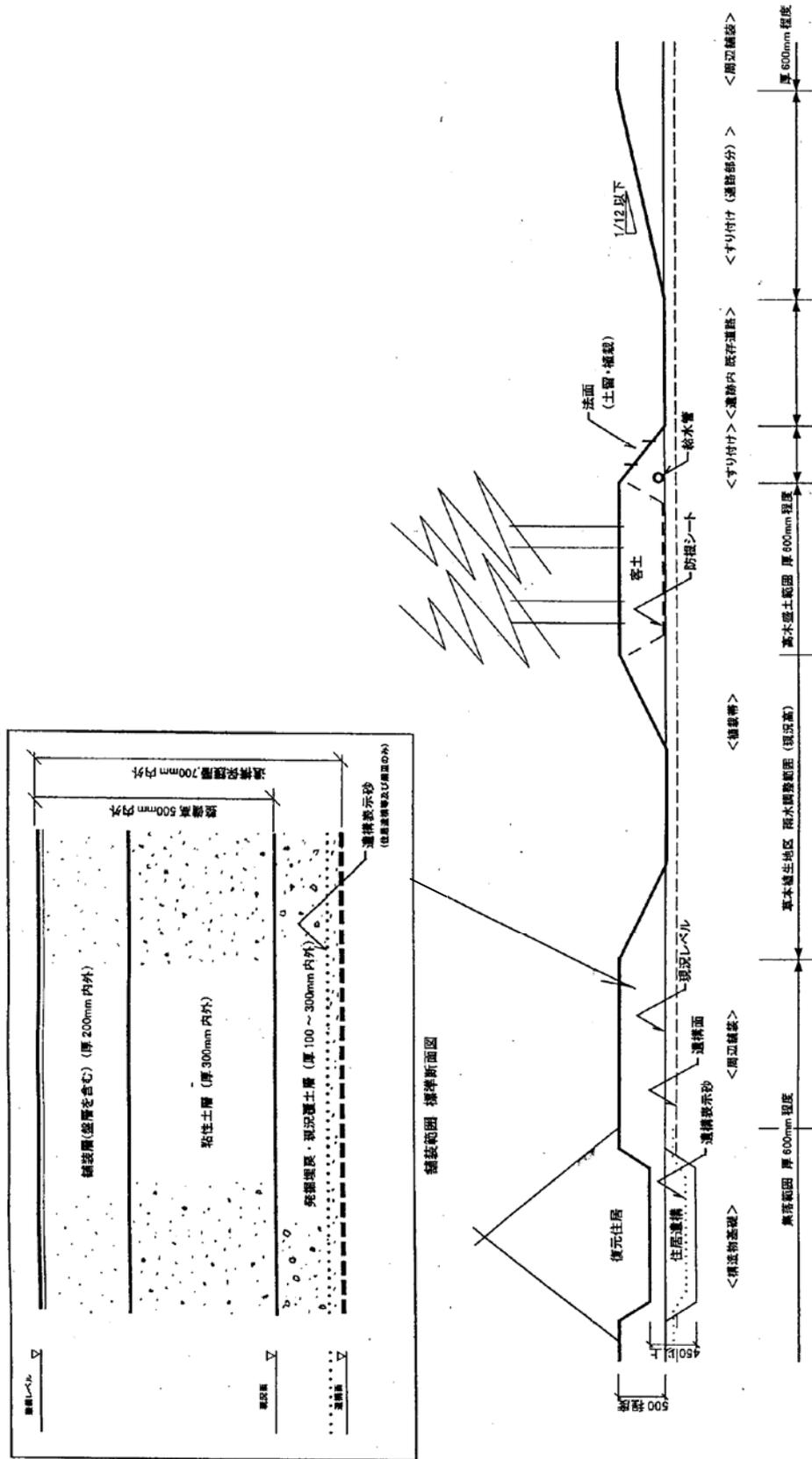


図27 平出遺跡盛土断面模式図 (塩尻市, 2003)

### 5.3 復原の試みー平出遺跡を事例としてー

#### 5.3.1 平出遺跡整備事業の概要

本項では平出遺跡を取り上げ、集落生態系復原の具体的な方法及びそれに伴う問題点について検討する。平出遺跡の整備概要については前述の「4.2.3 平出遺跡」でも述べたが、ここでは整備状況の詳細と整備事業費について確認しておきたい。

表 10・11 は整備事業にかかわる事項と整備内容を年表に整理したものである。縄文の村落復原地区とガイダンス棟については整備が完了し、すでに公開されている。整備事業費については表 12 に示した。内訳は国庫補助、県費補助、市一般財源に分けられる。現在の補助割合は、公有化事業は国 80%、県 3.3%、環境整備事業は国 50%、県 5%となっている。国庫補助は文化庁によるもので、昭和 56～58 年度及び平成 6 年度、平成 9～19 年度には公有化事業を対象にした「史跡等購入」を、昭和 57～60 年度、平成 14～16 年度には環境整備事業を対象にした「記念物保存修理<sup>12</sup>」を受けた。なお「記念物保存修理」は 2,000～3,000 万円程度の事業を対象とするものであるため、平成 17 年度からはより高額な事業が対象となる「史跡等総合整備活用推進事業」に切り替えている。これは最長で原則 5 年を限度とするものであるが、平出遺跡整備事業は特例として平成 23 年度までの 7 年間で対象とされている。

---

<sup>12</sup> 平成 10 年度までは「史跡等保存整備」の名称で行われていた。

表 10 平出遺跡整備事業関連年表（1）（1950～1996年）

| 年度          | 主なできごと   | 発掘調査  | 整備事業関連   |
|-------------|--|---|--|
| 昭和25 (1950) |  | 宗賀村が主体となり平出遺跡調査会発足、計4次にわたる発掘調査開始。<br>*4月、第1次調査実施。<br>*10月、第2次調査実施。総合学術調査へ転換、考古学以外の研究者が多数参加。 |  |
| 昭和26 (1951) | 8月、長野県史跡名勝天然記念物調査委員会により史跡仮指定への推薦が決定。   | *4月、第3次調査実施。<br>*10月、第4次調査実施。多量の遺物のほか、縄文・古墳・平安の各時代の31軒におよぶ住居址、3棟の掘立柱建物址を検出。                 | 3号住居の復原。古代竪穴住居の復原は全国初。                                   |
| 昭和27 (1952) | 3月29日、国史跡に指定（154,958.23㎡）。   |   |  |
| 昭和28 (1953) | 平出遺跡考古学博物館建設に補助金80万円の交付が決定。文化財保護委員会による博物館建設国庫補助制度施行の第1号。                     |   |  |
| 昭和29 (1954) | 「平出遺跡考古博物館」開館。   |   |  |
| 昭和34 (1959) | 宗賀村、近隣町村と合併して塩尻市に。   |   |  |
| 昭和52 (1977) | 塩尻市、「平出遺跡保存管理計画」を策定。史跡指定地の公有化および遺跡範囲確認調査の必要性を指摘。                             |   |  |
| 昭和53 (1978) |  |   |  |
| 昭和54 (1979) |  | 「平出遺跡保存管理計画」にしたがい、遺跡の範囲確定のための発掘調査を実施。史跡指定ラインと遺構分布範囲の限界がほぼ一致することを確認。                         |  |
| 昭和55 (1980) |  |   |  |
| 昭和56 (1981) |  |   |  |
| 昭和57 (1982) |  |   | 4,405㎡を公有化。内2,882㎡を歴史公園として整備。その一環として昭和58年に古墳時代の62号住居を復原。 |
| 昭和58 (1983) |  |   |  |
| 昭和59 (1984) |  |   | 2号掘立柱建物址を高倉として復原。  |
| 昭和60 (1985) |  | 農業用灌漑施設工事のための事前発掘調査実施。遺跡における時代的変遷が大まかに判明。   |  |
| 昭和61 (1986) |  |   |  |
| 平成3年(1991)  | 「第3次塩尻市総合計画国土利用計画」策定。平出歴史公園および平出遺跡周辺を「教育文化区域」とし、周辺の森林や農用地を取り込み一体的な整備を目指すとする。 |   |  |
| 平成4年(1992)  |  |   |  |
| 平成5年(1993)  |  |   |  |
| 平成6年(1994)  | 平出区、住民および地権者アンケートを実施。アンケート結果に基づき指定地の公有化と整備の促進を塩尻市に要望。                        |   | 1,864.45㎡を公有化。   |
| 平成7年(1995)  |  |   |  |
| 平成8年(1996)  |  |   |  |

表11 平出遺跡整備事業関連年表（2）（1997～2011年）

(注) 主な参考資料  
 「公有地化」：平成14年度史跡平出遺跡整備基本設計・実施設計  
 「発掘調査」2001～2004年度：各回委員会資料、2005～2011年度：H18年度年次工程表（H19.02.01第16回委員会資料）  
 「整備事業」土木・建築：H18年度年次工程表（H19.02.01第16回委員会資料）、備考：各回委員会資料

| 年度         | 主なできごと   | 市民参加事業                                 | 整備委員会                          | 整備計画            | ガイダンス地区                |               |    | 縄文の村 |        |                           |               |   | 古代の農村               |                |  |     |                        | 体験施設地区 |      |      |                   |  |
|------------|--|--|--------------------------------|-----------------|------------------------|---------------|----|------|--------|---------------------------|---------------|---|---------------------|----------------|--|-----|------------------------|--------|------|------|-------------------|--|
|            |  |  |                                |                 | 整備事業                   |               |    | 公有地化 | 発掘調査   | 整備事業                      |               |   | 公有地化                | 発掘調査           | 整備事業   |     |                        | 公有地化   | 発掘調査 | 整備事業 |                   |  |
|            |  |  |                                |                 | 土木                     | 建築            | 備考 |      |        | 土木                        | 建築            | 備考  |                     |                | 土木   | 建築  | 備考                     |        |      | 土木   | 備考                |  |
| 平成9(1997)  | 塩尻市、史跡公園整備計画を開始。平成21年度まで史跡指定地約74,000㎡の公有化を継続的に実施することを決定。 |  |                                |                 |                        |               |    | 1区   |        |                           |               |   |                     |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成10(1998) | 「塩尻市史跡平出遺跡整備委員会」発足。                                      |  | 第1回（1999/01）                   | 基本構想            |                        |               |    | 1区   |        |                           |               |   |                     |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成11(1999) |  | 第2回（1999/09）<br>第3回（2000/02）           |                                |                 |                        |               |    | 2区   |        |                           |               |   |                     |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成12(2000) | 7月、文化庁主任調査官による現地指導。                                      |  | 第4回（2001/02）                   |                 | 基本計画                   |               |    |      |        |                           |               |   |                     |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成13(2001) | 史跡公園整備に伴う事前発掘調査開始。                                       | 7・8月、史跡平出遺跡整備基本計画策定懇話会・平出地区懇話会開催。      | 第5回（2001/11）<br>第6回（2002/02）   |                 |                        |               |    | 4区   | 1・2・3区 |                           |               |   | 4区                  | 1・2・3区         |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成14(2002) |  |  | 第7回（2002/11）<br>第8回（2003/02）   | 基本設計            |                        |               |    |      | 5区     | 2・3・4区<br>住居復原地区          |               |   |                     | 5区             | 2・3・4区   |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成15(2003) | 塩尻市、2011年度までを目処に史跡公園整備事業を開始。                             | 11月15日、着工記念植樹。56名が参加。                  | 第9回（2003/11）<br>第10回（2004/02）  |                 |                        |               |    | 6区   |        | ・遺構保護、造成                  |               |   | 6区                  | 5区西側<br>住居復原地区 |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成16(2004) |  | 11月3日、第1回平出祭り開催。平出遺跡公園協会の会共催。約300人が参加。 | 第11回（2004/11）<br>第12回（2005/02） |                 | 基本設計の<br>修正・検討<br>実施設計 |               |    |      | 6区北側   | ・遺構表示<br>・植栽（森の育成）        | ・復原住居建設<br>3棟 | ・J-25号、J-26号、J-29号住居建設<br>・地形復原（約2,000㎡）<br>・植栽 | 7区<br>古代倉庫群<br>復原地区 |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成17(2005) |  |  | 第13回（2005/09）<br>第14回（2005/12） | ・野外ガイダンス（技術体験場） |                        |               |    |      |        | ・復原住居建設<br>4棟             | ・竪穴住居4棟建設     | 8区<br>古代倉庫群<br>復原地区                             | 7区北側<br>（既公有地）      |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成18(2006) | 5月、「縄文の村」オープン。   |  | 第15回（2006/10）<br>第16回（2007/02） | ・ガイダンス棟（展示舎）    |                        | ・ガイダンス棟建築工事   |    | 9区   |        | ・集落復原地区の植栽<br>・5月、オープン    |               | 9区  | 7区北側                |                |  |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成19(2007) | 4月、ガイダンス棟オープン。   |  | 第17回（2007/11）<br>第18回（2008/02） |                 |                        | ・4月、オープン      |    | 10区  | 東側     | ・                         |               |   | 10区                 | 7区南側           | ・遺構保護、造成<br>・遺構表示<br>・植栽（身近な農耕、森の育成）                                   |     |                        |        |      |      |                   |  |
| 平成20(2008) | 6月、130号復原住居全焼。   |  | 第19回（2008/10）<br>第20回（2009/01） |                 |                        |               |    |      |        | ・クスギ・コナラ・トチノキ・サンシュウ他70本植栽 |               |   |                     |                | 古墳時代：<br>・造成、地形復原<br>・H-130号住居建設<br>・植栽<br>平安時代地区：<br>・遺構保護盛土<br>・地形復原 | 11区 | 11・12・13区<br>体験学習による発掘 |        |      |      |                   |  |
| 平成21(2009) |  |  |                                |                 |                        |               |    |      |        | ・西側の植栽                    |               |   |                     |                | 平安時代：<br>・集落植栽<br>・竪穴住居3棟建設（140号、141号、145号）                            | 12区 | 11・12・13区<br>体験学習による発掘 |        |      |      |                   |  |
| 平成22(2010) |  |  |                                |                 |                        |               |    |      |        | ・廃絶地区の植栽                  |               |   |                     |                | 平安時代（集落）：<br>・植栽<br>・平地住居1棟建設（1号掘立柱建物）<br>・竪穴住居1棟建設（146号）              | 13区 | 11・12・13区<br>体験学習による発掘 |        |      |      |                   |  |
| 平成23(2011) |  |  |                                |                 |                        | ・ガイダンス棟南西部の植栽 |    |      |        | ・廃絶地区南部の植栽                |               |   |                     |                | ・  |     |                        |        |      |      | ・遺構表示<br>・古代作物栽培畑 |  |

表12 平出遺跡整備事業費

(単位:千円)

|         | H13まで                   | H14                   | H15                   | H16                    | H17                   | H18                   | H19                    | H20    | 合計                      |
|---------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|--------|-------------------------|
| 用地取得    | 425,720<br>(26,386.81㎡) | 57,909<br>(3,439.94㎡) | 50,411<br>(3,192.41㎡) | 113,863<br>(7,778.77㎡) | 58,425<br>(4,490.41㎡) | 26,443<br>(2,047.63㎡) | 110,572<br>(9,114.59㎡) | 0      | 843,343<br>(56,450.56㎡) |
| 発掘調査    | 8,100                   | 12,500                | 13,000                | 13,000                 | 13,000                | 8,000                 | 8,176                  | 8,339  | 84,115                  |
| 整備事業    | 24,621                  | 0                     | 30,000                | 40,000                 | 60,000                | 104,412               | 46,778                 | 65,016 | 370,827                 |
| 設計・調査   | 5,250                   | 4,673                 | 5,775                 | 7,560                  | 8,295                 | 7,413                 | 5,145                  | 5,839  | 49,950                  |
| 整備委員会   | 1,356                   | 541                   | 610                   | 524                    | 443                   | 474                   | 314                    | 610    | 4,872                   |
| 用地測量・調査 | 1,778                   | 452                   | 502                   | 493                    | 353                   | 472                   | 350                    | 0      | 4,400                   |
| 収用申請    | 450                     | 360                   | 368                   | 368                    | 368                   | 368                   | 360                    | 0      | 2,642                   |
| 発掘資料整理  | 1,318                   | 0                     | 0                     | 1,400                  | 1,400                 | 1,400                 | 1,400                  | 1,400  | 8,318                   |
| 計       | 468,593                 | 76,435                | 100,666               | 177,208                | 142,284               | 148,982               | 173,096                | 81,204 | 1,368,468               |

財源内訳

(単位:千円)

|                  | H13まで   | H14    | H15     | H16     | H17     | H18     | H19     | H20    | 合計        |
|------------------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 国庫補助             | 340,576 | 52,576 | 61,827  | 117,588 | 83,240  | 71,153  | 115,920 | 36,500 | 879,292   |
| 用地取得(80%)        | 340,576 | 46,326 | 40,327  | 91,088  | 46,740  | 21,153  | 88,457  | 0      | 674,667   |
| 発掘調査(50%)        | 0       | 6,250  | 6,500   | 6,500   | 6,500   | 4,000   | 4,088   | 4,000  | 37,838    |
| 整備事業(50%)        | 0       | 0      | 15,000  | 20,000  | 30,000  | 46,000  | 23,375  | 32,500 | 166,875   |
| 県費補助(注)          | 28,098  | 5,071  | 7,627   | 6,407   | 5,578   | 5,872   | 6,395   | 3,650  | 68,688    |
| 用地取得(6.6%)(3.3%) | 28,098  | 3,821  | 3,327   | 3,757   | 1,928   | 872     | 3,648   | 0      | 45,451    |
| 発掘調査(10%)(5%)    | 0       | 1,250  | 1,300   | 650     | 650     | 400     | 409     | 400    | 5,059     |
| 整備事業(10%)(5%)    | 0       | 0      | 3,000   | 2,000   | 3,000   | 4,600   | 2,338   | 3,250  | 18,188    |
| 一般財源             | 99,919  | 18,788 | 31,212  | 53,213  | 53,466  | 71,957  | 50,781  | 41,054 | 420,487   |
| 計                | 468,593 | 76,435 | 100,666 | 177,208 | 142,284 | 148,982 | 173,096 | 81,204 | 1,368,468 |

(注)H16より県費補助率変更。

### 5.3.2 復原の視点

集落生態系の復原にあたっては、先に提示した①活用型の整備、②学術的根拠に基づく復原、③現代の生態系との調和という3点の理念を基本とするとともに、「複合遺跡としての特質を活かした整備を行う」という平出遺跡整備事業の基本方針を尊重し、時代ごとの特徴を意識した樹種選定とする。復原の根拠となる古植生の検討について、これまでに平出遺跡で実施されてきた自然科学分析は表13のとおりである。平安時代に関する分析は現在までに行われていない。花粉や植物珪酸体の保存状態は悪く復原材料は豊富とはいえないが、炭化材についてはある程度の出土量が認められる。そこで、これらの資料を再整理し総合的な視点から捉え直すことで縄文時代と古墳時代の植生復原を試みたい。國木田(2009)及び平出遺跡調査会編(1955)、安間ほか(1990)もあわせて参考とした。また、平安時代の植生復原については焼失住居出土炭化材の樹種同定結果を基に行った。図28に集落生態系復原案を示す。

表13 平出遺跡における自然科学分析一覧

| 時代<br>報告書 | 縄文   |      |      |      | 古墳   |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
|           | ①    | ②    | ③    | ④    | ⑤    | ⑥    |
| 放射性炭素年代測定 | ○(1) | ○(1) | ○(2) | ○(3) | ○(3) |      |
| 花粉分析      | ○(2) |      |      |      | ○(1) |      |
| 植物珪酸体分析   | ○(2) | ○(4) |      |      | ○(1) | ○(1) |
| 樹種同定      | ○    |      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 種実遺体同定    |      |      | ○    | ○    |      | ○    |

(注) 〇内は分析試料数である。

- ① パリノ・サーヴェイ株式会社. 2003. 平成14年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告
- ② パリノ・サーヴェイ株式会社. 2005. 平成16年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告
- ③ 株式会社パレオ・ラボ. 2006. 平成17年度平出遺跡自然科学分析委託業務  
一年代測定(AMS)・炭化材樹種同定
- ④ パリノ・サーヴェイ株式会社. 2009. 平成20年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告
- ⑤ パリノ・サーヴェイ株式会社. 2004. 平成15年度平出遺跡の自然科学分析報告
- ⑥ 株式会社パレオ・ラボ. 2007. 平成18年度平出遺跡自然科学分析委託業務

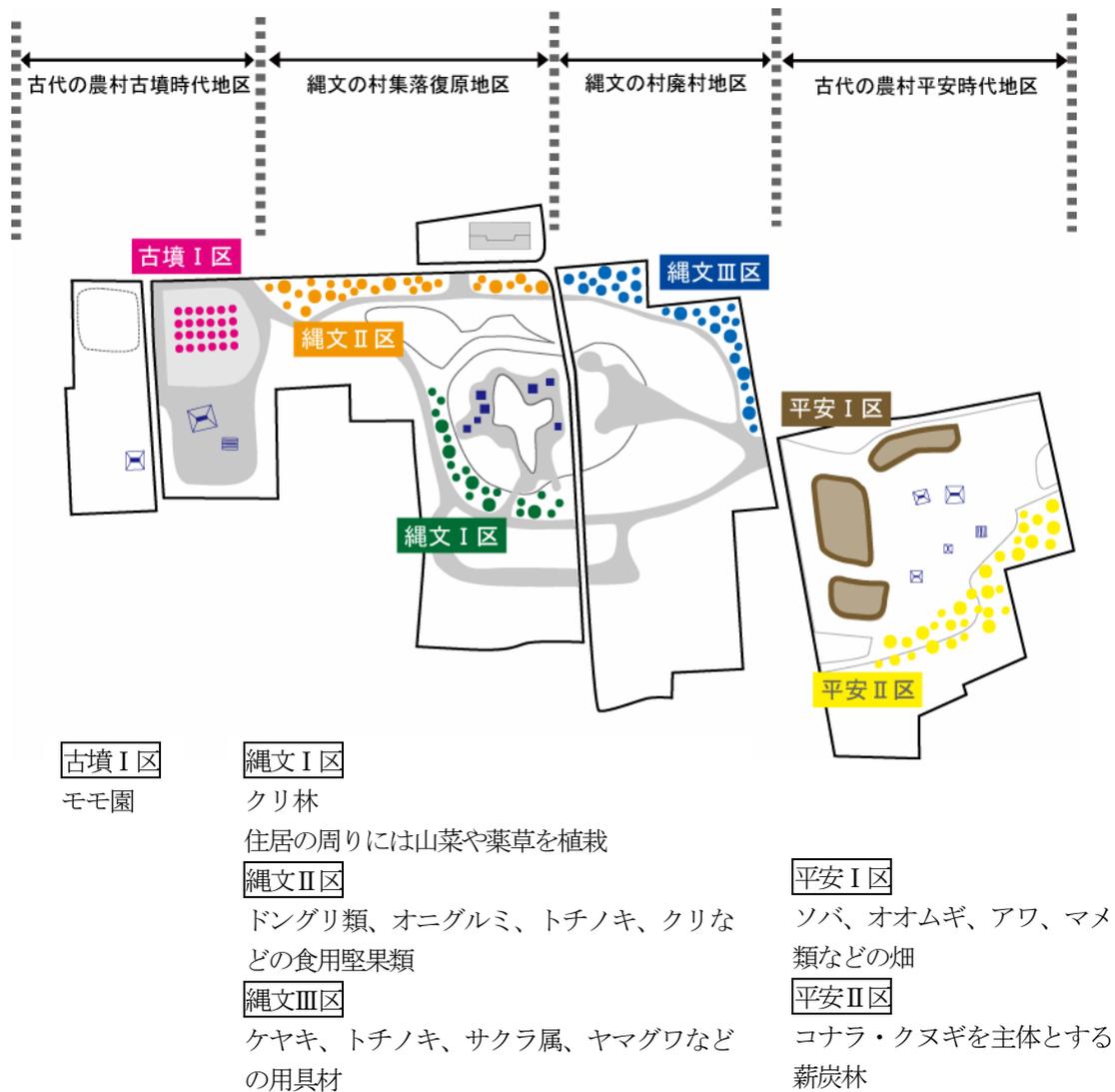


図 28 平出遺跡における集落生態系復原案

### 5.3.3 縄文の村整備計画

#### (1) 縄文時代の古植生

縄文時代を対象とした分析として放射性炭素年代測定、花粉分析、植物珪酸体分析、樹種同定、種実遺体同定が実施されている。花粉化石については検出されなかったため、こ

ここでは花粉分析以外の分析結果について再整理を行った。

住居址 8 基から検出された炭化材及び炭化種実の放射性炭素年代測定では、およそ 4,200～4,500 年前頃の年代値が得られている (表 14)。暦年較正結果では 3,300～2,900calBC となる。東日本における縄文時代の土器付着物や遺構出土炭化物の分析結果によれば、縄文時代前期と中期の境は 3550～3500calBC 頃、中期と後期の境は 2500～2450calBC 頃とされていることから (小林ほか, 2003)、分析結果は縄文時代中期頃に相当し、発掘調査所見と整合する。

表 15 の炭化材の樹種構成をみると、クリが圧倒的に多く、ほとんどの試料で認められる。オニグルミやケヤキ、コナラ節、クヌギ節も目立つ。また、トチノキ、ヤマグワなども確認されており、種類数の豊富な落葉広葉樹林が成立していたと思われる。試料の性格について各報告書を確認すると、①は住居構築材に由来する可能性が高いとされており、③は炉内からの採取が中心であることから燃料材の可能性が高い。④については出土状況等の詳細は不明とされているが、遺構覆土である点を考慮すると住居構築材が炭化・残存したものであると推定される。これら建築材や燃料材が遺跡周辺から調達されたものであるとすれば、当時の植生としてクリを中心とする落葉広葉樹林が想定できる。種実遺体についてもオニグルミ、クリ、クヌギ節、トチノキなどが確認されており、検出樹種との一致をみることができる。オニグルミは核内部の種子が、クリは子葉が生食可能である。またアケ抜きすればクヌギは子葉が、トチノキは種子が食用可能となる。これらの堅果類は長期保存が可能で収量も多いことから、植物質食糧として利用されていたと考えられる。鱗茎等の根茎類もデンプン質に富むことから食用として採取・利用されものと思われる。

表14 放射性炭素年代(縄文時代)

| 報告書           | 試料                            | 補正年代<br>(yrBP) | $\delta^{13}C$<br>(‰) | 補正年代<br>(暦年較正用)<br>(yrBP) | 暦年較正年代 (cal)                  | 相対比                           | Code No.   | 遺構年代<br>(共存土器型式)     |
|---------------|-------------------------------|----------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------|----------------------|
| ①             | リ号住居址戸<br>炭化材 (クリ)            | 4, 210±40      | -31.00±0.77           | -                         | -                             | -                             | IAAA-30563 | 縄文中期中葉<br>(不明)       |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 3, 097 - cal BC 3, 007 |            |                      |
| ②             | J-56住居址内側<br>炭化材<br>(クリ)      | 4, 420±40      | -26.74±0.76           | 4, 415±37                 | cal BC 2, 988 - cal BC 2, 931 | 0.318                         | IAAA-42686 | 縄文中期中葉<br>(新道期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 324 - cal BC 334    |            |                      |
| ③             | J-25住居址埋護炉<br>炭化材<br>(クリ)     | 4475±25        | -23.45±0.17           | 4477±26                   | cal BC 3, 222 - cal BC 3, 220 | 0.002                         | PLD-6112   | 縄文中期中葉<br>(新道期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 3, 173 - cal BC 3, 161 |            |                      |
| ④             | J-26住居址戸<br>炭化種実<br>(オニグルミ)   | 4395±25        | -24.81±0.16           | 4396±26                   | cal BC 3, 118 - cal BC 3, 117 | 0.842                         | PLD-6113   | 縄文中期中葉<br>(新道期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 330 - cal BC 3, 210 |            |                      |
| ④             | J-75住居址覆土<br>炭化種実<br>(イネ科稈)   | 4, 490±25      | -26.64±0.20           | 4, 490±24                 | cal BC 3, 180 - cal BC 3, 150 | 0.072                         | PLD-12715  | 縄文中期初期<br>(九兵衛尾根II期) |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 3, 030 - cal BC 3, 000 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 3, 940 - cal BC 3, 080 | 0.903                         | PLD-12716  | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 060 - cal BC 3, 020 |            |                      |
| ④             | J-79住居址覆土<br>炭化材<br>(クリ)      | 4, 415±20      | -26.84±0.17           | 4, 417±22                 | cal BC 3, 090 - cal BC 3, 060 | 0.133                         | PLD-12717  | 縄文中期中葉<br>(藤内期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 2, 990 - cal BC 2, 920 |            |                      |
| 國木田<br>(2009) | J-78住居址覆土<br>炭化種実<br>(トチノキ)   | 4, 440±35      | -                     | -                         | cal BC 3, 100 - cal BC 2, 954 | 0.954                         | HI-To      | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 330 - cal BC 3, 264 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 3, 244 - cal BC 3, 215 | 0.203                         | PLD-12717  | 縄文中期中葉<br>(藤内期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 3, 183 - cal BC 3, 157 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 3, 125 - cal BC 3, 102 | 0.154                         | PLD-12717  | 縄文中期中葉<br>(藤内期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 340 - cal BC 3, 203 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 3, 198 - cal BC 3, 095 | 0.403                         | PLD-12716  | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 3, 011 - cal BC 2, 978 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 2, 962 - cal BC 2, 949 | 0.166                         | PLD-12716  | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 2, 943 - cal BC 2, 916 |            |                      |
| ④             | J-77住居址覆土<br>炭化種実<br>(オニグルミ核) | 4, 360±25      | -29.13±0.21           | 4, 358±23                 | cal BC 3, 077 - cal BC 3, 074 | 0.007                         | PLD-12716  | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 023 - cal BC 2, 908 |            |                      |
| ④             | J-79住居址覆土<br>炭化材<br>(クリ)      | 4, 415±20      | -26.84±0.17           | 4, 417±22                 | cal BC 3, 095 - cal BC 3, 012 | 0.994                         | PLD-12717  | 縄文中期中葉<br>(藤内期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $\sigma$                      | cal BC 2, 947 - cal BC 2, 945 |            |                      |
| ④             | J-79住居址覆土<br>炭化材<br>(クリ)      | 4, 415±20      | -26.84±0.17           | 4, 417±22                 | cal BC 3, 262 - cal BC 3, 249 | 0.030                         | PLD-12717  | 縄文中期中葉<br>(藤内期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $2\sigma$                     | cal BC 3, 100 - cal BC 2, 927 |            |                      |
| 國木田<br>(2009) | J-78住居址覆土<br>炭化種実<br>(トチノキ)   | 4, 440±35      | -                     | -                         | -                             | 0.131                         | HI-To      | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $68.2\%$                      | cal BC 3, 117 - cal BC 3, 117 |            |                      |
| ④             | J-78住居址覆土<br>炭化種実<br>(トチノキ)   | 4, 440±35      | -                     | -                         | -                             | 0.019                         | HI-To      | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $95.4\%$                      | cal BC 3, 415 - cal BC 3, 415 |            |                      |
| ④             | J-78住居址覆土<br>炭化種実<br>(トチノキ)   | 4, 440±35      | -                     | -                         | -                             | 0.327                         | HI-To      | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $95.4\%$                      | cal BC 3, 058 - cal BC 3, 058 |            |                      |
| ④             | J-78住居址覆土<br>炭化種実<br>(トチノキ)   | 4, 440±35      | -                     | -                         | -                             | 0.479                         | HI-To      | 縄文中期中葉<br>(落沢期)      |
|               |                               |                |                       |                           | $95.4\%$                      | cal BC 3, 089 - cal BC 3, 089 |            |                      |

表15 炭化材及び種実遺体の種別構成(縄文時代)

| 報告書<br>時代<br>遺構 | ①                    |               |                      |                      | ③                       |              |                        |              | ④                   |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
|-----------------|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|-------------------------|--------------|------------------------|--------------|---------------------|--------------|---------------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|-----|--|--|--|--|--|
|                 | 新道期<br>中期初頭<br>J-25住 |               | 新道期<br>中期初頭<br>J-26住 |                      | 藤内I期<br>中期中葉<br>J-31住   |              | 井戸尻I期<br>中期中葉<br>J-33住 |              | 會利I<br>中期末<br>J-37住 |              | J-71          |    | J-72 |    | J-73 |    | J-74 |    | J-75 |    | J-76 |    | J-77 |    | J-79 |    | J-80 |    | J-81 |    | J-83 |    |     |  |  |  |  |  |
|                 | 埋藏炉<br>J-25住         | 埋藏炉2<br>J-26住 | 埋藏炉1<br>J-26住        | 石囲炉<br>No.539<br>土器内 | 土坑1(住居<br>廃絶後)<br>J-31住 | 埋藏炉<br>J-33住 | 埋藏炉内<br>J-33住          | 石囲炉<br>J-33住 | 石囲炉内<br>J-33住       | 石囲炉<br>J-37住 | 石囲炉内<br>J-37住 | 覆土 | 覆土   | 覆土 | 遺構外 |  |  |  |  |  |
| 木本              | 1                    |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| マツ属維管束亜属        |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| 針葉樹             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| クワ              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| オニグルミ           |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| サワグルミ           |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| クルミ科            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ケヤキ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ケヤキ類            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| コナラ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| クヌギ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| サクラ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ヤマブキ            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| クワ              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| トチノキ            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ミズキ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| カエデ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| アカマダシ?          |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ガマズミ            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ムラサキ            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| ケンボナン           |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| 草本              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |
| イネ科             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |     |  |  |  |  |  |

(\*)炭化材5袋から各1点を抽出し分析  
 (\*\*)●：多数出土

種実遺体

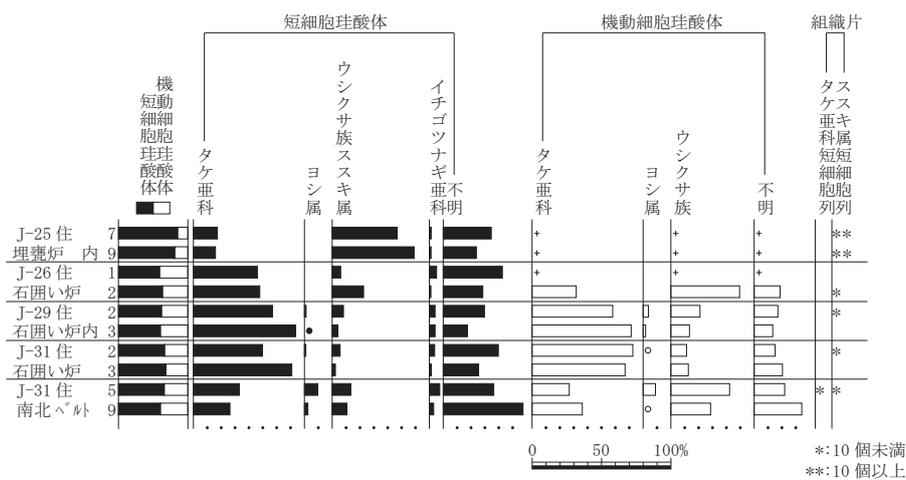
| 報告書<br>時代<br>遺構 | ③                    |               |                      |                      | ④                       |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
|-----------------|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|-------------------------|--------------|------------------------|--------------|---------------------|--------------|---------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|--|--|--|--|--|--|
|                 | 新道期<br>中期初頭<br>J-25住 |               | 新道期<br>中期初頭<br>J-26住 |                      | 藤内I期<br>中期中葉<br>J-31住   |              | 井戸尻I期<br>中期中葉<br>J-33住 |              | 會利I<br>中期末<br>J-37住 |              | J-71          |     | J-72 |     | J-73 |     | J-74 |     | J-75 |     | J-76 |     | J-77 |     | J-79 |     | J-80 |     | J-81 |     | J-83 |     |  |  |  |  |  |  |
|                 | 埋藏炉<br>J-25住         | 埋藏炉2<br>J-26住 | 埋藏炉1<br>J-26住        | 石囲炉<br>No.539<br>土器内 | 土坑1(住居<br>廃絶後)<br>J-31住 | 埋藏炉<br>J-33住 | 埋藏炉内<br>J-33住          | 石囲炉<br>J-33住 | 石囲炉内<br>J-33住       | 石囲炉<br>J-37住 | 石囲炉内<br>J-37住 | 埋藏炉 | 埋藏炉内 | 石囲炉 | 石囲炉内 | 遺構外 |  |  |  |  |  |  |
| 木本              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| オニグルミ           |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 不明              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| クワ              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| クヌギ             |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 不明(コナラ属?)       |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| トチノキ            |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 不明(マメ類?)        |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 草本              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 鱗茎              |                      |               |                      |                      |                         |              |                        |              |                     |              |               |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |      |     |  |  |  |  |  |  |

植物珪酸体分析結果ではタケ亜科とウシクサ族ススキ属の産出が目立つ(表 16)(図 29)。

タケ亜科については遺跡周辺に成立していたであろう落葉広葉樹林の下の草的存在としてのクマザサ属型のササ類や、台地上に多く生育していたとみられるネザサ節型のササ類などが考えられる。ススキ属を含むウシクサ族は日のあたる開けたところに多く生育していたとみられる。

表 16 植物珪酸体分析結果 (パリノ・サーヴェイ株式会社, 2003)

| 種 類          | J-25住<br>埋甕炉内 |     | J-26住<br>石囲い炉 |     | J-29住<br>石囲い炉内 |     | J-31住<br>石囲い炉 |     | J-31住<br>南北ベルト |     |
|--------------|---------------|-----|---------------|-----|----------------|-----|---------------|-----|----------------|-----|
|              | 7             | 9   | 1             | 2   | 2              | 3   | 2             | 3   | 5              | 9   |
| イネ科葉部短細胞珪酸体  |               |     |               |     |                |     |               |     |                |     |
| タケ亜科         | 27            | 40  | 53            | 89  | 98             | 126 | 104           | 156 | 79             | 42  |
| ヨシ属          | -             | -   | -             | -   | 2              | 1   | 2             | -   | 23             | 4   |
| ウシクサ族ススキ属    | 73            | 148 | 7             | 42  | 14             | 7   | 12            | 5   | 32             | 17  |
| イチゴツナギ亜科     | 2             | 3   | 6             | 2   | 7              | 7   | 8             | 3   | 18             | 5   |
| 不明キビ型        | 35            | 53  | 23            | 37  | 32             | 23  | 36            | 23  | 61             | 60  |
| 不明ヒゲシバ型      | 7             | 3   | 12            | 2   | 4              | 3   | 31            | 19  | 11             | 8   |
| 不明ダンチク型      | 12            | 4   | 14            | 14  | 15             | 4   | 16            | 14  | 15             | 24  |
| イネ科葉身機動細胞珪酸体 |               |     |               |     |                |     |               |     |                |     |
| タケ亜科         | 4             | 8   | 30            | 34  | 61             | 80  | 77            | 69  | 33             | 38  |
| ヨシ属          | -             | -   | -             | -   | 4              | 2   | 1             | -   | 11             | 1   |
| ウシクサ族        | 14            | 39  | 22            | 53  | 22             | 15  | 12            | 13  | 52             | 30  |
| 不明           | 9             | 12  | 27            | 20  | 18             | 15  | 16            | 21  | 27             | 36  |
| 合 計          |               |     |               |     |                |     |               |     |                |     |
| イネ科葉部短細胞珪酸体  | 156           | 251 | 115           | 186 | 172            | 171 | 209           | 220 | 239            | 160 |
| イネ科葉身機動細胞珪酸体 | 27            | 59  | 79            | 107 | 105            | 112 | 106           | 103 | 123            | 105 |
| 総 計          | 183           | 310 | 194           | 293 | 277            | 283 | 315           | 323 | 362            | 265 |
| 組 織 片        |               |     |               |     |                |     |               |     |                |     |
| タケ亜科短細胞列     | -             | -   | -             | -   | -              | -   | -             | -   | 2              | -   |
| ススキ属短細胞列     | 17            | 24  | -             | 6   | 7              | -   | 2             | -   | 1              | -   |



出現率は、イネ科葉部短細胞珪酸体、イネ科葉身機動細胞珪酸体の総数を基数として百分率で算出した。なお、●は1%未満、+は100個未満の試料で検出された種類を示す。また、珪化組織片の産状を\*で示す。

図 29 植物珪酸体群集と珪化組織片の産状 (パリノ・サーヴェイ株式会社, 2003)

以上から、縄文時代の平出遺跡周辺には冷温帯性の落葉広葉樹林が成立し、住居周辺はススキ属などが生育する乾燥した草地であったことが推定される。ススキは縄文時代以降の住居屋根材や炉の燃料材としての利用のほか、俵、草履、箒など生活資材としての利用価値が高かったことが知られている。枯渇させることなく継続して利用するために、野焼きによる草原の維持管理を行っていた可能性も考えられる。

## (2) 縄文の村における集落生態系の復原

自然科学分析の結果ではクリが際立って多い点が特徴的である。クリは重硬で強度および耐朽性に優れた材質を有する。縄文時代においてクリが多く利用されていることは関東地方の調査例からも指摘されており、クリ栽培との関連が推定されている（千野，1983）。長野県内でも明科町北村遺跡、小諸市郷土遺跡、更埴市屋代遺跡群等で実施された縄文時代の住居構築材に関する樹種同定結果をみると、クリが多く利用されている点で一致している（鈴木・能城，1993、パリノ・サーヴェイ株式会社，1993、高橋，2000）。本遺跡でもクリを主とした木材利用が行われていた可能性は高い。分析結果からはこれらのクリが自然植生によるものか人為によるものかを判断することは困難であるが、ここではクリの検出数の多さを考慮してクリの選択的な保護・管理栽培が行われていたと推定する。よって、縄文の村の植生復原にあたっては建築材・燃料材・食料などクリの多様な利用を中心として、食料確保や道具の製作など集落を維持するための基本となる人間活動の復原を想定した。

集落復原地区南側の縄文Ⅰ区にはクリ林を創出する。このクリの木材や樹皮を用い、竪穴住居の建築や補修を行っていく。また住居の周りには山菜や薬草を植え、草本植物を加えた景観とする。集落復原地区北側の縄文Ⅱ区には食料となるドングリ類、オニグルミ、トチノキ、クリを植栽する。これらはデンプン供給源として縄文人にとって大切な植物であった。水さらし場を復原してトチの実のあく抜き作業を行ったり、収穫した種実を用い

た調理などへの活用が考えられる。廃村地区は縄文Ⅲ区とし、用具材としての活用を想定した地区とする。樹種同定結果に基づき、ケヤキ、トチノキ、サクラ属、ヤマグワといった木製品への利用が推定されている樹種について植栽を行う。

### 5.3.4 古代の農村・古墳時代地区整備計画

#### (1) 古墳時代の古植生

古墳時代を対象とした分析は縄文時代と同様、放射性炭素年代測定、花粉分析、植物珪酸体分析、樹種同定、種実遺体同定が実施されている。

古墳時代の住居址3基から検出された炭化材の放射性炭素年代測定では、およそ1,700～1,800年前頃の年代値が得られている（表17）。

表17 放射性炭素年代測定（古墳時代）

| 報告書 | 試料                                 | 補正年代<br>(yrBP) | $\delta^{13}C$<br>(‰) | 補正年代<br>(暦年較正用)<br>(yrBP) | 暦年較正年代(cal)                    | 相対比          | Code No.   | 遺構年代            |
|-----|------------------------------------|----------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------|------------|-----------------|
| ⑤   | H-131住居址<br>炭化材(コナラ属コ<br>ナラ亜属クスギ節) | 1,800±50       | -26.09±0.98           | 1,796±45                  | cal AD 134 - cal AD 161        | 0.187        | IAAA-32050 | 古墳時代初頭<br>(3世紀) |
|     |                                    |                |                       |                           | cal AD 169 - cal AD 199        | 0.212        |            |                 |
|     |                                    |                |                       |                           | <b>cal AD 208 - cal AD 258</b> | <b>0.425</b> |            |                 |
|     |                                    |                |                       |                           | cal AD 284 - cal AD 287        | 0.026        |            |                 |
|     | H-134住居址<br>炭化材(コナラ属コ<br>ナラ亜属クスギ節) | 1,690±50       | -25.13±0.94           | 1,694±45                  | cal AD 261 - cal AD 279        | 0.169        | IAAA-32051 | 古墳時代<br>(5世紀)   |
|     |                                    |                |                       |                           | <b>cal AD 324 - cal AD 409</b> | <b>0.831</b> |            |                 |
|     | H-135住居址<br>炭化材(コナラ属コ<br>ナラ亜属クスギ節) | 1,740±40       | -22.60±0.77           | 1,739±43                  | <b>cal AD 243 - cal AD 344</b> | <b>0.930</b> | IAAA-32052 | 古墳時代<br>(5世紀)   |
|     |                                    |                |                       |                           | cal AD 370 - cal AD 379        | 0.070        |            |                 |

暦年較正結果によればこの値は2～4世紀頃すなわち弥生時代末から古墳時代前期に相当する。遺物を基にした想定年代ではH-131住居址は3世紀、H-134・135住居址は5世紀頃となっていることから、それと比較すると測定値は若干古い。放射性炭素年代は生物が代謝を止めてからの経過年数を示すものであるため、試料が使用・廃棄された年代とは

ズレが生じることがある。本結果についても、焼失住居の構築材を測定試料として用いていることを考慮すると、測定値は遺構構築年代に近い年代か、それよりも古い値を示している可能性がある。

樹種同定結果をみると、クヌギ節、コナラ節、クリなどの落葉広葉樹が目立ってみられる点は縄文時代と共通であるが、それに加えて針葉樹であるスギが多数検出されているのが特徴的である（表 18）。これらの樹種はどれも建築材としての利用度が高いものである。

表 18 炭化材及び種実遺体の種別構成（古墳時代）

| 炭化材             |  | ⑤                |                |                | ⑥                |                  |                  |
|-----------------|--|------------------|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 報告書<br>時代<br>遺構 |  | 古墳時代初頭<br>H-131住 | 古墳時代<br>H-134住 | 古墳時代<br>H-135住 | 古墳時代初頭<br>H-118住 | 古墳時代初頭<br>H-152住 | 古墳時代初頭<br>H-154住 |
| 樹種              |  |                  |                |                |                  |                  |                  |
| 木本              |  |                  |                |                |                  |                  |                  |
| モミ属             |  |                  |                |                |                  | 2                |                  |
| スギ              |  |                  | 3              |                | 11               | 6                |                  |
| ヒノキ属            |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| 針葉樹             |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| クマシデ属           |  |                  |                |                | 2                |                  |                  |
| コナラ節            |  |                  | 1              | 9              |                  | 10               | 1                |
| クヌギ節            |  | 16               |                | 9              | 6                | 3                | 4                |
| クリ              |  |                  | 1              | 5              | 9                | 7                |                  |
| クスノキ科           |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| キハダ             |  |                  | 1              |                | 2                |                  |                  |
| カエデ属            |  |                  |                |                |                  | 4                |                  |
| アワブキ            |  |                  |                |                | 1                | 1                |                  |
| サカキ             |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| ミズキ属            |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| ムラサキシキブ属        |  |                  |                |                | 1                |                  | 1                |
| ヤナギ属            |  |                  | 1              | 1              |                  |                  |                  |
| 広葉樹a            |  |                  |                |                |                  | 2                |                  |
| 広葉樹b            |  |                  |                |                | 1                |                  |                  |
| 広葉樹             |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| 広葉樹（散孔材）        |  |                  | 1              |                |                  |                  |                  |
| 樹皮              |  |                  |                |                |                  | 1                |                  |
| 草本              |  |                  |                |                |                  |                  |                  |
| イネ科             |  | 1                |                |                |                  |                  |                  |
| ススキ属            |  |                  |                |                | 3                | 2                |                  |
| 単子葉類a           |  |                  |                |                | 1                | 2                |                  |
| 単子葉類b           |  |                  |                |                | 1                |                  |                  |

| 種実遺体            |    |    | ⑥                |                  |                  |
|-----------------|----|----|------------------|------------------|------------------|
| 報告書<br>時代<br>遺構 |    |    | 古墳時代初頭<br>H-118住 | 古墳時代初頭<br>H-152住 | 古墳時代初頭<br>H-154住 |
| 種類              | 部位 | 状態 |                  |                  |                  |
| 木本              |    |    |                  |                  |                  |
| オニグルミ           | 核  | 炭化 |                  | 1                | 破片2              |
| モモ              |    | 炭化 |                  | 完形2・破片6          |                  |
| 不明              |    | 炭化 |                  | 2                | 破片3              |
| 草本              |    |    |                  |                  |                  |
| オナモミ            |    |    |                  |                  | 完形2・破片14         |

針葉樹については、スギのほかモミ属とヒノキ属も出土している。交易によって外から持ち込まれた可能性もあるが、同県内の諏訪湖の湖底堆積物の花粉分析結果では3分類群とも確認されていることから(図 30)、当時の平出周辺の植生にも針葉樹が混在していたと思われる。種実遺体についてはモモの出土が特徴的である。イネをはじめとする渡来植物がみられるようになるのは縄文時代終わりから弥生時代にかけてである。中国原産のモモが日本に伝わったのは弥生時代とされ、主に食用だったと考えられる。また中国ではモモは不老不死、辟邪の果実として、その靈力にまつわる伝説や風習が多い。日本においても同様に祭祀への利用が推定されている<sup>13</sup>。平出遺跡におけるモモの出土は1950年代に実施された発掘調査でも確認されている(表 19)。また、イネ、オオムギ、アワ、ソラマメも検出された。分析を担当した直良信夫は、この結果を基に古代平出は農業を主生業とする農耕集落であったと推定している(平出遺跡調査会編, 1955)。

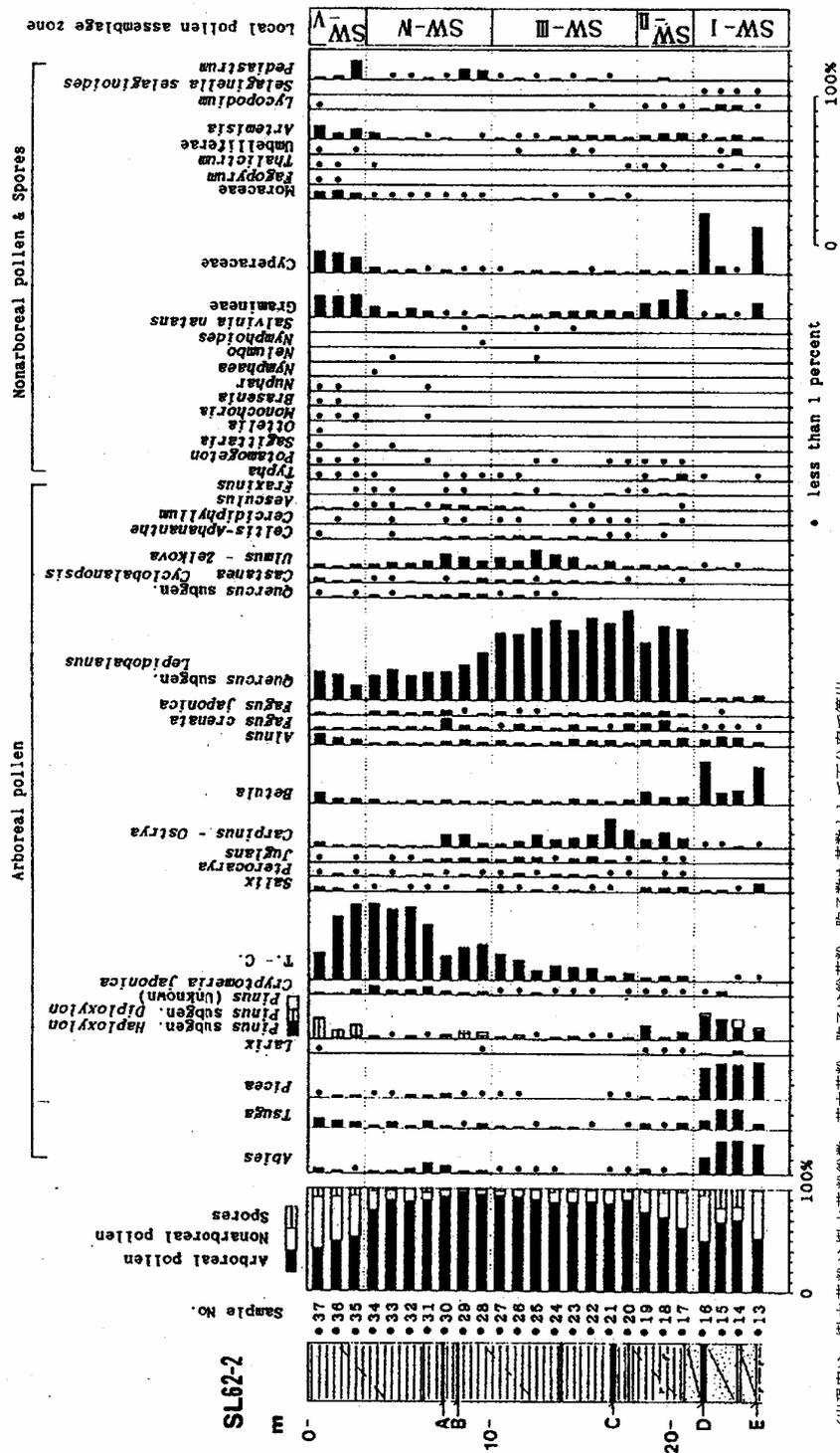
植物珪酸体の中では、ススキ属を含むウシクサ族の産出が目立つ(表 20・21)(図 31・32)。キビ族も多数検出されているが、その形態からはアワ・ヒエ・キビといった栽培種によるものか、エノコログサ、スズメヒエ、イヌビエなどの雑草類によるものかについては分類できず不明と報告されている。また、H-154住居址の分析結果からはイネが確認されているが、検出数は少ない。

花粉分析ではわずかながら花粉化石が検出された(表 22)。ヨモギ属、キク亜科、タンポポ科、シダ類胞子など、いわゆる人里植物と呼ばれる種類を含む分類群であり、人為がかかわって形成された乾性草地が想定される。ソバ属が検出されていることから、ソバ栽培などの畑地が存在した可能性もある。ただし花粉は好気的な環境条件下にあると化学的な酸化や土壤微生物の影響を受けて分解し、種類により分解する速度が異なることが知られている(中村, 1967など)。そのため本結果が周辺植生を十分に反映しているとは言い切れない。

---

<sup>13</sup> 例えば鳥取県青谷上寺地遺跡では楕円形の祭祀跡からモモの核23点が動物の骨とともに見つかった。

図30 諏訪湖湖底堆積物の主要花粉分布図(安間ほか, 1990)



(出現率は、樹木花粉は樹木花粉総数、草本花粉・胞子は総花粉・胞子数を基数として百分率で算出した)  
 A～Eは<sup>14</sup>C年代試料採取層準  
 A : 3,750±100y. BP. B : 3,900±220y. BP. C : 9,250±150y. BP. D : 12,460±190y. BP. E : 14,770±200y. BP.

表 19 平出遺跡調査会編（1955）の植物遺体同定結果

営農関係以外

| 種類    |   | 部位    | 出土地点      |   |
|-------|---|-------|-----------|---|
|       |   |       | 縄文式住居     | 土師式住居   |
| 落葉広葉樹 | サンショウ   | 種実    |           | 第43号住居址   |
|       | クリ  | 種実    |           | 第11号住居址北側B地点<br>第31号住居址                               |
|       |   | 幹枝炭化物 | ル号住居址北側柱  | 第11号住居址北側B地点  |
|       | アカガシ  | 幹枝炭化物 |           | 第30号住居址   |
|       | クヌギ<br>( <i>Quercus</i> cfr. <i>acutissima</i> Carr.) | 種実    |           | 第43号住居址   |
|       |   | 幹枝炭化物 |           | 第11号住居址<br>第30号住居址<br>第43号住居址                         |
|       | クヌギ( <i>Quercus</i> sp.)                              | 幹枝炭化物 | ル号住居址南側   |   |
|       | ヤマハンノキ  | 幹枝炭化物 |           | 第43号住居址   |
|       | シラカンバ   | 幹枝炭化物 |           | 第43号住居址   |
|       | ハンバミ  | 種実    |           | 第31号住居址   |
|       | オニグルミ   | 核殻片   |           | 第31号住居址<br>第14号住居址                                    |
| ヒメグルミ | 核殻  |       | 第14号住居址竈上 |   |
| ノグルミ  | 幹枝炭化物   |       | 第43号住居址   |   |
| 草本    | ススキ   | 葉茎炭化物 |           | 第11号住居址北側A地点<br>同C地点<br>第12号住居址<br>第14号住居址<br>第43号住居址 |
|       | チガヤ   | 葉茎炭化物 |           | 第11号住居址   |
| 針葉樹   | スギ  | 幹枝炭化物 |           | 第11号住居址D地点<br>第30号住居址<br>第43号住居址                      |
|       | ヒノキ   | 幹枝炭化物 |           | 第11号住居址北側D地点<br>同A地点東北                                |
|       | マツ  | 幹枝炭化物 |           | 第43号住居址   |

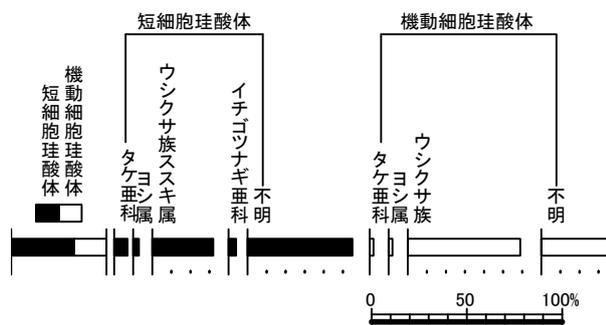
営農関係

| 種類   |      | 出土地点  |                   |
|------|------|-------|-------------------|
|      |      | 縄文式住居 | 土師式住居             |
| 農作物  | イネ   |       | 第31号住居址<br>第43号住居 |
|      | オオムギ |       | 第31号住居址<br>第43号住居 |
|      | アワ   |       | 第47号住居址           |
|      | ソラマメ |       | 第31号住居址           |
| 園芸作物 | モモ   |       | 第12号住居址           |

表 20 H-135 住居址の植物珪酸体分析結果

(パリノ・サーヴェイ株式会社, 2004)

| 種類                  | H-135住<br>試料n |
|---------------------|---------------|
| <b>イネ科葉部短細胞珪酸体</b>  |               |
| タケ亜科                | 16            |
| ヨシ属                 | 7             |
| ウシクサ族ススキ属           | 82            |
| イチゴツナギ亜科            | 10            |
| 不明キビ型               | 68            |
| 不明ヒゲシバ型             | 26            |
| 不明ダンテク型             | 46            |
| <b>イネ科葉身機動細胞珪酸体</b> |               |
| タケ亜科                | 3             |
| ヨシ属                 | 2             |
| ウシクサ族               | 80            |
| 不明                  | 51            |
| <b>合計</b>           |               |
| イネ科葉部短細胞珪酸体         | 255           |
| イネ科葉身機動細胞珪酸体        | 136           |
| 総計                  | 391           |



出現率は、イネ科葉部短細胞珪酸体、イネ科葉身機動細胞珪酸体の総数を基数として百分率で算出した。

図 31 H-135 住居址の植物珪酸体群集

(パリノ・サーヴェイ株式会社, 2004)

表 21 H-154 住居址の試料 1 g 当たりのプラント・オパール個数 (株式会社パレオ・ラボ, 2007)

| 試料 | イネ    | ネザサ節型 | クマザサ属型 | ヨシ属   | キビ族    | ウシクサ族  | 不明    |
|----|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 番号 | (個/g) | (個/g) | (個/g)  | (個/g) | (個/g)  | (個/g)  | (個/g) |
| 1  | 3,200 | 3,200 | 7,900  | 1,600 | 14,200 | 98,100 | 7,900 |

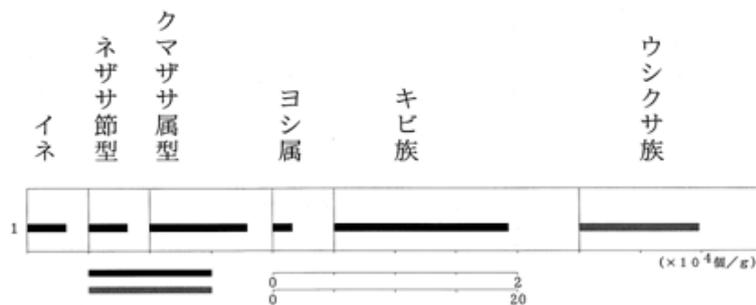


図 32 H-154 住居址のプラント・オパール分布図 (株式会社パレオ・ラボ, 2007)

| 種 類       | H-135住<br>試料番号 | 試料 |
|-----------|----------------|----|
| 木本花粉      |                |    |
| マツ属       |                | 1  |
| 草本花粉      |                |    |
| イネ科       |                | 10 |
| カヤツリグサ科   |                | 1  |
| ソバ属       |                | 2  |
| カラムツソウ属   |                | 1  |
| ヨモギ属      |                | 23 |
| キク亜科      |                | 1  |
| タンポポ亜科    |                | 3  |
| 不明花粉      |                | 1  |
| シダ類孢子     |                |    |
| シダ類孢子     |                | 23 |
| 合 計       |                |    |
| 木本花粉      |                | 1  |
| 草本花粉      |                | 41 |
| 不明花粉      |                | 1  |
| シダ類孢子     |                | 23 |
| 総計(不明を除く) |                | 65 |

表 22 花粉分析結果 (パリノ・サーヴェイ株式会社, 2004)

以上から、遺跡の周囲にはクリ・クヌギ節・コナラ節など二次林要素の樹木を多く含む落葉広葉樹林が成立し、山地部にはスギをはじめとする針葉樹が生育していたことが想定される。草本が多く確認されていることから住居周辺は開けた状態にありススキ属やキビ族などが成育する草地的景観が広がっていたと考えられる。稲作が行われていた可能性は低い。

## (2) 古代の農村・古墳時代地区における集落生態系の復原

古墳時代はイネをはじめとする大陸からもたらされた外来の栽培植物や金属器、それを基盤にした生活文化がしっかりした形で日本列島に定着し波及していった時期である。人の活動の質的な転換とともに、平野を中心とする生態系も大きく変化し、森林的景観から草地的景観へと一変したことが知られている。ただし平出遺跡では、この時期に水田稲作が行われていた明確な根拠は認められない。現植生でも水田は限られたごく一部にしか認められず、遺跡周辺には広大な果樹園と畑地が広がっている。古代においても生産活動の中心は稲作ではなく、縄文時代から受け継がれた食用植物の採集や栽培のほか、果樹園や畑作が主体であったと想定される。

平出遺跡から出土した植物遺体のうち、出土植物遺体のうち古墳時代を最も象徴するのはモモである。モモは渡来植物であることから新しい時代を特徴づけることが可能である。そこで古墳Ⅰ区はモモ園とする。食用あるいは観賞用としての活用が想定される。

### 5.3.5 古代の農村・平安時代地区整備計画

#### (1) 平安時代の焼失竪穴住居跡出土炭化材の樹種同定

##### ①試料と方法

これまでに平安時代の植生復原に関する分析は行われていない。当時の植生に関する情報を引き出す試みとして、平安時代の焼失竪穴住居跡 H-141・H-142・H-144・H-145 の 4 軒から出土した炭化材計 110 点の樹種同定を行った。

試料は平成 17 年及び平成 18 年度に塩尻市教育委員会が実施した発掘調査において各遺構から回収された炭化材を含む土壌 10 袋である（表 23）（図 33～36）。袋には便宜的に①から⑩までの番号を記した。自然乾燥させた後、5mm 角以上の炭化材を選別し樹種同定試料とした。炭化材は微細破片がほとんどであった。同定は木口（横断面）・柾目（放射断面）・板目（接線断面）の 3 断面の割断面を作成して金属顕微鏡で材組織を観察し、その特徴から種類を決定した（図 37）。クリ・コナラ節・クヌギ節など管孔配列が特徴的な広葉樹材の小枝等については実体顕微鏡を用いて観察し同定した。なお、木材組織の名称や特徴については佐竹ほか編（1989）を参考にした。

表 23 樹種同定用試料一覧

| 試料  | 遺構           | 地点      | 試料採取日      | 遺構詳細                |     |          |                 |   |
|-----|--------------|---------|------------|---------------------|-----|----------|-----------------|---|
|     |              |         |            | 時期                  | 形態  | 規模(m)    | 火処              | 主要出土遺物                                    |
| ①   | H-141<br>住居址 | 土・炭サンプル | 2006.03.08 | 平安時代13期<br>(11世紀前半) | 方形  | 4.8×5.1  | 石組カマド<br>(北壁中央) | 土師器杯・椀・盤・羽釜、灰釉陶<br>器皿、墨書土器、鉄滓             |
| ②   | H-142<br>住居址 | P1      | 2005.11.08 | 平安時代13期<br>(11世紀前半) | 方形  | 4.8×5.14 | 石組カマド<br>(東壁中央) | 土師器杯・椀、灰釉陶器皿・<br>椀、鉄鏝、刀子、鉄滓               |
| ③   |              | P2      | 2005.12.08 |                     |     |          |                 |   |
| ④   |              | P5      | 2005.12.08 |                     |     |          |                 |   |
| ⑤・⑥ | H-144<br>住居址 | カマド     | 2006.03.08 | 平安時代13期<br>(11世紀前半) | 長方形 | 3.66×4.7 | 石組カマド<br>(北東隅)  | 土師器杯・椀・盤・羽釜、灰釉陶<br>器皿・椀                   |
| ⑦   |              | 一括      |            |                     |     |          |                 |   |
| ⑧   | H-145<br>住居址 | 床(北側)   | 2005.11.11 | 平安時代13期<br>(11世紀前半) | 方形  | 4.0×4.0  | 石組カマド<br>(北壁東)  | 土師器杯・小形甕、黒色土器<br>椀、墨書土器、灰釉陶器広口<br>瓶、刀子、鉄鏝 |
| ⑨   |              | カマド近く   | 2006.03.10 |                     |     |          |                 |   |
| ⑩   |              | aa-12   |            |                     |     |          |                 |   |

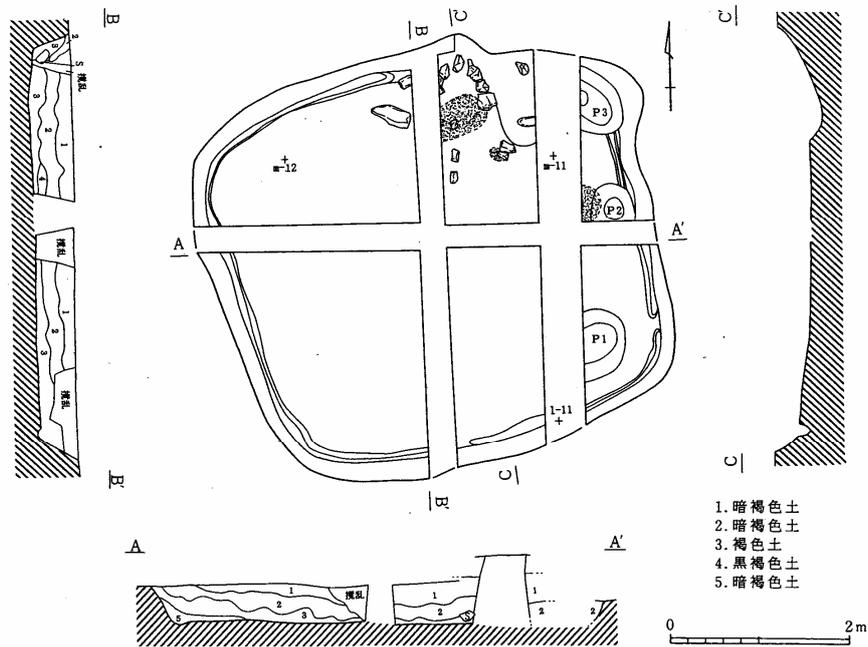


図 33 H-141 住居址 (塩尻市教育委員会, 2007)

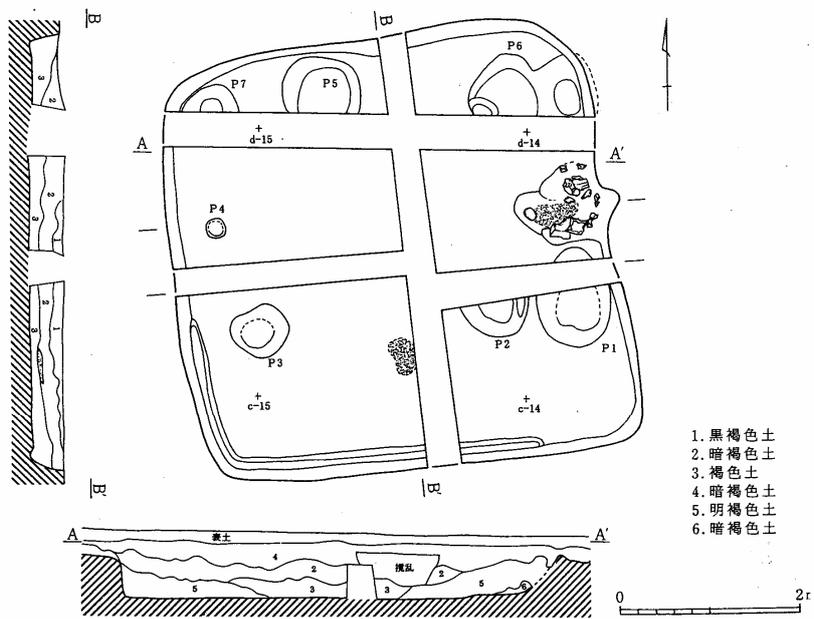


图 34 H-142 住居址 (塩尻市教育委員会, 2007)

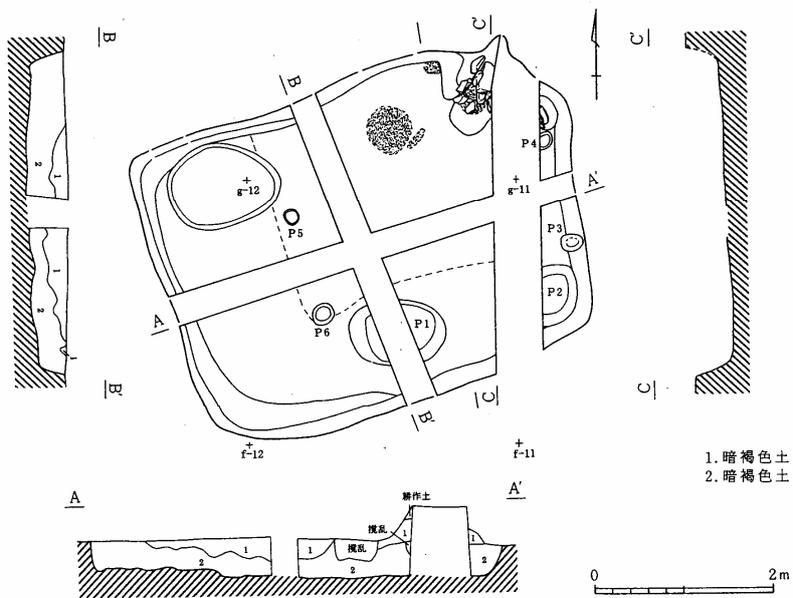


图 35 H-144 住居址 (塩尻市教育委員会, 2007)

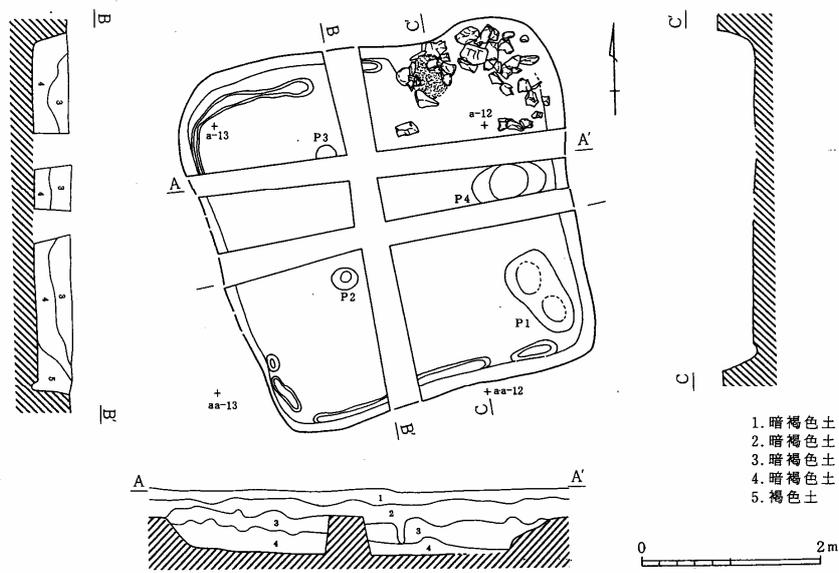


図 36 H-145 住居址 (塩尻市教育委員会, 2007)



図 37 樹種同定試料

## ②結果

同定結果の一覧を表 24 に示した。4 軒の住居址から検出された分類群は、マツ属複維管束亜属・スギ・ヒノキ科の針葉樹 3 分類群、ヤナギ属・クヌギ節・コナラ節・クリ・クスノキ科・サクラ属・トチノキ・トネリコ属・広葉樹 a・広葉樹 b・広葉樹 c の広葉樹 11 分類群、ススキ属の草本性単子葉類 1 分類群、そのほか広葉樹の樹皮と小枝が出土した。また炭化種実遺体も検出されたが、きわめて微細な破片であり、同定することはできなかった。

表 24 樹種同定結果一覧

| 試料 | 遺構    | 地点      | No. | 樹種        | 備考                         |
|----|-------|---------|-----|-----------|----------------------------|
| ①  | H-141 | 土・炭サンプル | 1   | スギ        | 芯去分割材、24年輪、板目取り            |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 2   | スギ        | 芯去分割材、23年輪、No.1と同一個体の可能性あり |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 3   | トチノキ      |                            |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 4   | ススキ属      | 多数検出                       |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 5   | トチノキ      | 芯持丸木破片、直径1.5cm、破片4点あり      |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 6   | コナラ節      |                            |
|    | H-141 | 土・炭サンプル | 7   | 不明炭化種実    |                            |
| ②  | H-142 | P1      | 1   | サクラ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 2   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P1      | 3   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P1      | 4   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 5   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 6   | 広葉樹a      |                            |
|    | H-142 | P1      | 7   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 8   | サクラ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 9   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 10  | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 11  | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 12  | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 13  | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P1      | 14  | ヤナギ属      |                            |
| ③  | H-142 | P2      | 1   | クスノキ科     |                            |
|    | H-142 | P2      | 2   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P2      | 3   | ヤナギ属      |                            |
|    | H-142 | P2      | 4   | クリ        |                            |
|    | H-142 | P2      | 5   | クスノキ科     |                            |
|    | H-142 | P2      | 6   | クリ        |                            |
|    | H-142 | P2      | 7   | ヒノキ属      |                            |
|    | H-142 | P2      | 8   | クリ        |                            |
|    | H-142 | P2      | 9   | クリ        |                            |
|    | H-142 | P2      | 10  | 広葉樹樹皮     |                            |
|    | H-142 | P2      | 11  | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P2      | 12  | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P2      | 13  | 広葉樹b      |                            |
|    | H-142 | P2      | 14  | マツ属複雑管束亜属 |                            |
| ④  | H-142 | P5      | 1   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P5      | 2   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P5      | 3   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P5      | 4   | 広葉樹c      |                            |
|    | H-142 | P5      | 5   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P5      | 6   | コナラ節      |                            |
|    | H-142 | P5      | 7   | コナラ節      | 芯部                         |
|    | H-142 | P5      |     | コナラ節小枝    | 当年～2年生                     |
| ⑥  | H-144 | カマド     | 1   | クリ        |                            |
|    | H-144 | カマド     | 2   | クリ        |                            |
| ⑦  | H-144 | 一括      | 1   | クリ        |                            |
|    | H-144 | 一括      | 2   | トネリコ属     |                            |
|    | H-144 | 一括      | 3   | コナラ節      |                            |
|    | H-144 | 一括      | 4   | トネリコ属     |                            |
|    | H-144 | 一括      | 5   | コナラ節      |                            |
|    | H-144 | 一括      | 6   | トネリコ属     |                            |
|    | H-144 | 一括      | 7   | コナラ節      |                            |
|    | H-144 | 一括      | 8   | コナラ節      |                            |
|    | H-144 | 一括      | 9   | クリ        |                            |
|    | H-144 | 一括      | 10  | クリ        |                            |

| 試料    | 遺構    | 地点    | No.    | 樹種          | 備考         |
|-------|-------|-------|--------|-------------|------------|
| ⑧     | H-145 | 床(北側) | 1      | コナラ節        | 破片1点あり     |
|       | H-145 | 床(北側) | 2      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 3      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 4      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 5      | クヌギ節        | 破片複数あり     |
|       | H-145 | 床(北側) | 6      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 7      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 8      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 9      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 10     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 11     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 12     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 13     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 14     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 15     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 16     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 17     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 18     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 19     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 20     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 21     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 22     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 23     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 24     | スギ          |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 25     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | 床(北側) | 26     | ススキ属        | 9点検出       |
| ⑨     | H-145 | カマド近く | 1      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 2      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 3      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 4      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 5      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 6      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 7      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 8      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 9      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 10     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 11     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 12     | クリ          |            |
|       | H-145 | カマド近く | 13     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 14     | クヌギ節小枝      | 当年生        |
|       | H-145 | カマド近く | 15     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | カマド近く | 16     | クリ          |            |
|       | H-145 | カマド近く | 17     | クヌギ節        |            |
| H-145 | カマド近く |       | クヌギ節小枝 | 当年～2年生、複数あり |            |
| H-145 | カマド近く |       | 広葉樹樹皮  |             |            |
| ⑩     | H-145 | aa-12 | 1      | クヌギ節        | 芯去分割材、14年輪 |
|       | H-145 | aa-12 | 2      | クヌギ節        | 芯去分割材、6年輪  |
|       | H-145 | aa-12 | 3      | コナラ節        | 6年輪        |
|       | H-145 | aa-12 | 4      | クヌギ節        | 6年輪        |
|       | H-145 | aa-12 | 5      | 広葉樹樹皮       |            |
|       | H-145 | aa-12 | 6      | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | aa-12 | 7      | クリ          |            |
|       | H-145 | aa-12 | 8      | 広葉樹樹皮       |            |
|       | H-145 | aa-12 | 9      | コナラ節        |            |
|       | H-145 | aa-12 | 10     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | aa-12 | 11     | クヌギ節        |            |
|       | H-145 | aa-12 | 12     | コナラ節        |            |
|       | H-145 | aa-12 | 13     | クヌギ節        |            |
| H-145 | aa-12 |       | クリ?小枝  | 当年生         |            |

以下に同定根拠とした組織の観察結果を記載し、材の3方向の組織写真を図版に提示した。

1) マツ属複維管束亜属 *Pinus* subgen. *Diploxylon* マツ科 図版1 1a-1c (試料③No.14)

垂直と水平の樹脂道がある針葉樹材。早材から晩材への移行はゆるやかである。分野壁孔は窓状で、放射組織の上下端に放射仮道管がありその内壁には鋸歯状肥厚がある。この内壁の肥厚がアカマツは鋭利な鋸歯状をなすことで、クロマツは比較的ゆるやかな鋸歯状をなすことで区別される。炭化材では内腔に張り出た肥厚部分が不明で、種までは識別できなかった。

2) スギ *Cryptomeria japonica* D.Don スギ科 図版1 2a-2c (試料①No.2)

仮道管・放射柔細胞・樹脂細胞からなる針葉樹材。晩材の仮道管壁は厚く肥厚している。分野壁孔は大きく、孔口は水平に大きく楕円形に開き壁孔縁は狭いスギ型、1分野に2～3個水平に配置している。

3) ヒノキ科 *Cupressaceae* 図版1 3a-3c (試料③No.7)

仮道管・放射柔細胞・樹脂細胞からなる針葉樹材。早材から晩材の移行は緩やかである。分野壁孔の外形は丸く、孔口は縦長の小さな楕円形で壁孔縁は広いヒノキ型、1分野に主に2個が水平に配置している。

4) ヤナギ属 *Salix* ヤナギ科 図版2 4a-4c (試料②No.12)

散孔材で、道管は単独または2～5個が複合して散在し、年輪界に向かって径を漸減させる。単穿孔。壁孔は交互状に配列する。放射組織は異性、単列、1～15細胞高である。道管・放射組織間の壁孔は比較的大きく、ふるい状に配列する。

5) コナラ属コナラ亜属クヌギ節 *Quercus* subgen. *Quercus* sect. *Cerris* ブナ科 図版2 5a-5c (試料⑩No.1)

年輪の始めに大型の管孔が1～3層配列し、晩材部は小型・厚壁の管孔が単独で放射方向に配列する環孔材。道管・放射柔細胞間壁孔は柵状。単列放射組織と広放射組織とがあり、いずれも同性である。

6)コナラ属コナラ亜属コナラ節 *Quercus* subgen. *Quercus* sect. *Prinus* ブナ科 図版 2  
6a-6c (試料⑧No.18)

年輪の始めに中型の管孔が 1 層配列し、晩材部は薄壁・角形で小型の管孔が火炎状に配列する環孔材。道管の壁孔は交互状、穿孔は単穿孔、内腔にチロースがある。放射組織は単列のものと広放射組織がある。

7)クリ *Castanea crenata* Sieb. et Zucc. ブナ科 図版 3 7a-7c (試料③No.8)

年輪の始めに中型～大型の管孔が密に配列し急または除々に径を減じてゆき、晩材では非常に小型の管孔が火炎状に配列する環孔材。道管の壁孔は小型で交互状、穿孔は単穿孔、内腔にはチロースがある。放射組織は単列同性である。

8)クスノキ科 Lauraceae 図版 3 8a-8c (試料③No.1)

小型の管孔が単独または主に 2 個が放射方向に複合し、分布している散孔材。道管の穿孔は単穿孔である。放射組織は異性、1～2 細胞幅、道管との壁孔は小さく交互状である。管孔が小型であることからクスノキ以外の樹種である。

9)サクラ属 *Cerasus*バラ科 図版 3 9a-9c (試料②No.1)

大型の管孔が年輪の始めに分布し、その後は数個が複合して分布している散孔材。道管の壁孔は交互状、穿孔は単穿孔、内腔にらせん肥厚がある。放射組織は同性に近い異性、主に 5 細胞幅、道管との壁孔は小型で密在する。

10)トチノキ *Aesculus turbinata* Blume トチノキ科 図版 4 10a-10c (試料①No.3)

小型の管孔が単独または 2～数個が複合して散在する散孔材。道管の壁孔は交互状、穿孔は単穿孔、内腔にらせん肥厚がある。放射組織は単列同性である。

11)トネリコ属 *Fraxinus* モクセイ科 図版 4 11a-11c (試料⑦No.2)

孔圏 1 列の環孔材。孔圏外小道管は厚壁で単独ないし 2～4 個放射方向に複合して散在する。穿孔は単穿孔、チロースがある。軸方向柔細胞は顕著で、周囲状～翼状～連合翼状、およびターミナル状がある。放射組織は同性で 1～2 列、3～45 細胞高である。

12)広葉樹 a broad-leaved tree a 図版 4 12a-12c (試料②No.6)

小型の道管が散在する散孔材。道管の壁孔は交互状、穿孔は単穿孔、内腔にらせん肥厚がある。放射組織は同性である。クスノキ科に似るが、断定はできなかった。

#### 13) 広葉樹 b broad-leaved tree b

道管が認められるので広葉樹材であるが、節部で木理が正常ではなく、保存状態も悪いため、樹種の同定には至らなかった。

#### 14) 広葉樹 c broad-leaved tree c 図版 5 13a-13c (試料④No.4)

道管の分布数が多い散孔材。道管の壁孔は交互状である。穿孔は階段穿孔だが、壊れている部分が多く bar の数は不明。放射組織は異性、1～3細胞高である。縁辺に直立細胞を含む。

#### 15) ススキ属 *Miscanthus* イネ科 図版 5 14a (試料①No.4)

直径 5 mm 前後の草本性の稈である。横断面ではスポンジ状の基本組織の中に維管束が散在している。稈の外周は表皮系の下部に径の小さい厚壁細胞層が数層取り巻き、この厚壁細胞層中に小さな維管束が 1～2層分布している。内部に散在する維管束の周囲を囲む厚壁細胞層は薄い。ススキの横断面と類似するが、ススキ属のほかの種類との比較ができていないためススキ属としておく。

### ③ 平安時代の古植生

表 25 に遺構ごとの検出樹種を集計した。特に多かったのはコナラ節とクヌギ節であり、全体の約 6 割を占める。ともにブナ科コナラ属の落葉高木で二次林の優占種の一つである。コナラ節にはカシワ・ミズナラ・コナラ・ナラガシワがあり、材は堅く丈夫である。クヌギ節にはクヌギとアベマキがあり、材は重硬で強度が高い。これらは定期的に伐採を行っても容易に萌芽し、薪炭材として優良とされることから、選択的に利用されていた可能性が考えられる。それに伴い、人為的な維持管理も想定される。萌芽更新による森林は再生を繰り返す永続的な資源となり、安定した生産を可能にする。また、実生に比べ節の少な

い材の生産や、繊維長の長い植物体を生産できるなど質的改善にも効果があり、細い萌芽枝を大量に利用する場合などには同質のものを大量に用意することができるなど規格化の面でも効果がある。現在でもクヌギやコナラが優占する林は東北地方以南から九州にかけて広く分布し、里山を代表する林となっている。

表 25 遺構別検出樹種

| 検出樹種        |           | 遺構                   | H-142 |    |    | H-144 |    | H-145 |       |       |
|-------------|-----------|----------------------|-------|----|----|-------|----|-------|-------|-------|
|             |           | H-141<br>土・炭<br>サンプル | P1    | P2 | P5 | カマド   | 一括 | 床(北側) | カマド近く | aa-12 |
| 炭<br>化<br>材 | マツ属複雑管束亜属 |                      |       | 1  |    |       |    |       |       |       |
|             | スギ        | 2                    |       |    |    |       |    | 1     |       |       |
|             | ヒノキ属      |                      |       | 1  |    |       |    |       |       |       |
|             | ヤナギ属      |                      | 9     | 2  |    |       |    |       |       |       |
|             | コナラ亜属     |                      |       |    |    |       |    | 2     |       |       |
|             | クヌギ節      |                      |       |    |    |       |    | 16    | 6     | 7     |
|             | コナラ節      | 1                    | 2     | 2  | 6  |       | 4  | 8     | 8     | 3     |
|             | クリ        |                      |       | 4  |    | 2     | 3  |       | 2     | 1     |
|             | クスノキ科     |                      |       | 2  |    |       |    |       |       |       |
|             | サクラ属      |                      | 2     |    |    |       |    |       |       |       |
|             | トチノキ      | 2                    |       |    |    |       |    |       |       |       |
|             | トネリコ属     |                      |       |    |    |       | 3  |       |       |       |
|             | 広葉樹a      |                      | 1     |    |    |       |    |       |       |       |
|             | 広葉樹b      |                      |       | 1  |    |       |    |       |       |       |
|             | 広葉樹c      |                      |       |    | 1  |       |    |       |       |       |
|             | ススキ属      | 多数                   |       |    |    |       |    | 9     |       |       |
| 種炭<br>実化    | 不明        | 微小破片<br>複数           |       |    |    |       |    |       |       |       |

(2) 古代の農村・平安時代地区における集落生態系の復原

平安時代には律令体制の下で条理プランに基づき大規模な開発が推進された。長野県善光寺平南東端の屋代遺跡群・更埴条里遺跡では綿密な調査によって律令体制下での地方での開発の実態が明らかにされた。水辺の祭祀場をはじめとした河川流路内など、水辺から

はおびただしい種類と量の畑作物及びモモ、クルミといった果実の遺体が出土した(図 38)。イネが不作のときはこれらの果樹や畑作物に相当依存していたと考えられる。一般的には弥生時代以降、水田稲作農耕が全国的に普及したものと捉えられているが、すべての地域においてそうであったわけではない。稲作農耕が定着しなかった地域、あるいは必要としなかった地域もあるだろう。平出遺跡のように水田に適さない場所は畑や果樹園などの存在意義は大きかったと推定される。これは当時の人々が地域の自然環境に適した生業を選択した結果であり、律令制の枠に当てはまらない農民の生活の実態といえる。

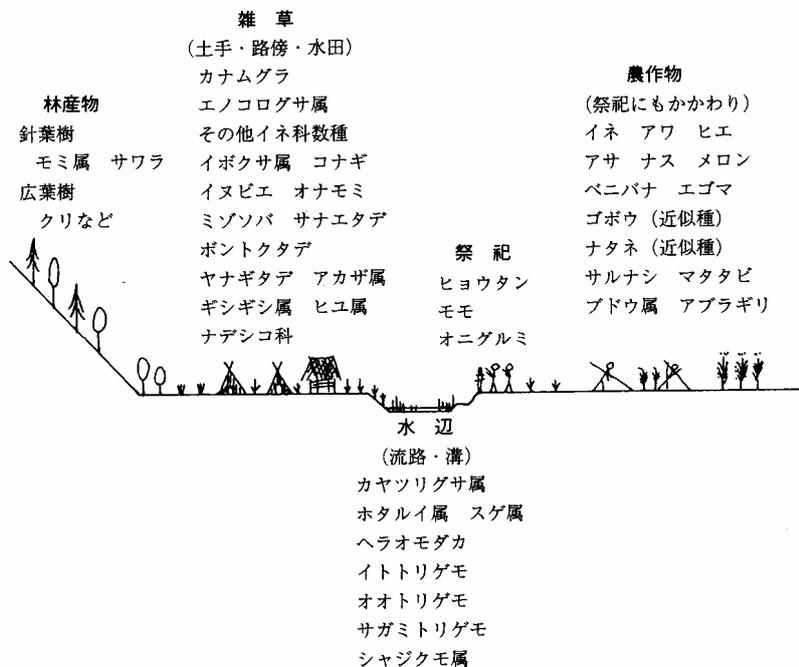


図 38 屋代遺跡群・更埴条里遺跡での古代の植物資源 (辻, 2006)

平出遺跡では空白の奈良時代を経て 10 世紀前半から再び住居が建てられたことが確認されているが、多くが小形である。古墳時代のような密集は認められず、史跡指定地全域に点在した状態となる。すなわち個別の集団による小規模な畑地開発が進んでいったとみられる。また、炭化材の樹種同定結果からはコナラ節・クヌギ節を主体とする薪炭林的な要素が認められた。現代に続く持続可能な里山システムの骨格は平安時代頃に確立したとも

いわれている（辻，2002）。二次林を持続可能な生態系として維持・管理するという創意工夫がなされた結果、人と森林が相互にかかわりをもつ永続的な生態系が成立したのである。平出の集落周辺にもこの時期、薪炭林の広がった景観が作り出されていたと考えられる。以上を踏まえ、平安Ⅰ区は畑とする。ソバ、オオムギ、アワ、マメ類などの栽培が考えられる。平安Ⅱ区はコナラ・クヌギを中心とした薪炭林とする。

## 第6章 考察

### 6.1 史跡整備の方向性

史跡整備の現状をみると、整備内容は画一的で史跡ごとの個性は失われている。同じような基本方針を掲げ、同じような内容の整備を行っているためである。これは文化庁による指導の結果ともいえる。市町村教育委員会には史跡整備の専門家がないところが圧倒的に多く、この分野に関して知識をもたない事務官が実務を担当せざるを得ないことも少なくない。構想や計画の立案を主体的に推進する能力をもたないことから、県の仲介を受けながら文化庁に内容上の指導を受けることとなる。しかし文化庁の史跡整備の担当官はわずか数人しかおらず、この数人が全国各地で進行中の何十という整備を分担しなければならない状況にある。史跡それぞれに対して適切な整備のあり様を提示することは困難だろう。その結果、似たり寄ったりの整備が行われ、さらにそれらをお手本に新しい整備が誕生しつつある。

問題は整備内容がマニュアル化していることにもある。2005年に文化庁文化財部記念物課監修のもと『史跡等整備のてびき』が刊行された。これは「総説編・資料編」「計画編」「技術編」「事例編」の4冊からなるもので、史跡整備に関する事項が体系的・網羅的にも盛り込まれている。あくまでも判断の基本となる考え方や統一的な基準が示されているにすぎず、このとおりにやればよいというものではない。しかし現在実施されている史跡整備を概観すると、この「てびき」の内容をクリアすればそれで良しとするような風潮がある。「てびき」の存在が事業者の創意工夫の努力を阻害する結果ともなっているのである。

型にはまった整備を脱却し、史跡の個性に見合ったきめ細かな整備を実現するためには、まず事業の基本的な組織・体制を確立していかなければならない。公共事業という性格上、これまでは閉じた空間の中でしか議論が行われてこなかった。実際に整備を実施するにあたっては、予算規模、有効性、緊急性、行政指導の方針など数多くの要素に縛られること

になる。分析によって樹種を決定することができた場合でも、実際に選定されるのは管理しやすい植物であったり、樹木の市場性や価格も問題となる。すなわち復原の精度は植物遺体の残存状況以外にも、事業主体者の方針や考え方に委ねられる部分が多い。どこまで精緻な復原を目指すかは、史跡の個性や活用形態、史跡を取り巻く状況を踏まえたうえで各々決定していくことになるだろうが、これは地域で議論していくべき問題である。整備後の活用及び維持管理には地域住民の存在が不可欠である。これからの史跡整備では、地域住民の参加をより積極的に求め、十分な議論を尽くし、地域が一体となって史跡公園を育てていくとする考え方が必要である。

## 6.2 復原の視点

これまでの植生復原研究は分析データの産出が中心であり、集落生態系を復原しようとする意図はなかった。多くの場合において、対象とする空間の大小にかかわらずマクロなレベルでの気候生態区分あるいは森林帯区分という単位で行われてきたのがその表れともいえる。研究の目的によって取り上げるべき植生のレベルは異なるはずである。遺跡の中の出来事を語るには、現在の視点は大局的すぎるといわざるを得ない。

昭和 57 年から約 6 年間にわたって行われた赤山陣屋跡遺跡（埼玉県川口市）の発掘調査は、遺跡という空間を意識して環境復原が試みられた数少ない事例のひとつである。この調査では、①縄文海進と低地の古地理との関係、②縄文時代における多量の木材遺物からなる木本質泥炭の形成と古地理の関係、③縄文時代最末期における木本質泥炭から草本質泥炭への急激な堆積物の変化と古地理・古環境の関係、④縄文時代のおびただしい遺構・遺物群と古地理の関係、という 4 つのテーマが設定され、それに合った調査体制を整備するとともに、地質・層序を軸とした解析谷底の自然科学調査・分析を積極的に実施するなどテーマに沿った調査が行われた。従来の環境復原は調査の結果から当時の景観を描くと

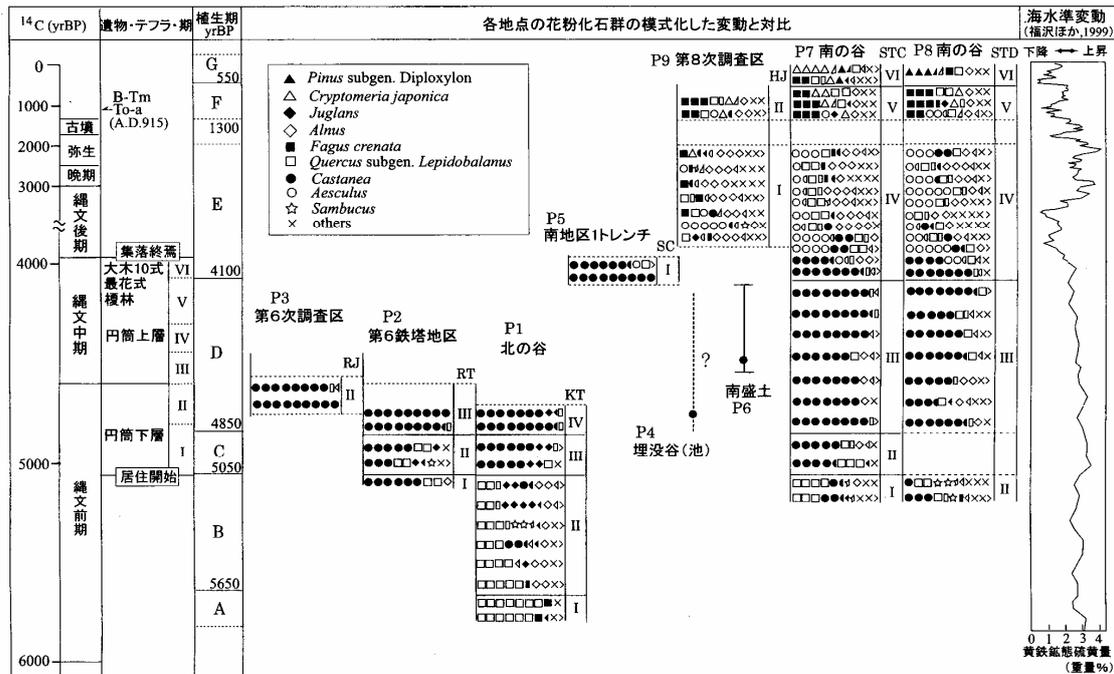
いうものであった。それに対し、赤山陣屋跡遺跡の調査では遺跡の性格に基づいた具体的な研究課題が予め設定され、それを証明することを目的として調査が行われたのである。

人間の生活文化と植生のかかわりについても、たいていは植生帯・森林帯という類型との関連で議論されてきた。「低地や微高地、谷、斜面、台地といったような地形の変化に対応した単位など、もっと低い複数のレベルでの主体と環境を据えなければ議論できない人の生活内容があるのではないか」（辻編，2000）との指摘のとおり、遺跡における人の生活を具体的に捉えようとするならば、その空間を意識した調査・分析が行われなければならない。近年では埋没林など現地性の高い試料にも注目が集まりつつある。埋没林とは、火山噴火によって噴出した火砕物あるいは洪水による土石流や水位変動によって森林が閉じ込められた結果、過去の生態系がそのまま残ったケースである。精度の高い植生復原を可能にすることはもちろん、動的な一瞬が捉えられているため、人間と植生のかかわりを解説するにも好適な資料である（辻，1998）。現在主に用いられている植物遺体試料からは位置を推定することが難しく、種類という点での復原にとどまる。現地性の試料の積極的な活用によって空間的な植生復原の可能性が広がることは疑いない。

史跡整備において空間を意識した復原が実現された例は、現在までのところ三内丸山遺跡（青森県青森市）だけだろう。三内丸山遺跡は、青森市西部に所在する縄文時代前期中頃から中期にかけての円筒土器文化圏を代表する拠点集落遺跡である。八甲田山系から延びる丘陵の先端、沖館川右岸の河岸段丘上に立地する。標高は約 20m である。平成 4 年、県営野球場をはじめとする県総合運動公園の整備に伴い事前発掘調査が開始された。平成 6 年 7 月に直径 1 m のクリの巨木を使った大型掘立柱建物跡が見つかったことで全国的な注目を集め、同年 8 月には青森県が野球場の建設工事中止を決定、遺跡を整備・活用していくこととなった。平成 12 年には縄文遺跡としては 3 件目の特別史跡指定を受けている。

三内丸山遺跡の植生復原には低湿地から出土した膨大な動植物遺体が用いられ、時間軸に沿った検討が進められた。図 39 は三内丸山遺跡の 9 地点の花化石群の層位的変化について、時間軸を基準に模式化されたものである。三内丸山ムラでの居住開始とともにナラ

類やブナからなる落葉広葉樹林が衰退し、やがてクリが圧倒する過程を読み取ることができ。クリの出現が居住開始時期と一致すること、自然林ではありえないクリ純林型の森林が成立し、かつ長期間にわたって存続することから、クリ林は人為によって造り上げられたものであると推定された。



主要な分類群のうち樹木花粉に占める頻度が約5%以上のものを表示し、頻度は記号1個が約10%、半分が約5%である。1行は縄文前・中期が約100年、縄文後期以降が約200年間隔である。

図 39 三内丸山遺跡の各地点の花粉末化石群の対応と植生期 (吉川ほか, 2006)

さらに他の地点の花粉末分析結果から、住居や墓域、盛土を除いてはほとんどがクリ林であったことが判明した。また、盛土や「北の谷」の泥炭層で食料の残滓とみられるクリの果皮が塚となって見つかったこと、大型掘立柱建物跡の柱をはじめとして土木工事に使われたであろう杭や道具にクリの木材が使用されていたこと、燃料としての利用が想定される木炭のほとんどがクリであったことも明らかとなり、人々の具体的な生活のあり方とそれを取り巻く利用資源生産の場としてのクリ林の分布の復原が可能となった。図 40 の景観はこれらの研究結果を総合して描き出されたものである。整備はこれに基づき、図 41 のよ

うに実施された。このような整備を実現するためには、復原の材料とするのに十分な植物遺体が遺されていることのほか、自然科学分析のための予算措置や外部調査員の委嘱などしっかりした整備体制が整えられていることが必要となる。



図 40 復原された縄文時代中期の三内丸山ムラの景観 (青森県史編さん考古部会編, 2002)

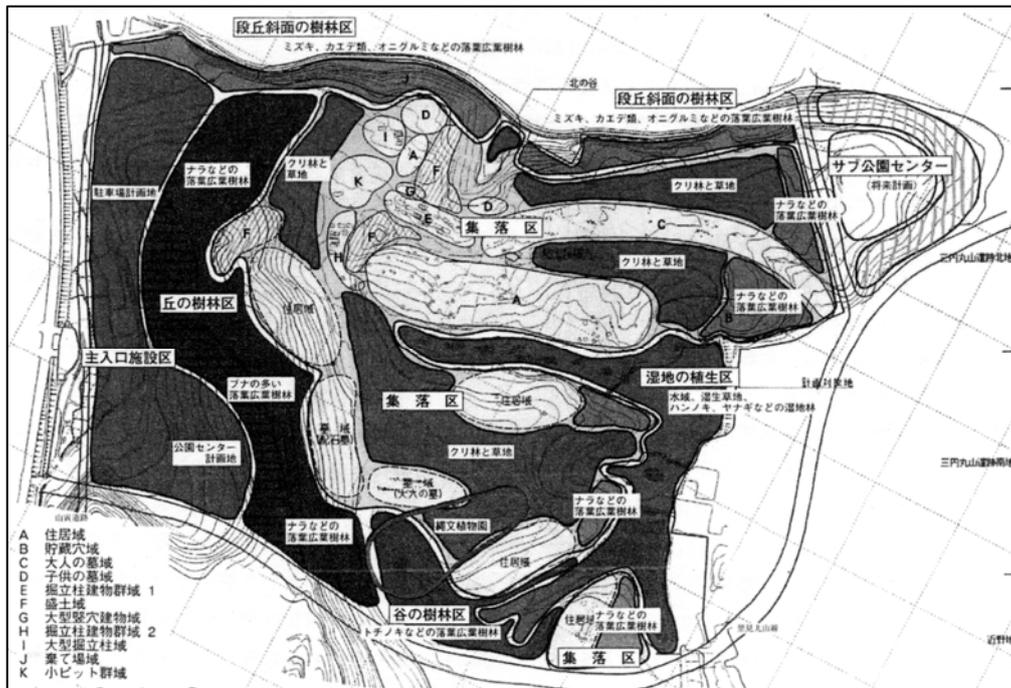


図 41 三内丸山遺跡における植生復原のゾーニング図 (岡田, 2007)

### 6.3 整備内容の修正と更新

再調査や新しい分析方法の開発などによって既存の整備内容に誤りがあることが判明した際は修正を行うことが必要である。また、詳細な復原を可能とするデータが揃ったときは整備内容の更新を行い、より真実の姿に近づけていくことが望ましい。前章の平出遺跡における集落生態系復原の試みでは、植物遺体をもとに樹種に関してはある程度まで確定することができた。しかし樹種の配置など森林構造に関して、より詳細な内容については把握するまでには至らなかった。整備計画案の植栽区分は、野外博物館的あるいは公園的利用を前提に、活用に供しやすいようにという視点から提案したものである。過去の事実は長期的調査によってようやく明らかになることも多い。それゆえ整備事業も工事の終了を完結とせず、段階を踏んで完成に近づけていこうとする考え方が必要である。なお、そのためには史跡を確実に保存し次世代へと伝えていくことは大前提であり、史跡を破壊するような行為、地中の遺構に悪影響を与えるような行為はあってはならない。

復原の根拠資料である植物遺体については標本として永久に保存しておくことが必要である。しかし文化財保護法の範疇にないことから保存や公開の義務を負っておらず、その保存状況については不十分な点が多い。現状では木製品や加工が施された種実など重要と判断されたものについては歴史系博物館や各地の埋蔵文化財関係機関に保存されているが、植物学的な検討結果を保証する標本は検討にあたった研究者の所属研究機関に保存されていることが多い。コンサルタントなど民間の機関に分析が委託された場合は、委託者側で保存する場合、コンサルタント側で保存する場合など、一定していない（辻編，2000）。植物遺体の標本は継続的な研究と進展をも保証してくれるものである。他の文化財と同一の場所で保管あるいは展示することにより、標本の現地性及び再現性を確保することが求められる。

## 第7章 展望

植物は生きものであるから、成長、枯死し、時とともに変化していく。雑草が繁茂し、葉が落ちるのも自然の摂理である。ゆえに他の施工材料とは性格を異にし、整備後の継続的な人の関与が必要となる。そもそも集落生態系とは人が絶えず自然環境に手を加え、利活用することによって維持されたものである。落ち葉かきや下草刈りをする事で土壌の肥沃化を防ぎ、草が自由に繁茂することを制御することで遷移を妨げ、資源を恒常的に得ることを可能とした。現代に復原された集落生態系を維持していくためにも、同様の管理が必要となる。分析データに基づいた植生環境を復原しても、適切な管理が行われなければ景観はやがて変化してしまう。

史跡を常に見守ることができ細やかな対応ができるのは近くに住む住民を除いていない。そのため管理は住民参加型であることが望ましい。史跡と日常的・長期的にかかわることで過去の生活に対する理解もより深いものとなる。また、そこから生まれるであろう人と植物、あるいは人と人とのかかわり合いは、持続可能な社会を目指すうえでも重要な要素となるものだろう。遺跡の現地説明会への参加数や報道の多さをみると、遺跡に対する関心は高いように思われる<sup>14</sup>。しかし実際は、一部の人々に限られた関心でしかない。平出遺跡を例にあげると、現在、地域住民による支援組織は4団体存在する(表26)。その参加者をみると、ほとんどは高齢者である。ゆえに今後の活動の継続には不安がある。平成16年には、昭和56年に設立された「平出遺跡友の会」が会員の減少と高齢化により余儀なく解散となった。

今後、行政側には地域住民と史跡との距離関係を近づけていく働きかけが求められる。積極的な情報提供やイベントの企画・開催などを通じ、住民参加の環境を醸成していくことが望ましい。地域住民に愛され、日常的なかかわりがもたれてこそ史跡は現代に息づく

---

<sup>14</sup> 例えば、2008年の高松塚古墳(奈良県明日香村)の国宝壁画の一般公開には、全国から約1万3000通の応募があった。

ことができる。植生を自分たちの手でつくり育んでいこうとするあり方、その営みこそが  
集落生態系の復原といえる。

表 26 平出遺跡におけるボランティア団体

| 名称           | 会員数 | 構成            | 主な活動                       |
|--------------|-----|---------------|----------------------------|
| 平出遺跡史跡公園協力会  | 54名 | 平出区民          | 遺跡公園の清掃や生垣剪定等の環境整備、イベントの支援 |
| 平出博物館友の会     | 35名 | 市民有志          | 古代作物の栽培、イベント・博物館事業の支援      |
| どんぐりの会       | 7名  | ボランティア養成講座受講者 | 平出遺跡での体験学習の指導・ガイド          |
| ジュニア平出博物館友の会 | 80名 | 市内小中学生        | 平出遺跡公園・博物館における体験学習への参加     |

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々にお世話になりました。指導教員である辻誠一郎先生には終始熱心なご指導と愛情溢れるご助言、励ましをいただきました。史跡整備に関する実態をはじめ、研究に対する姿勢や物事を多様に捉える視点、考え方など、多くのご指導をいただきましたことに心から深く感謝申し上げます。副指導教員である鬼頭秀一先生にも多くのご指導、ご助言をいただきました。

平出遺跡整備事業の調査では、塩尻市立平出博物館の小林康男館長、鳥羽嘉彦館長補佐をはじめ平出博物館のみなさまに大変お世話になりました。御所野遺跡整備事業の調査では御所野縄文博物館のみなさまに大変お世話になりました。炭化材の樹種同定については植田弥生さんに丁寧なご指導をいただき、さまざまなお助言をいただきました。

東京大学新領域創成科学研究科環境史研究室および文系院生室のみなさまには日頃より励ましをいただき、研究生活を充実したものとすることができました。

以上の方々をはじめ多くの方からご指導、ご助言をいただきました。ここに深く感謝の意を表し御礼申し上げます。

2010年1月25日

酒井 宏美

引用・参考文献

青木豊. 2006. 地域博物館・野外博物館としての史跡整備－史跡等整備活用での博物館の必要性. 史跡整備と博物館. 雄山閣 : pp3-16

青森県史編さん考古部会編. 2002. 青森県史別編 三内丸山遺跡. 青森県

安間恵ほか. 1990. 諏訪湖湖底の構造調査と環境地質. 地質学論集 36 : pp179-194

伊藤延男. 1999. 日本における文化財保護の発達. 新建築学大系 50 歴史的建造物の保存.

彰国社 : pp3-38

稲田孝司. 2006. 遺跡の保護と行政改革－日本・イギリス・フランスの現状分析－. 考古学研究 53(2) : pp73-93

今井農. 史跡整備と環境. 史跡整備と博物館. 雄山閣 : pp200-209

内川隆志. 2006. 文化財保護法以前の整備と指定. 史跡整備と博物館. 雄山閣 : pp28-53

枝川明敬. 2002. 我が国における文化財保護の史的展開. 文化情報学 : 駿河台大学文化情報学部紀要 9(1) : pp41-47

大川清ほか編. 1996. 日本土器事典. 雄山閣

岡田康博. 2007. 特別史跡三内丸山遺跡における植生環境の復元整備. 遺跡学研究 4 : pp24-29

岡村勝行. 2006. パブリック考古学最前線(4)「文化財の保護と活用」とパブリック考古学. 考古学研究 52(4) : pp102-105

岡村勝行・松田陽. 2008. 変革期の考古学者(1)私たちはどこにいるか?. 考古学研究 55(1) : pp81-84

金井健. 2008. 歴史としての文化財、社会としての文化遺産－日本とアメリカの文化財保存の比較を通して－. 遺跡学研究 5 : pp153-164

金田信子. 2002. 国史跡安国寺集落遺跡－「ワシングタン（私の家）公園」徹底的地域密着型史跡公園－. 文化遺産の世界 6. 国際航業株式会社

- 金原正明. 2007. 遺跡整備における植生環境の復原. 遺跡学研究 4 : pp8-13
- 北村文治. 1974. 史跡保存の思想と理論. 日本歴史 314 : pp95-100
- 日下雅義. 1991. 古代景観の復原. 中央公論社
- 國木田大. 2009. 東日本における縄文時代後半期の環境変動と人間活動の編年学的研究 (学位論文)
- 倉阪秀史. 2004. 環境政策論. 信山社
- 黒崎直. 1987. 遺跡の保存と活用. 考古学研究 33(4) : pp121-130
- 黒崎直. 2004. 遺跡の整備と活用を考えるーその活用“ソフト”の重要性ー. 遺跡学研究 1 : pp60-66
- 合田隆史. 2004. 史跡指定の新しい理念. 日本の史跡ー保護の制度と行政ー. 名著刊行会 : pp17-28
- 国立歴史民俗博物館. 2004. 海をわたった華花ーヒョウタンからアサガオまでー. 国立歴史民俗博物館
- 小林謙一. 2004. 縄紋社会研究の新視点ー炭素 14 年代測定の利用ー. 六一書房
- 小林謙一ほか. 2003. AMS14C 年代による縄紋土器型式の変化の時間幅 炭素 14 年代測定と考古学. 国立歴史民俗博物館研究業績集 : pp127-130
- 小林達雄. 2001. 史跡整備の主体性確立. 公園緑地 62(4) : pp21-26
- 小林達雄. 2008. 総覧縄文土器. アム・プロモーション
- 小林康男. 2004. 五千年におよぶムラ・平出遺跡. 新泉社
- 近藤義郎ほか編. 1986. 岩波講座日本考古学 7 現代と考古学. 岩波書店
- 財団法人日本造園修景協会. 1994. 国営吉野ヶ里歴史公園植栽計画調査報告書
- 斎藤義弘. 2006. 宮畑遺跡. 同成社
- 坂井秀弥. 2004. 埋蔵文化財行政と史跡の保護. 日本の史跡ー保護の制度と行政ー. 名著刊行会 : pp159-182
- 佐竹義輔ほか編. 1989. 日本の野生植物 木本 1. 平凡社

- 佐竹義輔ほか編. 1989. 日本の野生植物 木本 2. 平凡社
- 塩尻市誌編纂委員会. 1991. 塩尻市誌第 1 巻 (自然). 塩尻市
- 塩尻市誌編纂委員会. 1995. 塩尻市誌第 2 巻 (歴史). 塩尻市
- 塩尻市誌編纂委員会. 1993. 塩尻市誌第 4 巻 (民俗・文化財・史資料等). 塩尻市
- 塩尻市立平出博物館. 1999. 塩尻市立平出博物館展示図録. 塩尻市立平出博物館
- 史跡等整備の在り方に関する調査研究会. 2001. 史跡等の保存・整備・活用事業の在り方について (報告)
- 四手井綱英. 1985. 森林. 法政大学出版局
- 島地謙・伊東隆夫. 1982. 図説木材組織. 地球社
- 島地謙・伊東隆夫. 1988. 日本の遺跡出土木製品総覧. 雄山閣
- 島田敏男. 2006. 史跡で、できること、できないこと. 遺跡学研究 3 : pp115-125
- 島田敏男. 2007. 遺跡における復元. 遺跡学研究 4 : pp167-178
- 鈴木三男・能城修一. 1993. 長野県北村遺跡出土炭化材の樹種. (財)長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 14 中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書 11 一明科町内一北村遺跡 : pp167-168
- 千野裕道. 1983. 縄文時代のクリと集落周辺植生. 東京都埋蔵文化財センター研究論集 II : pp27-42
- 高田和徳. 2005. 縄文のイエとムラの風景・御所野遺跡. 新泉社
- 高橋敦. 2000. 炭化材の樹種. 長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 51 上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書 24 一更埴市内その 3 一更埴条里遺跡・屋代遺跡群 縄文時代編 : pp249-253
- 田中哲雄. 1981. 史跡・名勝の保存修復と整備. 仏教芸術 139 : pp111-126
- 田辺征夫. 2005. 日本遺跡学会に期待するもの. 遺跡学研究 2 : pp1-4
- 谷川建司. 2002. アメリカ映画と占領政策. 京都大学学術出版会
- 辻誠一郎. 1987. 川口市赤山陣屋跡遺跡の自然科学調査の概要. 赤山古環境編 一一般国道

- 298号（東京外かく環状道路）新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一：pp1-4
- 辻誠一郎．1989．開析谷の遺跡とそれを取りまく古環境復元：関東平野中央部の川口市赤山陣屋跡遺跡における完新世の古環境．第四紀研究 27：pp331-356
- 辻誠一郎．1996．標本の保存と公開．植生史研究 4(2)：pp51-54
- 辻誠一郎．1997．縄文時代への移行期における陸上生態系．第四紀研究 36：pp309-318
- 辻誠一郎．1998．人間－環境関係史のための植生復元．日本の科学者 33(9)：pp463-467
- 辻誠一郎．1999．更埴条理遺跡・屋代遺跡群の環境史（2）．長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書 26－更埴市内その5－更埴条理遺跡・屋代遺跡群 古代1編：pp546-549
- 辻誠一郎．2002．列島の環境史．いくつもの日本Ⅱあらたな歴史へ．岩波書店：pp223-248
- 辻誠一郎．2006．古代史の環境．古代史の流れ．岩波書店：pp303-337
- 辻誠一郎編．2000．考古学と植物学．同成社
- 辻誠一郎ほか．1987．川口市赤山陣屋跡遺跡を取りまく古環境．赤山古環境編－一般国道298号（東京外かく環状道路）新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一：pp299-307
- 坪井清足編．1975．平城宮跡．日本の美術 12．至文堂
- 坪井清足．1983．大宰府整備雑感．大宰府古代文化論叢．九州歴史資料館十周年記念論文集．吉川弘文館
- 坪井清足．2003．日本遺跡学会にのぞむこと．日本遺跡学会会報第1号：p5
- 坪井清足．2006．遺跡整備のはじまり．遺跡学研究 3：pp13-17
- 長崎元廣．1998．中部地方の縄文前期末・中期初頭期における土器形式編年論の系譜と展望（2）．長野県考古学会誌 84・85
- 中村賢二郎．1999．文化財保護制度概説．ぎょうせい
- 中村純．1967．花粉分析．古今書院
- 西村幸夫．2004．都市保全計画－歴史・文化・自然を活かしたまちづくり．東京大学出版会

- パリーノ・サーヴェイ株式会社. 1993. 郷土遺跡出土炭化材の同定. 小諸市埋蔵文化財発掘調査報告書第16集 郷土 ―長野県小諸市郷土遺跡発掘調査報告書― : pp52-57
- 平出遺跡調査会編. 1955. 平出 : 長野県宗賀村古代集落遺跡の総合研究. 朝日新聞社
- 平出区誌編集委員会. 2009. 平出区誌. 塩尻市平出区
- 平澤毅. 2007. 文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察. 遺跡学研究 4 : pp179-190
- 平塚幸人・長田麻里. 2007. 氷河期の植生の復元・管理―富沢遺跡―. 遺跡学研究 4 : pp14-19
- 広瀬和雄. 2008. 考古学研究と博物館―〈快適環境づくり〉と自治体・研究者の役割―. 考古学研究 55(1) : pp17-22
- 藤本強. 史跡整備と復元―日本の遺跡の特徴に関連して―. 日本の史跡―保護の制度と行政―. 名著刊行会 : pp1-15
- 古川貞雄ほか. 1997. 長野県の歴史. 山川出版社
- 文化財保護委員会編. 1960. 文化財保護の歩み. 文化財保護委員会
- 文化財保存全国協議会編. 1971. 文化遺産の危機と保存運動. 青木書店
- 文化庁. 2001. 文化財保護法五十年史. ぎょうせい
- 文化庁文化財部記念物課. 2005. 史跡等整備のてびき―保存と活用のために―. 同成社. I 総説編・資料編. II 計画編. III 技術編. IV 事例編
- 文化庁編. 1978. 文化行政の歩み 文化庁創設10周年にあたって. ぎょうせい
- 榊規彰. 2006. 史跡整備の制度と制度史. 史跡整備と博物館. 雄山閣 : pp17-27
- 松井章編. 2003. 環境考古学マニュアル. 同成社
- 南木睦彦. 1997. 最終氷期最盛期頃の植生の空間構造. 第四紀研究 36(5) : pp301-308
- 本中眞. 2005. ―保存と活用のために― 『史跡等整備の手引き』をいかに活かすか?. 遺跡学研究 2 : pp170-175
- 本中眞・平澤毅. 2002. 文化財空間における緑地計画とデザイン. 緑の環境設計. エヌジーティー : pp353-388

文部省編. 1972. 学制百年史. 帝国地方行政学会

安原啓示. 1968. 史跡等の「環境整備」について. 日本歴史 243 : pp34-39

山下信一郎. 2008. 近代遺跡の調査と保存. 遺跡学研究 5 : pp72-87

吉川昌伸ほか. 2006. 三内丸山遺跡の植生史と人の活動. 植生史研究特別第2号 : pp49-82

和田勝彦. 2004a. 史跡保護の制度と行政. 日本の史跡－保護の制度と行政－. 名著刊行会 : pp61-105

和田勝彦. 2004b. 文化財保護法の制定経過とその制度構成. 日本の史跡－保護の制度と行政－. 名著刊行会 : pp29-60

渡邊定夫. 2004. 歴史的文化遺産と都市計画. 日本の史跡－保護の制度と行政－. 名著刊行会 : pp107-157

国指定文化財データベース <http://www.bunka.go.jp/bsys/>

御所野縄文公園 <http://www.town.ichinohe.iwate.jp/goshono/>

森林総合研究所「木材データベース」<http://f030091.ffpri.affrc.go.jp/index.html>

平澤毅「文化的資産としての景観の保護と継承」

[http://homepage.mac.com/tomohiro\\_ichinose/changing/hirasawa.pdf](http://homepage.mac.com/tomohiro_ichinose/changing/hirasawa.pdf)

福島工業団地立地企業連絡協議会「じょーもぴあ宮畑」

[http://www.f-kd.jp/500\\_miyahata/501\\_jyomopia.html](http://www.f-kd.jp/500_miyahata/501_jyomopia.html)

福島市「宮畑遺跡環境整備事業について」

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi-kyoiku/bunka/miyahataiseki/kankyos-eibi-jigyo.html>

文化庁 <http://www.bunka.go.jp/>

御所野遺跡関係報告書類・会議資料

〈発掘調査・整備関係〉

一戸町教育委員会. 2004. 御所野遺跡環境整備事業報告書 I

一戸町教育委員会. 2004. 御所野遺跡Ⅱ

一戸町教育委員会. 2006. 御所野遺跡Ⅲ

〈自然科学分析報告書〉

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1992. 平成元年～4年度御所野遺跡自然科学分析調査報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1994. 平成6年度御所野遺跡自然科学分析調査報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1996. 平成8年度御所野遺跡環境整備事業分析鑑定報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1997. 平成9年度御所野遺跡自然科学分析委託報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1998. 平成10年度御所野遺跡自然科学分析報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 1999. 平成11年度御所野遺跡自然科学分析報告

〈会議資料〉

一戸町教育委員会. 2007/06. 平成19年度第1回御所野遺跡植生整備指導委員会会議資料

一戸町教育委員会. 2008/01. 平成19年度第3回御所野遺跡植生整備指導委員会会議資料

一戸町教育委員会. 2008/06. 平成20年度第1回御所野遺跡植生整備指導委員会会議資料

一戸町教育委員会. 2008/08. 平成20年度第2回御所野遺跡植生整備指導委員会会議資料

宮畑遺跡関係報告書類・会議資料

〈発掘調査・整備関係〉

福島市教育委員会. 2005. 宮畑遺跡整備基本構想

福島市教育委員会. 2006. 宮畑遺跡環境整備事業基本設計報告書

〈自然科学分析報告書〉

古代の森研究舎. 2000/03. 宮畑遺跡確認調査に係る自然科学分析委託業務報告書

〈会議資料〉

福島市教育委員会. 2004/07. 平成16年度第1回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料

福島市教育委員会. 2004/10. 平成16年度第2回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料

福島市教育委員会. 2005/02. 平成16年度第3回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料

福島市教育委員会. 2006/02. 平成 17 年度第 2 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2006/09. 平成 18 年度第 1 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2006/11. 平成 18 年度第 2 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2007/01. 平成 18 年度第 3 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2007/08. 平成 19 年度第 1 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2008/03. 平成 19 年度第 3 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2008/09. 平成 20 年度第 1 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料  
福島市教育委員会. 2009/06. 平成 21 年度第 1 回宮畑遺跡整備指導委員会会議資料

平出遺跡関係報告書類・会議資料

〈発掘調査・整備関係〉

塩尻市. 1986. 史跡平出遺跡環境整備報告書

塩尻市. 2002. 平成 13 年度史跡平出遺跡整備基本計画

塩尻市. 2003. 平成 14 年度史跡平出遺跡整備 基本設計・実施設計

塩尻市教育委員会. 2004. 史跡平出遺跡－平成 14 年度記念物保存修理事業（環境整備）に係る発掘調査報告書－

塩尻市教育委員会. 2005a. 史跡平出遺跡－平成 15 年度記念物保存修理事業（環境整備）に係る発掘調査報告書－

塩尻市教育委員会. 2005b. 史跡平出遺跡整備植栽検討資料

塩尻市教育委員会. 2006. 史跡平出遺跡－平成 16 年度記念物保存修理事業（環境整備）に係る発掘調査概報－

塩尻市教育委員会. 2007. 史跡平出遺跡－平成 17 年度史跡等総合整備活用推進事業に係る発掘調査概報－

〈自然科学分析報告書〉

株式会社パレオ・ラボ. 2006. 平成 17 年度平出遺跡自然科学分析委託業務－年代測定

(AMS)・炭化材樹種同一

株式会社パレオ・ラボ. 2007. 平成 18 年度平出遺跡自然科学分析委託業務

パリノ・サーヴェイ株式会社. 2003. 平成 14 年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 2004. 平成 15 年度平出遺跡の自然科学分析報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 2005. 平成 16 年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告

パリノ・サーヴェイ株式会社. 2009. 平成 20 年度平出遺跡自然科学分析委託業務報告

〈会議資料〉

塩尻市教育委員会. 1999/01. 第 1 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 1999/09. 第 2 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2000/02. 第 3 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2001/02. 第 4 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2001/11. 第 5 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2002/02. 第 6 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2002/11. 第 7 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2003/02. 第 8 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2003/11. 第 9 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2004/02. 第 10 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2004/11. 第 11 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2005/02. 第 12 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2005/09. 第 13 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2005/12. 第 14 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2006/10. 第 15 回平出遺跡整備委員会会議資料

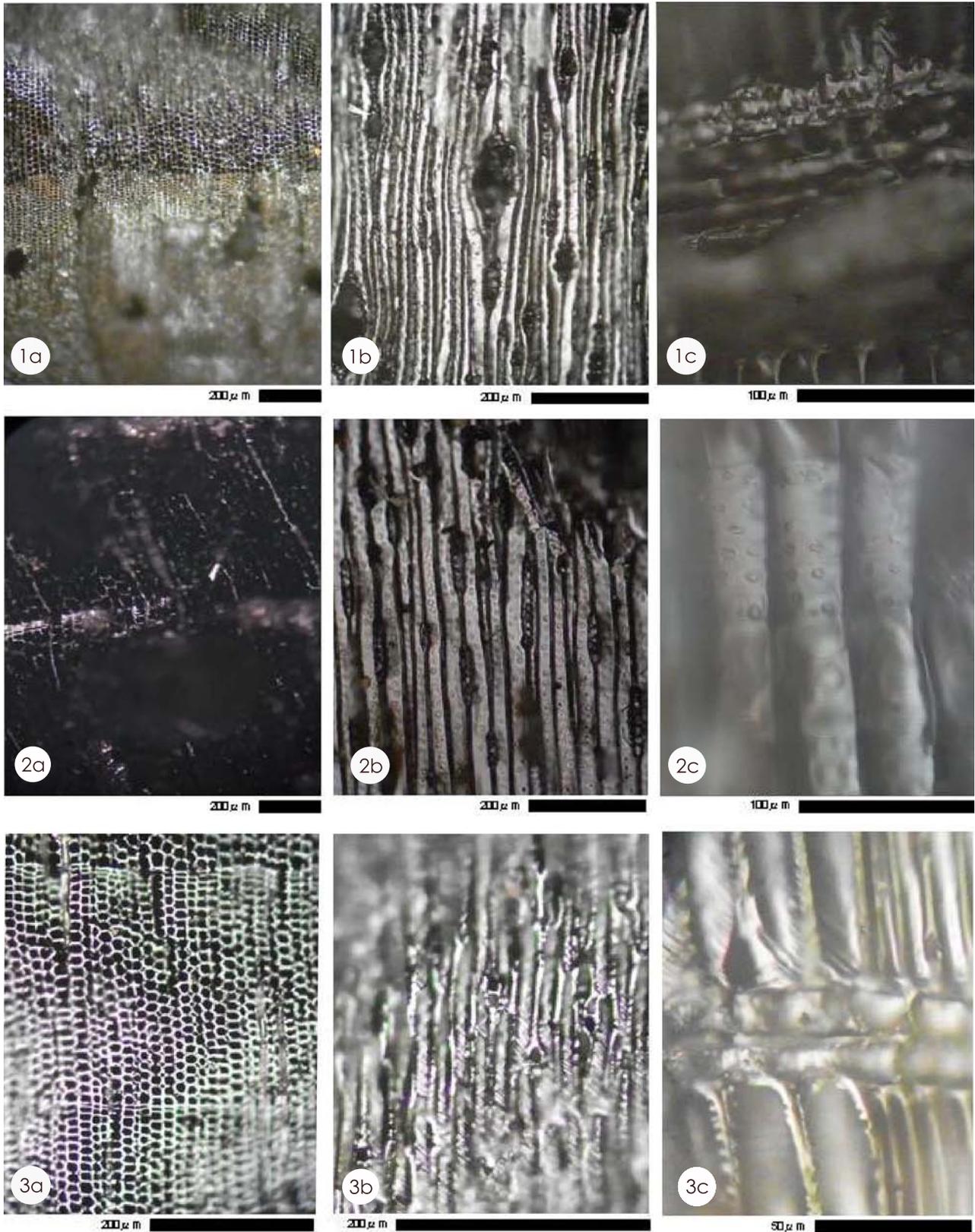
塩尻市教育委員会. 2007/02. 第 16 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2007/11. 第 17 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2008/02. 第 18 回平出遺跡整備委員会会議資料

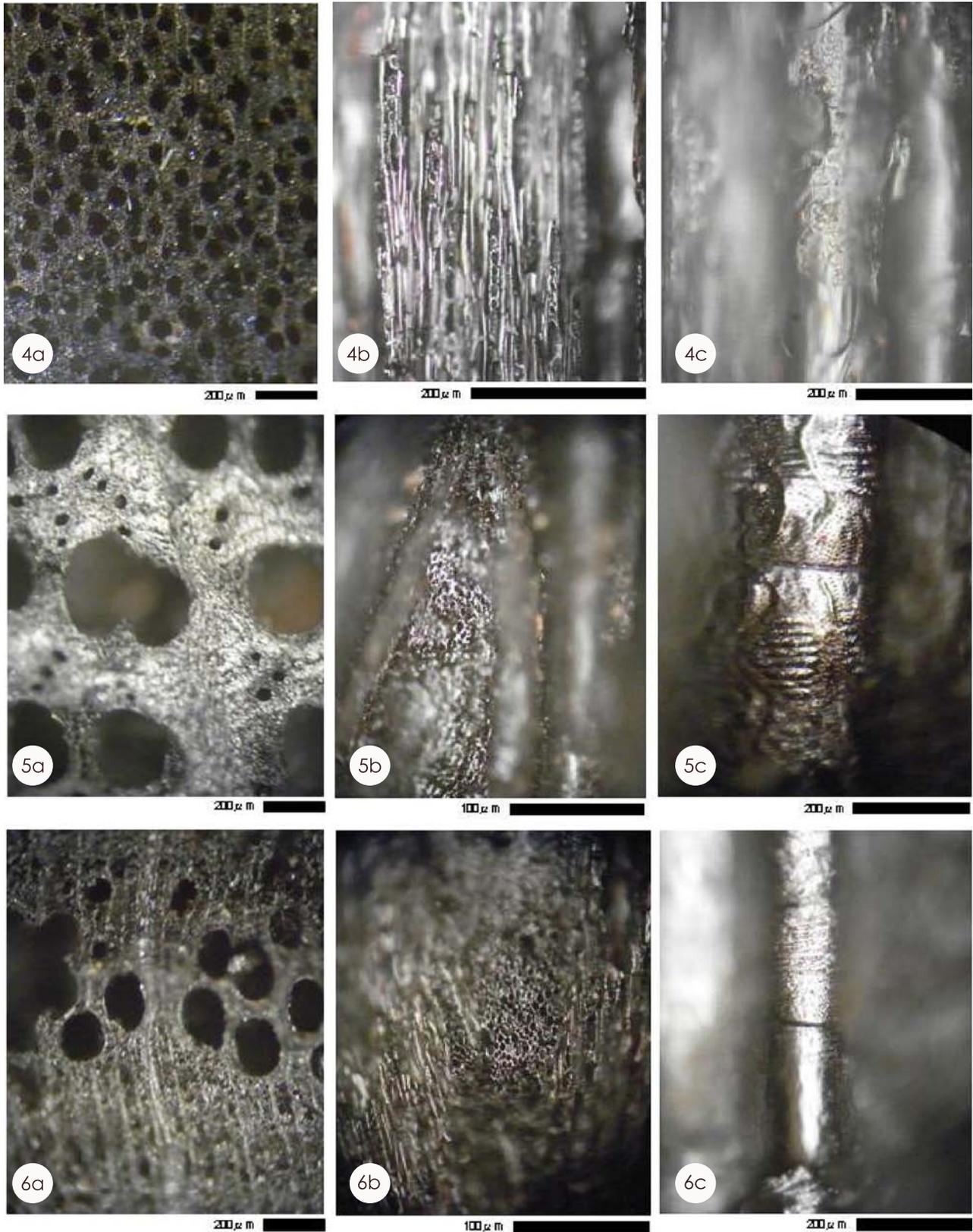
塩尻市教育委員会. 2008/10. 第 19 回平出遺跡整備委員会会議資料

塩尻市教育委員会. 2009/01. 第 20 回平出遺跡整備委員会会議資料



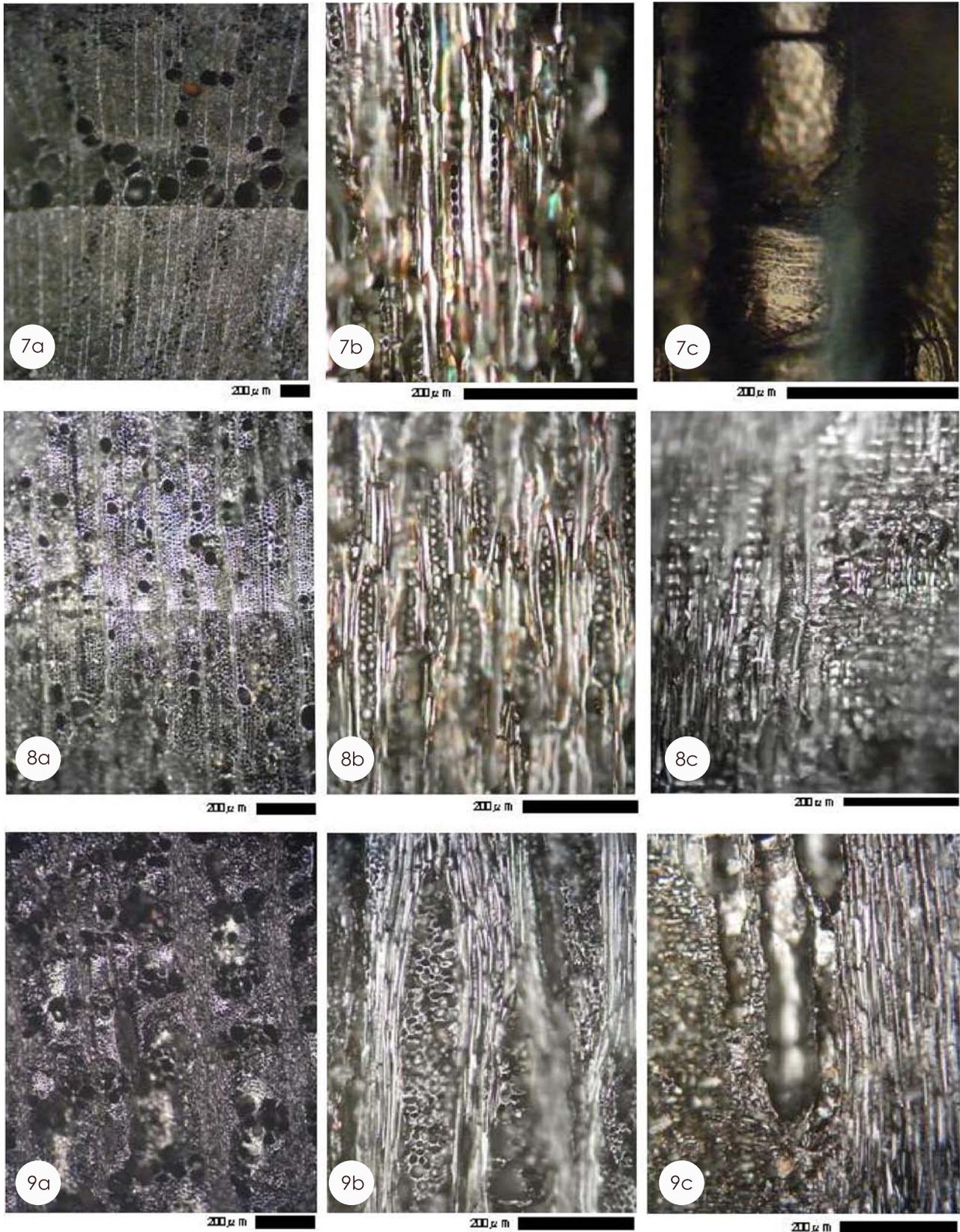
図版1 平出遺跡出土炭化材材組織の金属顕微鏡写真(1)

1a-1c: マツ属複維管束亜属(試料③No.14)    2a-2c: スギ(試料①No.2)    3a-3c: ヒノキ科(試料③No.7)  
 a: 横断面    b: 接線断面    c: 放射断面



図版2 平出遺跡出土炭化材材組織の金属頭微鏡写真(2)

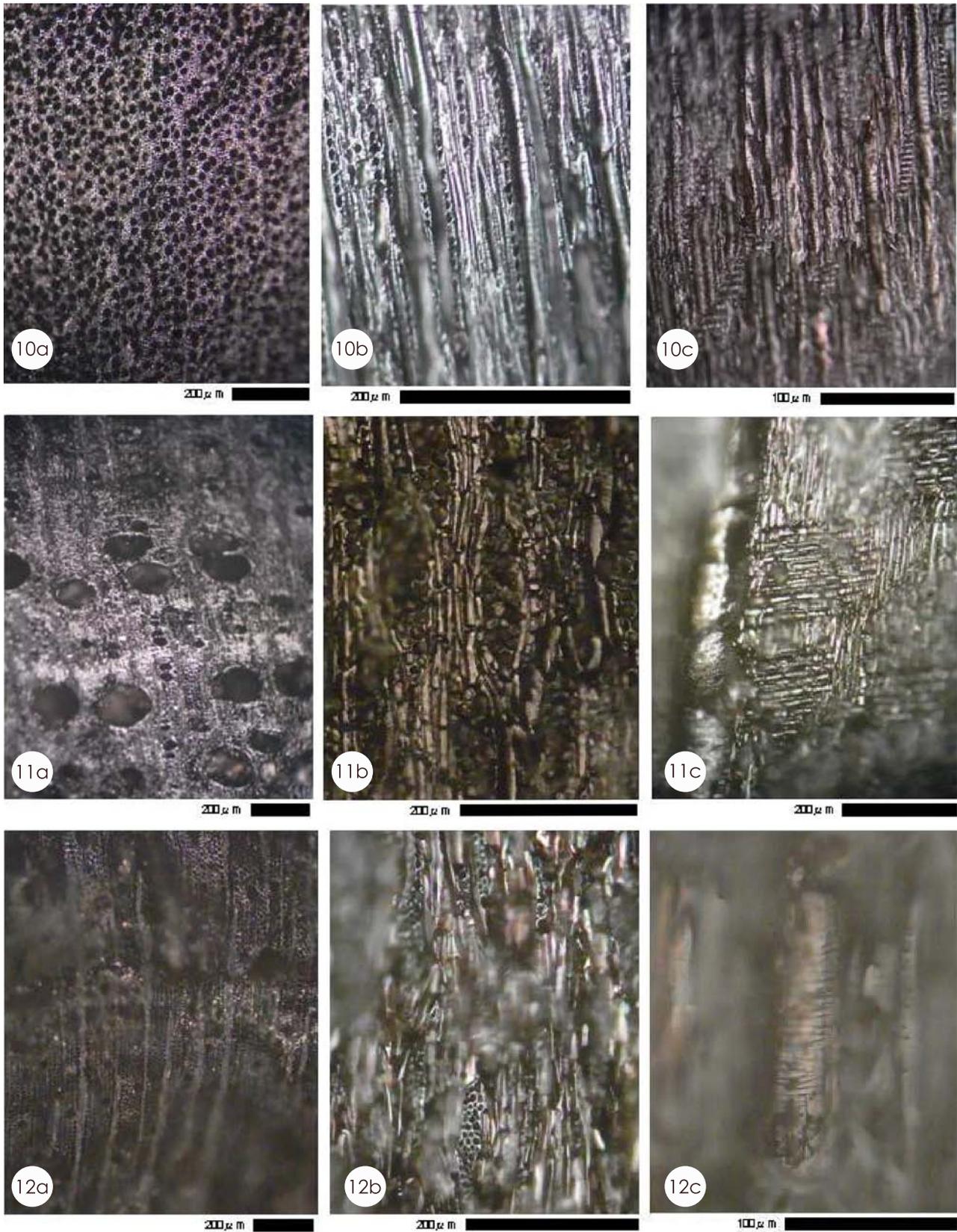
4a-4c: ヤナギ属(試料②No.12) 5a-5c: クヌギ節(試料⑩No.1) 6a-6c: コナラ節(試料⑧No.18)  
 a: 横断面 b: 接線断面 c: 放射断面



図版3 平出遺跡出土炭化材材組織の金属顕微鏡写真(3)

7a-7c: クリ (試料③No.8) 8a-8c: クスノキ科 (試料③No.1) 9a-9c: サクラ属 (試料②No.1)

a: 横断面 b: 接線断面 c: 放射断面

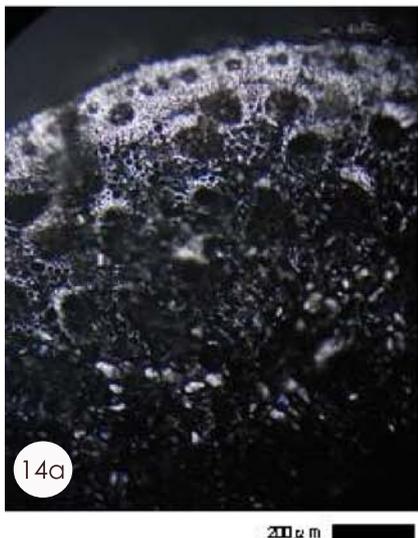
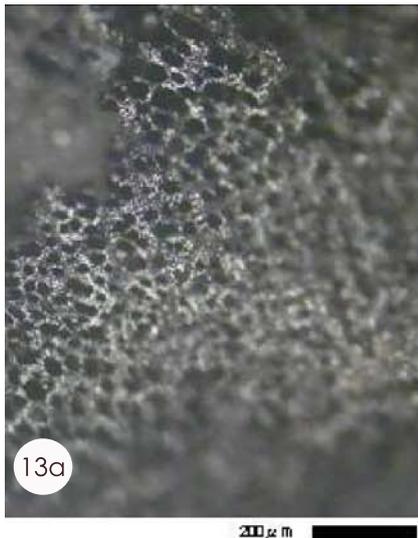


図版4 平出遺跡出土炭化材材組織の金属顕微鏡写真(4)

10a-10c: トチノキ(試料①No.3) 11a-11c: トネリコ属(試料⑦No.2)

12a-12c: 広葉樹 a(試料②No.6)

a: 横断面 b: 接線断面 c: 放射断面



図版5 平出遺跡出土炭化材材組織の金属顕微鏡写真(5)と試料概観

13a-13c: 広葉樹 c (試料④No.4) 14a: ススキ属 (試料①No.4)  
 15: スギ (試料①No.1・No2) 16-1・16-2: ススキ属 (試料①No.4 ほか)  
 a: 横断面 b: 接線断面 c: 放射断面